

認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 無能力者ニシテ法定代理人又ハ夫ノ認可若ハ保佐人ノ同意ヲ取消サレタルトキ
 - 二 化製場ノ使用權ヲ失ヒタルトキ
 - 三 認可ヲ得タル日ヨリ二箇月以内ニ工事ニ着手セス又ハ竣功期日ニ落成セサルトキ
 - 四 休場六箇月以上ニ及ヒタルトキ
 - 五 地況ノ變遷ニ依リ衛生上其ノ他公害アリト認ムルトキ
 - 六 化製場内建物其腐朽又ハ破損シタルトキ
- 第十二條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ハ戶籍法ニヨル届出義務者ヨリ本條ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 休場又ハ廢場シタルトキ
 - 二 場主死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ
 - 三 法定代理人、保佐人、夫又ハ其ノ氏名ニ變動アリタルトキ
 - 四 場主ノ住所氏名(法人ニアリテハ其ノ名稱事務所)ヲ變更シタルトキ
- 第十三條 未成年者、禁治産者ノ願届書ニハ法定代理人ノ連署準禁治産者妻ノ願届書ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第十四條 場主ハ前月中ノ化製高ヲ別表ニ據リ調製シ翌月五日限り所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ
- 第十五條 場主又ハ管理者ハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖其ノ責ニ任ス

第十六條 本則第一條第二項、第二條、第三條、第五條乃至第十條、第十二條、第十四條ニ違反シタルトキハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

本則ニ規定シタル違犯行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第十七條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ科料ノ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シルタ科料ノ刑ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十九條 本則ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

化製表(何月分)

場主 何

某

價 格	類 別	頭 數				化 製 高			
		牛	馬	羊	豚	牛	馬	羊	豚
	牛								
	馬								
	羊								
	豚								
	犬								
	牛								
	馬								
	羊								
	豚								
	犬								
	化								
	製								
	高								
	其								
	他								

長野縣

工場法及附屬建設物取締規則

(大正五年十月二十五日)
(長野縣令第二十五號)

第一條 本則ニ於テ工場ト稱スルハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ヲ謂フ

第二條 本則ニ於テ職工ト稱スルハ徒弟ヲ含ム

第三條 本則ニ於テ寢室ト稱スルハ寄宿職工ノ寢室ヲ謂フ

第四條 本則ニ於テ臥床ト稱スルハ寄宿職工ノ使用ニ充ツル一組ノ敷布團及掛布團ヲ謂フ

第五條 寢室ハ男女ニ依リテ之ヲ區別シ完全ナル區別ヲ設クヘシ但シ夫婦同宿シ又ハ乳兒ヲ同宿セシムル職工ニハ各別ニ區別セラレタル寢室ヲ給與スヘシ

第六條 寢室ノ收容人員ハ寢室内ノ廊下ヲ除キ平坪一坪半ニ付二人ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條 寢室ニハ其ノ收容セル職工ノ氏名ヲ其ノ入口ニ揭示スヘシ

第八條 工場及寄宿舎ノ保温裝置ハ安全ニシテ無害ナルモノヲ使用スヘシ

職工ノ就眠時ニ於ケル寢室ノ保温ニハ爐火ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 工場及寄宿舎ニ於テハ硝子製ノ油壺ヲ有シ又ハ油煙止ヲ有セサル洋燈ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條 工場及寄宿舎ニ於テハ出入口ノ外容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ避難シ得ヘキ個所ヲ撰ヒ左ノ標準ニ依リ層階毎ニ非常口其ノ他ノ避難裝置ヲ設クヘシ

- 一 非常口ハ高サ内法五尺八寸以上、幅内法五尺以上ナルコト但シ平坪二十坪以下ノ建物ニ在リテハ非常口ノ幅ヲ内法三尺迄ニ減スルコトヲ得

- 二 非常口ノ扉ハ内部ヨリ容易ニ之ヲ開キ又ハ打破シ得ヘキ方法ニ依ルコト
- 三、非常口ハ坪五十坪以下ノ建物ニ在リテハ一箇所以上、百坪以下ノ建物ニ在リテハ二箇所以上ヲ設ケ百坪ヲ超ユル建物ニ在リテハ其ノ室間取ノ狀況ニ依リ之ヲ増加シ其ノ何レノ場合タルヲ問ハス總テ之ヲ適當ニ配置スルコト但シ工場ニ付テハ其ノ構造ニ依リ非常口ノ數ヲ減スルコトヲ得
- 四 出入口又ハ非常口ニ附屬スヘキ階段、斜面若ハ橋梁ハ出入口又ハ非常口ノ數ニ應シテ之ヲ設ケルコト
- 五 前號ノ階段ハ踏面七寸以上、蹴上六寸以下、斜面ハ傾斜角度三十度以内ナルコト
- 六 第四號ノ階段、斜面又ハ橋梁ニハ堅牢ナル扶欄ヲ設ケルコト
- 七、二階以上ノ建物ノ非常口ニハ各層ヨリ直チニ屋外ニ通スル階段、斜面又ハ橋梁ヲ設ケ其ノ幅ハ非常口ノ幅ヨリ狭カラサルコト
- 非常口ハ適當ノ方法ニ依リ何人ニモ容易ニ其ノ所在ヲ發見シ得ヘキ設備ヲ爲シ且職工其ノ他ノ者ヲシテ常時其ノ利用方法ヲ習熟セシメ置クヘシ
- 第十一條 職工ノ臥床ハ一人ニ付一床ナルコトヲ要ス
- 第十二條 職工ノ寢具ハ之ヲ清潔ニ保チ少クトモ掛布團ノ襟ハ白布ヲ以テ之ヲ被フヘシ寢具ハ毎月二回以上出來得ルタケ長時間之ヲ日光ニ曝露スヘシ
- 第十三條 工場法施行規則第八條第二號乃至第五號ニ該當スル疾病ニ罹リタル者ノ使用シタル寢具ハ嚴密ナル消毒ヲ施シタル後ニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 工場法施行規則第八條第二號及第三號ニ該當スル疾病(麻疹ヲ除ク)ニ罹リタル者ノ居住シタル寢室

及病室其ノ使用シタル食器其ノ他傳染ノ懸念アル物品ハ凡テ之ヲ嚴密ニ消毒スヘシ

第十四條 寄宿舍ニハ寢室ト區別シテ病室及特別病室ヲ設ケヘシ

職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ之ヲ病室ニ、其ノ急性熱性傳染病ノ疑アル者ハ直チニ之ヲ特別病室ニ收容スヘシ

工場ニハ應急手當ニ必要ナル藥品其ノ他ノ材料ヲ備ヘ置クヘシ

第十五條 飲料水、食器洗滌用水若ハ洗面水ノ水質不良ナルカ又ハ導水裝置、貯水裝置其ノ他ノ設備不完全ナリト認ムルトキハ必要ナル事項ヲ命シ又ハ當該用水ノ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十六條 工場及寄宿舍ニハ充分ナル消防裝置ヲ設ケ職工其ノ他ノ者ヲシテ其ノ使用方法ヲ習熟セシメ置クヘシ

第十七條 便所ハ採光換氣ヲ充分ニシ臭氣ノ室内ニ侵入スルコトヲ防クヘシ

患者用便所ハ病室及特別病室各別ニ之ヲ附屬セシメ各室患者ノ専用トナスヘシ
便所ハ掃除ヲ勵行シ必要ノ場合ニハ適當ノ消毒ヲ行ヒ常ニ之ヲ清潔ニ保ツヘシ

糞尿溜及其ノ周圍ハ木材以外ノ不透質物ヲ以テ之ヲ作り頻回汲取ヲ爲スヘシ

第十八條 工場ニハ少クトモ一人ノ衛生及保安ニ關スル主任者ヲ設ケ其ノ氏名ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ主任者ハ工場ニ於ケル衛生及保安ニ關スル一切ノ事項ヲ監督スルモノトス

第十九條 前數條ノ外工場及附屬建設物竝設備ニシテ採光、換氣又ハ室温ノ調節不十分ナリト認メ其ノ他危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ必要ナル事項ヲ命スルコト

トアルヘシ

第二十條 本則ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 工業主本則ノ規定ニ違反シ又ハ第十五條若ハ第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ従ハサルトキ其ノ他必要ト認ムルトキハ工場又ハ附屬建設物若ハ設備ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

附 則

第二十二條 本則ハ大正五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受ケル工場ノ工業主ハ其ノ既設ノ工場及附屬建設物ニ付本

則施行ノ日ヨリ一月内ハ第七條及第十八條ノ規定ニ、三月内ハ第八條、第九條及第十二條第一項ノ規定ニ、九月内ハ第十條ノ規定ニ、一年内ハ第十四條及第十七條第一項、第二項並第四項ノ規定ニ

三年内ハ第十一條ノ規定ニ、五年内ハ第六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十四條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受ケル工場ノ工業主ト雖本則公布ノ日以後ニ於テ工場又ハ附屬建設物ヲ改築又ハ増築スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラス其ノ改築又ハ増築ニ係ル建設物ニ付テハ第六條、第十條、第十一條、第十四條第一項及第二項及第十七條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

職工寄宿舎建築規則

(大正五年十二月二十八日)
(長野縣令第三十二號)

工場法ノ適用ヲ受ケ又ハ受ケヘキ工場ニシテ其ノ職工ノ寄宿舎ノ新築、増築、改築其ノ他模様換ヲ爲サムトスルトキハ工業主ハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル圖面ヲ添付スヘシ

- 一 寄宿舎寢室ノ現在總坪數(室內廊下ヲ除ク)及大正五年十一月一日ニ於ケル寄宿舎收容人員總數
- 二 寄宿舎中改築其ノ他模様換ヲ爲サムトスル部分ノ寢室總坪數(室內廊下ヲ除ク)
- 三 敷地内建造物ノ豫定配置圖(建造物相互間ノ距離ヲ記入スルコトヲ要ス)
- 四 増築改築其ノ他模様換ヲ爲サムトスル寄宿舎ノ豫定各階平面圖(各寢室内ノ板敷疊數ノ區別、數又疊ハ寢臺ノ面積及數ヲ明細ニ記入スルコトヲ要ス)及側面圖
- 五 前號寄宿舎ノ各寢室ノ豫定收容人員

瓦斯事業取締規則

(明治四十五年三月五日)
(長野縣令第十五號)

第一條 瓦斯供給事業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 族籍、住所、氏名、生年月日、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々在地、創立年月日、定款並代表者ノ族籍、住所、氏名、生年月日
- 二 營業所ノ位置
- 三 事業ノ目的
- 四 瓦斯ノ種類
- 五 供給區域及線路ノ地名並其平面圖
- 六 製造所貯藏所ノ位置

- 七 土地又ハ道路並河川用悪水路等公有水面ノ使用ニ關スル許可書若ハ承諾書ノ寫
- 八 製造所、貯藏所ノ四周二町以内ノ地形及建築物ノ現狀ヲ示シタル平面圖
- 九 資本金、工事費、及事業上收支概算書
- 第二條 未成年者及禁治產者ノ爲ス願書ニハ法定代理人ノ連署、準禁治產、妻ノ爲ス願屆書ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第三條 瓦斯製造所、貯藏所ハ學校、病院、社寺、公園ヲ距ル二町以内ノ地ニ設置スルコトヲ得ス
- 第四條 第一條ニ依リ瓦斯事業ノ許可ヲ得タル者ハ六個月以内ニ左ノ事項ヲ具シ工事施行認可ヲ申請スヘシ之カ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 前項ノ申請書ハ事業願ト同時ニ之ヲ提出スルコトヲ得
- 一 瓦斯製造所、貯藏所ノ構造仕様書、及其ノ平面圖、(蒸溜器、凝縮器、精洗場、瓦斯槽、瓦斯メーター、コレクター、貯溜池、石炭又ハ「カーバイト」貯藏所等ノ位置ヲ示ス)
- 二 蒸溜器ノ個數並ニ構造仕様書及其圖面(平面圖、断面圖)
- 三 瓦斯槽ノ個數並構造仕様書
- 四 瓦斯精洗ノ順序方法
- 五 煙突ノ構造仕様書及其ノ圖面
- 六 避雷針ノ仕様書
- 七 瓦斯製造上生スル汚水、廢棄物ノ處分方法
- 八 瓦斯製造ニ使用スル機械ノ種類及算數並其ノ圖面

- 九 埋設又ハ架設スヘキ瓦斯管ノ種類、口徑、接合、屋内取付ノ方法、瓦斯遮斷器設置場所、埋設及架設ノ間數、地表ヨリ管ノ上部ニ至ル深サ、路端、最近飲料水及各種ノ水道管其ノ他地中施設金屬管トノ距離
- 十 瓦斯管ヲ河川等ニ架設セントスルトキハ其ノ架設方法及平水面ニ對スル距離
- 十一 工事着手期日又落成期限
- 第十二條 工事竣工シタルトキハ知事ニ届出ヲ使用認可ヲ受クヘシ
- 第五條 瓦斯管ハ左ノ方法ニ依リ總テ地中ニ埋設スヘシ但シ河川等ニ架設スル場合ハ成ルヘク橋梁其ノ他既設ノ架設物ニ沿ヒ架設スヘシ
- 一 瓦斯管埋設ノ深サハ地表ヨリ二尺以上タルコト
- 二 地下電線又ハ瓦斯管若ハ各種ノ水道管ト接近シテ埋設スルトキハ四尺以上又之ト交叉シテ埋設スルトキハ二尺以上離隔スルコト
- 三 飲料水ニ對シテハ六尺以上電柱、路端、樹木、建設物ニ對シテハ三尺以上離隔スルコト
- 四 直流單線式電氣鐵道ノ軌道ト九町以内ノ距離ニ接近スルトキハ軌道歸線ノ絕縁セサル部分ト六尺以上ヲ離隔スヘシ但シ六尺以上離隔シ能ハサルトキハ其ノ間不導體ノ離隔物ヲ設ケ電流ニシテ地中六尺以上ヲ通過スルニ非レハ兩者間ヲ流通スルコト能ハサルノ設備ヲ爲スコト
- 五 瓦斯管ノ交叉點ハ十字管ヲ用キ屈曲ノ個所ハ屈曲管ヲ用ウルコト
- 六 埋設瓦斯管ハ適當ノ勾配ヲ付シ貯溜汚水ノ排泄裝置ヲ爲スコト
- 工事又ハ土地ノ狀況ニ依リ已ムヲ得サルトキ若ハ特許ノ施設ヲ爲ス場合ハ知事ノ認可ヲ受ケ

前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第六條 火藥又ハ石油ノ貯藏場、紡績、打綿工場其ノ他ノ爆發性、燃燒性等ノ物質ヲ藏置スル場所並
劇場、寄席、常設遊覽場、十人以上從業者アル工場及寄宿舍病院又ハ汽罐、汽機(石油發動機其ノ他)電
信、電話、室内等ニ瓦斯ヲ供給セントスルトキハ工事施行前左ノ書類ヲ添ヘ知事ニ届出ヘシ之ヲ變
更セントスルトキ亦同シ

- 一 工事方法書
- 二 使用場所及瓦斯管布設平面圖
- 三 竣工期限

第七條 電氣ヲ使用スル建物其ノ他ニ對スル工事ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一 屋内ニ於テ電線、水管其ノ他ノ金屬體ト交叉又ハ接近シテ施設スル瓦斯管ハ五寸以上ヲ離隔シ
其ノ點檢容易ナラサル場所ニ在リテハ二尺以上ヲ離隔スルコト
- 二 電氣機械器具ヲ容ル、爲メ特ニ設ケタル室又ハ函内ニ瓦斯工作物ヲ施設スヘカラサルコト但シ
接續點ナキ瓦斯管ハ此ノ限ニ在ラス

三 電氣機械器具ノ附近ニ瓦斯工作物ヲ施設スルトキハ空氣ノ疏通十分ナル場所ニ在リテハ一尺以
上其他ノ場所ニ在テハ二尺以上ヲ離隔スルコト

四 屋内供給管ニハ引込口内外各一ヶ所ニ開閉器ヲ設ケルコト
工事已ムヲ得サル場合ハ知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第八條 瓦斯引込管ヲ新設變更又ハ撤去セントスルトキハ工事着手前項左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ヘ

シ

- 一 新設、變更、撤去ノ場所
- 二 需用者ノ氏名
- 三 管ノ種類

四 工事着手及竣工日期

第九條 瓦斯管ノ要所ニハ容易ニ瓦斯ヲ遮斷シ得ヘキ適當ノ設置ヲ爲スヘシ

第十條 瓦斯管ヲ左記各號ノ物件ニ併行若ハ交叉シ又ハ六尺以内ノ距離ニ接近シテ敷設セントスルト
キ或ハ其ノ既設ノモノヲ修理又ハ撤去セントスルトキハ場所竝ニ日時等工事着手前其ノ所有者若ク
ハ管理者ニ通知シ立會ヲ求ムヘシ

- 一 地中電線又ハ瓦斯管
- 二 各種ノ水道管
- 三 飲料水
- 四 軌道
- 五 建設物ニ施設シアル電氣工作物

所有者若クハ管理者ニ於テ豫定ノ日時ニ立會ヲ爲ササルトキハ直ニ工事ヲ施行スルコトヲ得

第十一條 瓦斯製造所及貯藏所ニハ雷針ヲ設クヘシ

第十二條 瓦斯管ノ埋設架設其ノ他工事ノ爲メ道路其ノ他ノ場所ヲ發掘若ハ毀損シタルトキハ竣工ノ
後遲滞ナク原形ニ修補スヘシ

第十三條 事業者ハ工事着手前ニ學識、經驗アル主任技術者又ハ代務者ヲ選任シ履歷書ヲ添ヘ其族籍住所、氏名、生年月日ヲ知事ニ届出ヘシ之ヲ解任若ハ變更シタルトキ亦同シ

知事ハ主任技術者又ハ代務者ニシテ不適任ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ之カ改任ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 瓦斯事業ニ關シ提出スル書類圖書中技術ニ關スルモノハ主任技術者又ハ其ノ代務者之ニ署名捺印スヘシ但シ主任技術者ノ選任前ニ在リテハ擔當技術者之ニ捺印スヘシ

第十五條 事業者ハ事業開始前營業規程ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

營業規程ニハ瓦斯供給料金及供給ニ要スル機械器具工作物ノ使用料其ノ他供給上ノ要件ヲ記スヘシ

第十六條 知事ハ正當ノ事由アリト認ムルトキハ工事施行認可申請期間及工事着手期間若ハ事業開始期間ノ延長ノ認可スルコトアルヘシ

第十七條 事業ヲ讓渡シ又ハ合併セントスルトキハ當事者連署ノ上知事ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 事業者ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ十日以内ニ知事ニ届出ヘシ但シ第三號ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ又法人ニ在リテハ精算人ヨリ之ヲ爲スヘシ

一 第一條第一號第二號ニ異動ヲ生シタルトキ
二 法定代理人、保證人ニ變更ヲ生シ又ハ其住所氏名ヲ變更シタルトキ
三 事業者死亡シ(法人ニ在リテハ解散)又ハ所在不明トナリタルトキ

四 瓦斯ノ供給ヲ開始シ又ハ廢止シタルトキ

第十九條 事業者ハ知事ノ認可ヲ受クルニ非レハ全部又ハ一部ノ事業ヲ休止スルコトヲ得ス

第二十條 事業者ハ正當ノ事由ナクシテ需用者ニ對シ瓦斯ノ供給ヲ拒絕スルコトヲ得ス

第二十一條 左ノ場合ニ於テハ其ノ原因、日時及狀況ヲ遲滯ナク知事ニ届出ヘシ
一 瓦斯事業ニ起因シ災害其ノ他ノ事故ヲ生シタルトキ
二 天災其ノ他事故ノ爲メ瓦斯ノ供給ヲ停止又ハ之ヲ復舊シタルトキ

第二十二條 瓦斯管敷設ノ場所及其ノ附近ニ於テ出火其ノ他ノ災害アリタルトキハ直ニ技術者又ハ工夫ヲ現場ニ派遣シ危害豫防ノ施設ヲ爲サシメ其ノ狀況ヲ出張ノ警察官吏ニ申告シ其ノ許可ヲ得ルニアラサレハ退場スルコトヲ得ス

前項ノ派遣員ニハ標旗若クハ標章夜間ハ標燈ヲ携帯セシムヘシ其ノ標旗、標章及標燈ハ豫メ一定シ知事ニ届出ヘシ

第二十三條 出火其他災害ノ場合ニ際シ迅速ニ危害豫防ノ施設ヲ爲サシムル爲メ必要ナリト認ムルトキハ知事ハ瓦斯供給區域内ノ要所ニ技術者又ハ工夫ノ散宿所ノ設置ヲ命スルコトアルヘシ

前項散宿所ニハ公衆ノ賭易キ所ニ標札(夜間ハ標燈)ヲ掲ケ且昇降器其ノ他危害豫防上必要ノ器具ヲ備ヘ置クヘシ

第二十四條 前條ニ依リ散宿所ヲ設ケタルトキハ五日以内ニ其ノ位置及散宿所ニ勤務スル技術者又ハ工夫ノ氏名年齢ヲ知事ニ届出ヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第二十五條 製造所、貯藏所、又ハ線路ノ工作物當該官吏ヲシテ隨時監査セシムルコトアルヘシ

第二十六條 知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ瓦斯漏洩試験ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ試験又ハ當該官吏カ瓦斯工作物ノ検査ヲ要スル費用ハ事業者ノ負擔トス

第二十七條 瓦斯ノ製造量、供給量、需用者ノ増減、副生物、數量、價格等ハ毎月十日迄ニ前月分ヲ知事ニ届出スヘシ事業概況報告書ハ毎決算毎ニ調製シテ提出スヘシ

第二十八條 自家用ノ爲メ瓦斯ヲ製造若ハ天然瓦斯ヲ使用スル者ハ瓦斯ノ種類、使用ノ目的使用ノ場所設備方法等ヲ具シ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十九條 本則又ハ本則ニ基ク命令ニ依リ知事ニ提出スヘキ願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第三十條 國又ハ供給區域ヲ管轄スル公共團體ニ於テ瓦斯事業ノ全部又ハ一部ヲ買收セントスルトキハ事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十一條 前條ニ依ル買收價格ハ當事者協議ノ上決定スヘシ前項ノ協議調ハサル場合ハ知事ニ於テ三名ノ評價委員ヲ命シ尙買收者及當事者ヲシテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其ノ委員ノ意見ヲ徵シ買收價格ヲ定ム

第三十二條 知事ハ公益若ハ危害豫防上必デアリト認メタルトキハ改修、撤去又ハ使用ノ停止ヲ命シ若ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

事業者ニシテ第四條第一項ニ依リ工事施行認可ヲ申請セス若ハ工事施行認可ヲ得タル日ヨリ六箇月以内ニ工事ニ着手セス其ノ他本則及本則ニ基ク命令並事業許可ノ條件トシテ命令シタル事項ニ違背シ又ハ正當ノ事由ナクシテ一箇月以上事業休止シタルトキ亦前項ニ同シ

第三十三條 本則第一條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條

第十三條第一項、第十五條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十七條、第二十八條、第三十條ニ違背シタル者又ハ第二十五條ノ監査ヲ拒ミタル者及第十三條第二項、第二十三條、第二十六條第一項、第三十二條ノ命令ニ從ハサル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第三十四條 本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之ヲ法定代理人ニ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

事業者ハ法定代理人、法人ノ代表者、其ノ代理人、戸主家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指示ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第三十五條 本則施行前ヨリ瓦斯ノ供給事業又ハ使用ヲ爲スモノハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第一條及第四條若ハ第二十八條ノ手續ヲ爲スヘシ
前項ノ手續ヲ爲ササル者ハ爾後瓦斯事業ヲ爲スコトヲ得ス

火工場取締規則

(明治二十三年四月二十二日)
長野縣令第二十四號

火工場取締規則別紙ノ通相定ム

但從前設ケアル火工場ニシテ本則ニ牴觸スルモノハ本年十月三十一日限り改造若ハ修補ヲ加ヘ所轄警察官署又ハ警察分署ヘ届出検査ヲ受クヘシ

第一條 本則ハ鍛冶鑄物及ヒ硝子器火工場ニ適用ス

- 第二條 火工場ヲ設置セントスル者ハ其ノ構造ノ方法及種別ヲ記シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ改造大修繕ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 場主ノ族籍氏名ヲ變更シ又ハ廢場、代替、死亡シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ヘ届出ヘシ但シ死亡ノトキハ相續人ヨリ之ヲ届出ヘシ
- 第三條 火工場ノ竈火燒場煙筒(筒ヲ設ケサル煙)ハ石又ハ煉瓦石其他不燃質物ヲ以テ堅牢ニ築造スヘシ火工場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ
- 第四條 煙筒ハ屋上へ三尺以上突出セシメ其周圍ハ燃質物ニ接近セシメサル様裝置シ毎月一回以上掃除スヘシ但シ掃除期日ハ豫メ所轄警察官署又ハ警察分署ヘ届置クヘシ
- 第五條 火工場内火氣達シ難キ場所ニハ其時々使用スルモノ、外他ノ燃質物ヲ置クヘカラス
- 第六條 火工場及ヒ煙筒ノ構造煙筒ノ尺度不適當ノモノアルトキハ改造修補セシムルコトアルヘシ
- 第七條 烈風ノトキ特ニ危險ノ處アルモノハ一時焚火ヲ停止セシムルコトアルヘシ
- 第八條 本則第二條、第三條ニ違背シ及ヒ第四條、第五條、第六條、第七條ニ違背シ命ニ從ハサルモノハ本縣違警罪ヲ以テ罰セラルヘシ

宮 城 縣

製造場取締規則

(明治三十五年十一月 宮城縣令第七十四號)

- 第一條 本則ハ電氣瓦斯及石油機關ヲ原動機トシテ使用スル諸製造場及工場ニ適用ス
- 第二條 製造所及工場ヲ建設セントスルトキハ左ノ各號ヲ具シ警察官署ヲ經テ縣知事ノ許可ヲ受クヘシ其移轉増設又ハ變更セントスルトキ亦同シ
- 一 製造所及工場ノ名稱
- 二 敷地ノ位置
- 三 敷地及建造物ノ坪數竝ニ周圍六十間以内ノ地形ヲ示シタル平面圖
- 四 建造物非常口機械類煙突等ノ位置ヲ示シタル平面圖及仕様書
- 五 機械ノ積類及箇數
- 六 就業時間
- 七 製品原料及燃料ノ種類
- 八 有害瓦斯又ハ惡臭劇震劇響ヲ發シ又ハ火ノ子煤煙ヲ飛散スルモノハ其除害方法汚水又ハ汚物ヲ生スルモノハ其排除方法
- 第三條 製造所及工場ハ公園公共ノ建設物及人家稠密ノ場所ヲ距ル六十間以上タルヘシ但規模狭小若クハ構造完全ニシテ公害ナシト認ムルモノハ特ニ許可スルコトアルヘシ
- 第四條 工事落成シタルトキハ警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス

第五條 製造工場ニシテ公安ヲ害シ又ハ公害ヲ醸スヘキ虞アリト認ムルトキハ修理改造ヲ命シ又ハ其許可ヲ取消シ者クハ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第六條 製造所、工場ニ於テ出火、崩壊、破裂其他危害ヲ生シ若クハ生スヘキ虞アルトキハ速ニ豫防方法ヲ設ケ警察官吏ニ申告スヘシ

第七條 警察官吏ニ於テ火ノ子飛散其他危険ノ虞アリト認ムルトキハ臨時休業ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 左ノ場合ハ五日以内ニ警察官署ヲ經テ縣知事ニ届出ヘシ
一 製造所工場ヲ賣買、貸借、讓渡、讓受タルトキ但双方連署ヲ要ス
二 製造所工場ヲ廢止又ハ休業復業シタルトキ
三 住所族籍氏名等ニ異動ヲ生シタルトキ

第九條 本則ノ外別ニ取締規則アルモノハ各其規則ニ從フヘシ

第十條 本則ニ違背シ又ハ停止中使用シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第十一條 本則施行以前ノ建設ニ係ルモノハ六ヶ月以内ニ本則第二條ニヨリ出願許可ヲ受クヘシ

諸製造場出願ニ關スル件 (明治二十年十月 宮城縣令第七三號)

乾魚製造場其ノ他左ニ記載ノ諸場ヲ建設シ營業ヲ爲サントスルモノハ其願書ニ製造方法ヲ記載シ且ツ製造用ニ供スル建物及地所ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ縣廳ニ願出ツヘシ

- 一 乾魚製造場
 - 一 蒸汽機關其ノ地煙筒ヲ用ユル製造場
 - 一 鑄物製造場
 - 一 硝子製造場
 - 一 煉瓦製造場
 - 一 瓦斯製造場
- 本令ニ違背シタルモノハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

福島縣

屋上制限規則 (大正三年三月三十一日改正)

- 第一條 家屋其他ノ建造物ヲ建築セントスル時ハ屋上葺覆ノ方法ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二條 家屋其他建造物ハ不燃質材料ヲ以テ屋上ヲ葺覆スヘシ但シ特ニ認可ヲ受ケタルモノハ此限リニ非ラス
- 第三條 本則施行以前燃質材料ヲ以テ屋上ヲ葺覆シタルモノハ改葺若クハ條覆ノ際ハ前二條ノ例ニ依ルヘシ
- 第四條 第一條乃至第三條ノ制限ニ從ハサル者ハ改葺ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五條 本則施行ノ地域ハ別ニ之ヲ定ム
- 附 則
- 本則施行前屋上制限區域内ニ指定セラレタル者ハ本則ニ限リ指定セラレタルモノト見做ス
- 本則ハ大正三年四月一日ヨリ之レヲ施行ス

瓦斯製造供給營業取締規則 (明治四十三年八月二日)

(福島縣令第三十八號)

- 第一條 瓦斯製造供給營業ヲ爲サントスル者ハ所轄警察官署ヲ經由シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二條 瓦斯製造供給者ニシテ法令ノ規定ニ違背シ又ハ許可ノ條件トシテ命令シタル事項若クハ之レ

ニ基キテ發シタル命令ニ違背シタルトキハ瓦斯工作物ノ使用ヲ停止シ又ハ除害ノ裝置ヲ命シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三條 第一條ニ違背シタルモノ又ハ使用停止若クハ除害裝置ノ命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四條 法人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第三條ノ處罰ハ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第五條 本則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

岩 手 縣

煙筒取締規則

(大正三年一月卅日)
(岩手縣令第六號)

第一條 煙筒ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 煙筒ハ石、煉瓦、土管、鐵管、鐵板等ノ不燃質物ヲ用ウルコト
- 二 煙筒ノ屋根、壁若ハ天井等ヲ貫通スル箇所ニハ不燃質物ヲ以テ危險豫防ノ裝置ヲ爲スコト
- 三 煙筒ニハ構造ノ如何ニ依リ適當ナル支柱、支線其ノ他ノ支持物ヲ設クルコト
- 四 製造所又ハ工場用煙筒ノ高サハ屋内タルト屋外タルトヲ問ハス地盤ヨリ四十尺以上ト爲スコト
- 五 前號以外ノ煙筒ノ高サハ之ヲ屋外ニ建設スルトキハ地盤ヨリ二十尺以上又ハ屋側ニ出ストキ屋上若ハ屋側ヨリ自家用ノモノニ在リテハ六尺以上營業用火焚場ノモノニ在リテハ十尺以上ト爲スコト

前項第三號乃至第五號ノ制限ハ土地ノ狀況又ハ屋根若ハ煙筒ノ構造ニ依リ所轄警察官署ノ許可ヲ得テ之ヲ短縮若ハ省略スルコトヲ得

第二條 煙筒ハ軒先壁若ハ天井等ヲ距ル一尺以内ノ場所又ハ茅葺ノ家屋ニ設クルコトヲ得ス

第三條 煙筒ハ毎月二回以上掃除ヲ行フヘシ但シ薪炭等燃焼ノ儘掃除ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 警察官署ハ危險豫防又ハ衛生上必要ト認ムルトキハ煙筒ヲ検査シ又ハ煙筒ノ修繕改造若ハ位置ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止若ハ禁止シ又ハ危險豫防ノ裝置ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 第一條乃至第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條ノ命令ニ從ハサル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

燐寸軸木製造場取締規則

(明治三十一年七月
岩手縣令第四十號)

- 第一條 本則ニ於テ燐寸軸木製造場ト稱スルハ蒸場剝場又ハ乾燥室ヲ云フ
- 第二條 燐寸軸木製造場ヲ建設セムトスル者ハ願書ニ製造場ノ設計書及製造場周圍六十間以内ノ見取圖ヲ添ヘ其ノ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ其ノ増築、改築、移轉ノ場合亦同シ
- 第三條 乾燥室ハ別棟トシ木造ノ場合ハ左ノ制限ニ從フヘシ但石造煉瓦其ノ他不燃質物ヲ以テ構造スルトキハ第一號ノ制限ニ依ラス特ニ許可スルコトアルヘシ
 - 一 乾燥室ハ人家其ノ他ノ建造物ヲ距ル三十間以上ノ場所ニ設クルコト
 - 二 室内ハ不燃質物(石煉瓦又ハ厚土壁ノ類)ヲ以テ構造スルコト
 - 三 竈口ハ鐵板ヲ以テ開閉シ火焰ノ外部ニ出ツルヲ防クコト
 - 四 屋根ハ瓦又ハ石板亞鉛ノ類ヲ以テ構造シ煙突ハ鐵板煉瓦又ハ陶器製ノモノヲ用ヒ屋上ヨリ高サ六尺以上ト爲スコト
- 第四條 蒸場ノ構造ハ前條第一號第二號第三號ノ規程ニ據ルヘシ但人家稠密ノ場所ニアリテハ適當ノ距離ヲ取ラシムルコトアルヘシ
- 第五條 製造場ノ建築竣工シタルトキハ使用前所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ構造不適當ト認ムルトキハ改築ヲ命スルコトアルヘシ
- 第六條 煙突ハ一週間一回以上必ス掃除スヘシ
- 第七條 製造場ノ構造又ハ管理方法ニ付危害アリト認ムルトキハ警察官吏ニ於テ適當ノ處置ヲ命スルコトアルヘシ

- 第八條 第二條ノ許可ヲ受ケス第三條、第四條ノ制限ニ從ハス第六條ノ掃除ヲ爲サ、ル者ハ二日以上十日以下ノ拘留又ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 第九條 第五條ノ検査ヲ受ケス第五條第七條ノ命令ニ從ハサル者ハ免許ノ失効ヲ命スルコトアルヘシ

獸屍化製場取締規則

(明治三十三年八月一日
岩手縣令第四三號)

- 第一條 化製場ハ廢獸ヲ撲殺シ又ハ獸屍ヲ原料トシ工業材料及肥料等ヲ製造スル所ヲイフ
- 第二條 化製場ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ニ受クヘシ其改築又ハ變更セムトスルトキ亦同シ
 - 一 化製場設置ノ地名地割番號字地種坪數
 - 二 同場近傍百二十間(水準ニ依ル)以内ノ地形並人家公園、道路、鐵道、河川、井泉其他重要ナル建造物ノ位置及其距離ヲ記シタル圖面
 - 三 化製場ノ構造及其建坪ヲ記シタル圖面
 - 四 化製ノ方法書
 - 五 化製場竣工ノ期日
- 第三條 化製場ノ位置構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ
 - 一 但山林原野ニシテ人家、公道河川井泉ヲ距ル百八十間(水準ニ依ル)以上ノ地ナルトキハ四號六號ノ構造ハ要セス
 - 二 土地高燥ニシテ飲料水ニ障害ナク人家、公園、道路(國道、郡道、縣道)鐵道、河川井泉及其他

- 重要ナル建造物ヲ距ル百二十間(水準ニ依ル)以上タルヘシ
- 二 周圍ニハ柵欄若クハ土堤ヲ設ケ其入口ニハ獸屍化製場ト記シタル地上六尺以上ノ標木ヲ建ツヘシ
- 三 場内ニハ廢獸、撲殺場、獸屍支解所、汚物溜、血液溜、汚水溜、煮沸所ヲ設クヘシ
但シ廢獸撲殺所ハ獸屍支解所ト汚水溜ト併置スルヲ妨ケス
- 四 廢獸撲殺場獸屍支解所ノ地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ汚水溜ニ通スル溝ヲ設クヘシ
- 五 汚物溜、血液溜、汚水溜ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ屋外ニ設置シ適當ノ覆蓋ヲ設クヘシ
- 六 單ニ骨粉若ハ肥料ヲ製造シ製革ヲ爲スモノハ廢獸撲殺所獸屍支解所及汚物溜ヲ除クノ外之ヲ省略スルコトヲ得
- 第四條 化製場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出檢査ヲ受クヘシ其位置構造第三條各項ノ制限ニ違ヒ不適當ト認ムルトキハ改築變更若クハ移轉ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五條 廢獸ヲ撲殺セムトスルトキハ牛馬籍牒本ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第六條 化製場外ニ於テハ廢獸ヲ撲シ又ハ化製ヲ爲スヘカラス
- 第七條 獸屍ノ肉ハ化製スルノ外食料ノ爲メ販賣又ハ授與スヘカラス
- 第八條 化製場ヲ讓受ケムトスルモノハ讓渡人ト連署シ所轄警察官署ヲ經テ届出ツヘシ
- 第九條 化製場所有者ハ住所氏名ニ變更アリタルトキ又ハ廢業シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ
- 第十條 化製場ニハ獸屍頭數簿ヲ備ヘ置キ化製シタル獸類頭數ヲ記載シ置クヘシ

第十一條 第二條ノ許可ヲ受ケス又ハ其命ニ從ハス第五條乃至第十條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

獸屍化製場取締規則施行手續 (明治三十三年九月十五日 岩手縣訓令第四十一號)

- 第一條 化製場設置改築又ハ變更ノ願ヲ受ケタルトキハ規則第三條第一號ニヨリ取調ノ上意見ヲ付シ警察部長ニ進達スヘシ
- 第二條 化製場工事落成ヲ届出タルトキハ規則第三條二號乃至六號ノ制限ニ適スルヤヲ檢査シ不都合ナシト認ムルトキハ使用ヲ認可ノ其結果警察部長ニ報告スヘシ
- 第三條 化製場ノ改築變更若クハ移轉ヲ必要ト認ムルトキハ其事由ヲ記シ警察部長ニ具申スヘシ
- 第四條 從來設置ノ化製場ニシテ規則第三條ニ抵觸スルモノアルトキハ速ニ改築ノ手續ヲナサシムヘシ

青 森 縣

工場設置規則

(明治三十二年七月
青森縣令第四二號)

第一條 職工徒弟十人以上ヲ雇使スル工場ヲ設置シタルモノハ事後七日以内左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ヘシ後日變更シタル事項アルトキ又ハ休業廢業シタルトキ亦同シ

- 一 工場ノ名稱
 - 二 製品類別
 - 三 所在地
 - 四 設置年月日
 - 五 首長又ハ管理人ノ住所、氏名
 - 六 職工徒弟十人以上ヲ雇使シ且寄宿舎又ハ社宅アルモノハ其所在地、棟數、坪數
- 第二條 第一條ニ違背シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第三條 既設ノ工場ニシテ職工ヲ雇使スルモノハ本月二十日限り第一條ニ準シ届出ヲ爲スヘシ然ラサルモノハ同條ニ違背シタルモノトス

銃砲火藥類取締法令施行規程

(大正五年四月八日
青森縣令第十五號)

青 森 縣

銃砲火藥類取締法施行規程左ノ通定ム

明治四十五年二月青森縣令第十四號銃砲火藥類取締法施行規則ハ之ヲ廢止ス

第一條 本規程ニ於テ法ト稱スルハ銃砲火藥類取締法ヲ規則ト稱スルハ銃砲火藥類取締法施行規則ヲ細則ト稱スルハ銃砲火藥類取締法施行細則ヲ謂フ

第二條 法、規則、細則及本規程ニ依リ主務大臣又ハ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第三條 法、規則、細則及本規程ニ基キ知事又ハ警察官署ニ差出スヘキ願届書ニハ各所定事項ノ外其ノ族籍、住所、職業、氏名、年齢ヲ具スヘシ

第四條 銃砲火藥類ノ製造業者又ハ販賣業者左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ之ヲ届出ツヘシ

一 族籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二 廢業又ハ休業シタルトキ

三 死亡シタルトキ

第五條 銃砲火藥類ノ製造者又ハ製造業者、職工雇人其ノ他勞務者ヲ雇入レタルトキハ其ノ族籍、住所、氏名、年齢ヲ記載シ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ之ヲ解雇シタルトキ亦同シ

第六條 銃砲火藥類ノ製造業者又ハ販賣業者、銃砲火藥類ヲ輸出セムトスルトキハ其ノ都度七日以前ニ其ノ種類、數量、輸出ノ日時、輸出港、仕向港荷受人ノ國籍、住所、職業、氏名、取扱者ノ氏名及積載スヘキ船名、船籍積換地アル場合ハ其ノ地名ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

第七條 火藥類取扱免狀ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ免狀ノ種類ヲ記載シ戶籍抄本、履歷書並其ノ資格

ヲ證明スル書類ヲ添ヘ知事ニ願出ツヘシ

第八條 火藥類取扱人左ノ各號ノ一ニ該當スル事項アリタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ

第三號ノ場合ハ免狀ヲ添ヘ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ届出ツヘシ

一 免狀ヲ亡失毀損シタルトキ

二 住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

三 死亡シタルトキ

前項第一號、第二號ノ場合ニ在リテハ五日以内ニ免狀ノ再渡又ハ書換ヲ申請スヘシ

第九條 火藥類取扱人管外ニ移轉セムトスルトキハ移轉前ニ届出ツヘシ

第十條 火藥類販賣業者及消費者ハ火藥類取扱人ヲ解雇シ又ハ取扱人所在不明トナリタルハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十一條 火藥類取扱免狀ヲ有スル者法令ニ違反シ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ免狀ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令アリタルトキハ五日以内ニ免狀ヲ知事ニ返納スヘシ

第十二條 火藥類取扱免狀ハ之ヲ讓與又ハ貸與スルコトヲ得ス

第十三條 銃砲火藥類ノ製造業者又ハ販賣業者ハ別紙第一號乃至第十號様式ノ帳簿ヲ備フヘシ

第十四條 細則第八條ノ規定ニ依ル届書ハ別紙第八號乃至第十號様式ニ據ルヘシ

細則第八條第二項ニ依リ差出スヘキ許可證、認可證ニハ別紙第十一號様式ノ目錄ヲ添附スヘシ

第十五條 軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃ヲ所持スル者管外ヨリ轉住シタルトキハ五日以内ニ其ノ種

類數量檢印番號アルモノハ其ノ檢印番號讓受年月日及讓受ノ事由ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
第十六條 軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃ヲ所持スル者、族籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シ又ハ死亡シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡シタル場合ニ在リテハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ之ヲ届出ツヘシ

住所ノ異動ニ依リ警察官署ノ管轄ヲ異ニシタルトキハ新舊警察官署ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ
住所ヲ管外ニ移轉セムトスル所ハ移轉前所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十七條 規則第二十二條第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ事由ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十八條 細則第二十三條ノ規定ニ依ル届書ニハ種類數量及取得ノ事由ヲ具スヘシ

第十九條 規則第二十五條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ其ノ事由及火藥類ノ種類數量用途並消費ノ日時、場所ヲ具スヘシ但シ消費ノ日時、場所定マラサルトキハ其ノ事由ヲ具スヘシ

第二十條 細則第二十四條ノ規定ニ依ル届書ニハ銃砲ノ種類數量及廢業ノ日時ヲ具スヘシ
第二十一條 規則第三十八條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ使用火藥類ノ種類、數量使用ノ場所、日時方法及従事者ノ員數ヲ具シ且ツ附近ノ圖面ヲ添附スヘシ

警察官署ニ於テ危險豫防上必要アリト認ムルトキハ特ニ其ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ
第二十二條 規則第三十九條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ授受、運搬又ハ携帯ノ事由ノ外左ノ事項ヲ具スヘシ

一 銃砲ノ種類、數量

二 運搬ノ日時、方法、發著地、荷受人ノ住所、職業、氏名

三 授受ノ年月日

四 携帯ノ期間

規則第三十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可證ヲ添へ更ニ許可ノ申請ヲ爲スヘシ

第二十三條 規則第三十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者銃器ヲ運搬又ハ携帯スルトキハ許可證ヲ携帯シ警察官署ノ求メアリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

第二十四條 規則第三十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者法令ニ違背シ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十五條 細則第九條ノ規定ニ依リ許可證又ハ認可證ヲ警察官署ニ差出ス場合ニハ讓受又ハ讓渡ヲ爲シタル銃砲火藥類ノ種類、數量及其ノ年月日ヲ具シタル届書ヲ添附スヘシ

第二十六條 規則第三十二條第一項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ貯藏所ノ種別ヲ記載シ火藥庫ニ在リテハ細則第三十一條第一項及第三十二條、倉庫ニ在リテハ第三十三條、假貯藏所ニ在リテハ細則第三十一條並本規程第二十七條ニ規定セル事項ノ外左ノ事項ヲ具スヘシ但シ増築改築修繕又ハ模様替ノ場合ハ第一號周圍ノ見取圖ヲ省略スルコトヲ得

- 一 敷地ノ地目、坪數、周圍四丁以内ノ圖面(倉庫ヲ除ク)
- 二 建造物ノ棟數及其ノ配置圖(各棟ノ距離ヲ記スルヲ要ス)
- 三 建造物ノ平面圖、斷面圖、小屋伏圖、正面圖、背面圖

四 竣工期日

第二十七條 假貯藏所ノ設備ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一 假貯藏所ハ木造又ハ土藏造平家建ト爲シ壁ノ外側ハ金屬ニアラサル不燃質物ヲ以テ被覆スルコト

二 屋根ハ細則第三十二條第一號ニ準スルコト但シ天井ハ之ヲ設ケサルモ妨ケナシ

三 扉ヲ設ケ且ツ完全ナル鎖鑰ノ設備ヲ爲スコト

四 内面ハ細則第三十二條第一項第四號ニ準スルコト

五 床ハ細則第三十二條第一項第五號ニ準コルコト

六 避雷針若ハ之ニ代ルヘキ裝置ヲ爲スコト

七 土堤ハ細則第三十二條第一項第七號ニ準スルコト但シ堤面ハ芝草類ニテ被覆セサルモ妨ケナシ

八 土堤ノ全部又ハ一部ヲ省略スル假貯藏所ニ在リテハ適當ノ場所ニ警戒札ヲ建設スルコト

前各號ノ制限ハ貯藏ノ時期若ハ期間又ハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

第二十八條 丘陵ノ斜面又ハ墜道ノ側壁ニ洞穴ヲ穿テ若クハ地下又ハ水上ニ設クル仮貯藏所ニ在リテ

ハ前條ノ制限ニ拘ハラズ特別ノ設備ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ特別ノ設備ヲ爲サルトスル者ハ細則第三十一條並本規程第二十六條第一號乃至第四號ニ

規定スル事項ノ外其ノ特ニ設備スル方法ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

第二十九條 細則第三十二條ノ規定ニ依リ地下又ハ水上ニ設クル火藥庫ニ關シ特別設備ノ許可ヲ受ケ

ムトスルトキハ細則第三十一條第一項並本規程第二十六條第一號乃至第四號ニ規定スル事項ノ外特

ニ設備スル方法ヲ具スヘシ

第三十條 火藥類貯藏所ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第三十一條 火藥類貯藏所ニ他人ノ委託ヲ受ケ火藥類ヲ貯藏セムトスルトキハ其ノ委託者ノ住所氏名

火藥類ノ種類、數量並委託ノ期間ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三十二條 細則第三十六條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ同條ニ規定セル事項ノ外左ノ事項ヲ具スヘシ

一 貯藏船舶ノ船名、種類、噸數又ハ石數

二 貯藏箇所ノ位置及船舶繫留場所ノ周圍十町以内ノ圖面

三 貯藏事由及期間

第三十三條 細則第三十七條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ其ノ事由及左ノ事項ヲ具スヘシ

一 火藥類ノ種類、數量

二 日時、場所

三 従事者ノ員數

第三十四條 鑛業又ハ土工其ノ他ノ工事ノ爲メ火藥類ヲ使用スルトキハ火藥類ノ授受運搬使用及其ノ

取締ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲メ火藥係員ヲ置クヘシ

火藥係員ニハ火藥類取扱人ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

土工其ノ他ノ工事ノ爲メ火藥類ヲ使用スル場合ニ於テハ警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥係員ヲ置カサル

コトヲ得

第三十五條 火藥係員ヲ置キタルトキハ五日以内ニ其ノ住所、氏名、年齢及履歴ヲ具シ所轄警察官署

ニ届出ツヘシ其ノ住所氏名ニ異動ヲ生シ又ハ係員ヲ變更シタルトキ亦同シ

火藥取扱人ヲ以テ火藥係員ニ充テタルトキハ其ノ旨五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三十六條 火藥係員ハ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一 一日間ノ消費積高ヲ超過スル火藥類ヲ工夫ニ交付スヘカラス
- 二 工夫ニ交付シタル火藥類ニシテ使用殘餘アルトキハ直ニ返還セシムヘシ
- 三 工夫ニ交付シタル火藥類ノ返還ヲ受ケタルトキハ其ノ種類、數量ヲ點檢シ直ニ之ヲ火藥類貯藏所ニ貯藏スヘシ
- 四 附録第九號及第十二號様式ノ火藥類授受明細簿ヲ調製シ毎日ノ收支ヲ記載スヘシ
- 五 火藥係員ハ隨時火藥類使用ノ場所及貯藏所ニ臨ミ且ツ火藥類ノ現在數量ヲ實査シ其ノ狀況ハ一定ノ帳簿ニ記載シ置クヘシ

第三十七條 警察官署ニ於テ取締上必要ト認ムルトキハ火藥係員ノ變更又ハ増員ヲ命スルコトアルヘシ

第三十八條 細則第五十一條ニ依ル耐熱又ハ加熱試驗ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 火藥類ノ種類並其ノ數量
- 二 火藥類ノ製造年月日及製造所名
- 三 青色リトマス試験紙ニ對スル反應並ニ瓦斯及臭氣ノ發散ノ状態
- 三十九條 不良品ト認定シタル火藥類ヲ廢棄セムトスルトキハ其ノ種類、數量ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第四十條 第三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條及其ノ罰則ノ規定ハ仕込刀劔其ノ他變裝シタル戎器ニ之ヲ準用ス

第四十一條 第四條、第五條、第六條、第八條、第九條、第十條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第二十二條第二項、第二十三條、第三十條、第三十一條、第三十四條、第三十五條、第三十六條ニ違反シ又ハ第十一條第二項、第二十一條第二項、第三十七條ノ命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十二條 燧燃導火線及煙火ノ製造販賣其他ノ取扱ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第一號様式 (用紙美濃)

銃砲(製造、修理、改造) 火藥類(製造、變形、修理) 製造、修理、改造、變形 修理、年月日		明細簿		銃砲(火藥類)製造業者 何 某	
年	月	日	種	類	數
			軍	銃	
			用	砲	
			獵	銃	
			拳	銃	
			短	銃	
			仕	込	
			火	藥	
			爆	藥	
			火	工	
			品	品	

導	火	線
煙	火	

一 備考欄ニハ銃砲ニ在リテハ製造、修繕、改造、火藥類ニ在リテハ製造、變形、修理等ノ事項ヲ記載スヘシ

二 仕込刀劔其ノ他變裝シタル戎器製造業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル

第二號様式 (用紙美濃)

銃砲類			火藥類		
讓渡年月日	種	類	讓渡年月日	種	類
	數	數		數	數
讓渡事由			讓渡事由		
銃砲(火藥類)製造業者ノ住人又ハ讓渡人ノ住所氏名			銃砲(火藥類)製造業者ノ住人又ハ讓渡人ノ住所氏名		
		備			備
		考			考

仕込刀劔其ノ他變裝シタル戎器製造業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル

第三號様式 (用紙美濃)

職工人名簿		
雇入年月日	解雇年月日	族籍住所
		氏名
		生年月日
		備
		考

一 解雇又ハ死亡ノ場合ハ氏名欄ヲ朱線ニテ抹消スヘシ
二 備考欄ニハ所在不明及死亡ノ年月日等ヲ記載スヘシ

第四號様式 (用紙美濃)

銃砲讓渡明細簿			銃砲販賣業		
讓渡年月日	種	類	讓渡年月日	種	類
	數	數		數	數
讓渡事由			讓渡事由		
銃砲(火藥類)製造業者ノ住人又ハ讓渡人ノ住所氏名			銃砲(火藥類)製造業者ノ住人又ハ讓渡人ノ住所氏名		
		備			備
		考			考

仕込刀劔其ノ他變裝シタル戎器販賣業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル

第五號様式 (用紙美濃)

銃砲讓受明細簿			銃砲販賣業		
讓受年月日	種	類	讓受年月日	種	類
	數	數		數	數
讓受事由			讓受事由		
銃砲(火藥類)製造業者ノ住人又ハ讓受人ノ住所氏名			銃砲(火藥類)製造業者ノ住人又ハ讓受人ノ住所氏名		
		備			備
		考			考

仕込刀劔其他變裝シタル戎器販賣業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル

第六號様式 (用紙美濃)

火藥類讓渡明細簿			火藥類販賣業		
讓渡年月日	種	類	讓渡年月日	種	類
	數	數		數	數
讓渡事由			讓渡事由		
火藥類(貯藏所)ノ住人又ハ讓渡人ノ住所氏名			火藥類(貯藏所)ノ住人又ハ讓渡人ノ住所氏名		
		備			備
		考			考

第七號樣式 (用紙美濃)

火藥類讓受明細簿				火藥類販賣業			
讓受年月日	種	類	數	量	事	由	讓受ケタル火藥類ノ貯藏所
							住
							所
							氏
							名
							先
							名
							備
							考

第八號樣式 (用紙美濃)

種	類	年月中銃砲製造(改造、修繕)		銃砲(火藥類)製造業	
		高製	造高	讓渡	高現
軍	用銃				
獵	銃				
拳	銃				
短	銃				
仕	込銃				
火	藥				
爆	藥				
火	工				
導	火線				
煙	火				

第九號樣式 (用紙美濃)

仕込刀劍其他變裝シタル戎器製造者ヨリ所轄警察官署ニ差出スヘキ月表ハ本例ニ依ル

種	類	年月中火藥類取引高		火藥類販賣者	
		高讓	受高	現在	高現
火	藥				
爆	藥				
火	工				
導	火線				
煙	火				
合	計				

火藥類貯藏現在高欄ニハ火藥庫、倉庫、貯藏所ノ各種貯藏所ヲ有スルトキハ各種別毎ニ現在高ヲ記入スヘシ

第十號樣式 (用紙美濃)

種	類	年月中銃砲取引高		銃砲販賣業	
		高讓	受高	現在	高現
軍	用銃				
獵	銃				
拳	銃				

短銃	計								
合	計								

仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器販賣業者ヨリ所轄警察官署ニ差出スヘキ月表ハ本例ニ依ル
 第十一號様式 (用紙美濃)

受領證書目錄		銃砲製造(販賣)業		何	某
證書種別	通	數	人	何	何
許可證			員	外	外
認可證			備	某	某
計			考	名	名

第十二號様式 (用紙美濃)

鑛業用(土工又ハ)火藥類授受明細簿		交付月日	交付	高	使用	高	還付	高	備	考	鑛夫氏名

- 一 火藥類ノ種類ニ依リ各口座ヲ設クヘシ
- 二 毎月末ニ其ノ月分ノ計ヲ附スヘシ
- 三 使用高還付高トヲ合シテ交付高ニ符合セサル場合等ニ於ケル事由其ノ他參考トナルヘキ事項ハ之ヲ備考欄ニ記載スヘシ

煙火取締規則 (明治三十三年五月十二日) (青森縣令第四號)

- 第一條 煙火製造ノ業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ其ノ位置及構造ニ關スル繪圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
 - 一 製造場及原料置場ノ位置並ニ構造方法
 - 二 煙火ノ種類製法及其ノ貯藏場ノ位置
- 第二條 製造場原料置場ノ位置構造若クハ煙火ノ製法種類ヲ變更増減セムトスルトキハ前條ニヨリ相當ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第三條 貯藏場ノ位置ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第四條 製造場及原料置場貯藏場ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケ使用認可ヲ得タル後ニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 第五條 製造場及原料置場ノ位置並ニ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ但原料置場ハ製造場ノ一隅ヲ區畫シテ之ヲ設クルコトヲ得
 - 一 火藥取締規則第十八條ニ規定シタルモノト同一ノ距離ヲ有スルコト
 - 二 製造場及原料置場ノ周圍及天井ハ漆喰煉瓦塗土其ノ他不燃質(鐵類ヲ除ク)物ヲ用ユ且ツ屋上ニ避雷針ヲ設クルコト
 - 三 製造場ハ窓及出入口ニケ所以上ヲ設クルコト
 - 四 製造場及原料置場ノ周圍ニハ一間以上ヲ隔テ、高サ六尺以上ノ土堤ヲ建設スルコト

第六條 土地ノ狀況ニヨリ第四條第一ノ距離六十間以上ノ地ニ於テハ同條第二以下ノ規定ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第七條 煙火貯賣ノ業ヲ爲サントスルモノハ其ノ種類ヲ記載シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更増減スルトキ亦同シ

第八條 住所氏名ニ異動ヲ生シ及廢業シタルトキハ五日以内ニ製造人ハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ販賣人ハ所轄警察署ニ届出ツヘシ

死亡シタルトキハ相續人ニ於テ前項ノ手續ヲナスヘシ

第九條 煙火ハ製造場外ニ於テ製造シタル製造場若クハ貯藏場ノ外貯藏スヘカラス但所轄警察署ノ許可ヲ得テ特ニ安全ノ場所ニ貯藏スルコトヲ得

第十條 製造場及原料置場貯藏場又ハ其ノ近傍ニ於テ喫煙焚火ヲナシ若ハ發火質ノ物件ヲ取扱フヘカラス

第十一條 煙火製造ニハ鐵製ノ器具ヲ使用シ且濫リニ他人ヲ製造場又ハ原料置場若クハ貯藏場ニ出入セシムヘカラス

第十二條 日出前日没後後又ハ烈風雷鳴ノトキハ煙火ヲ製造スヘカラス

第十三條 人家ノ近傍ニ於テ多量ノ火藥若クハ煙火ヲ乾燥スルコトヲ得ス

第十四條 製造人ハ十五歳未滿ノ者及神心喪失ノ常況ニアル者ヲシテ製造ニ從事セシムルコトヲ得ヌ見習ノ外製法ニ熟達セサルモノ亦同シ

第十五條 製造人ハ帳簿ヲ製シ左ノ事項ヲ記載シ置キ警察官吏ノ檢閲ニ供スヘシ

一 製造用ノ原料ヲ買入レタルトキハ其ノ年月日斤量及火藥商藥種商ノ住所氏名

二 製造シタル煙火ノ種類員數及賣渡シタル煙火ノ種類員數及年月日

三 毎月末ニ於ケル原料及煙火ノ現在高

第十六條 販賣人ハ帳簿ヲ製シ左ノ事項ヲ記載シ置キ警察官吏ノ檢閲ニ供スヘシ

一 煙火ヲ買入レタルトキハ其ノ年月日種類員數製造人ノ住所氏名

二 煙火ノ賣渡高及現在高

第十七條 製造人及販賣人ニシテ營業上危險若クハ不正ノ所爲アリト認メタルトキハ製造人ニ對シテハ縣廳、販賣人ニ對シテハ所轄警察官署ニ於テ其ノ營業ヲ停止シ若クハ許可ノ失效ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 警察官吏ハ必要アリト認メタルトキハ製造場原料置場若クハ貯藏場ニ臨檢スルコトアルヘシ

第十九條 煙火ヲ打揚ケントスルモノハ其ノ日時場所及種類員數等ヲ記シ其ノ場附近ノ略圖ヲ添ヘ所轄警察官署ヘ願出ヲ許可ヲ受クヘシ

第二十條 營業ニアラスシテ祭典祝事等ノ爲メ一時煙火ヲ製造セントスルモノハ其ノ種類員數及製造ノ場所ヲ記シ所轄警察官署ヘ願出ヲ許可ヲ受クヘシ

第十條乃至第十二條及第十四條ノ各項ハ本條ニモ之ヲ適用ス

第二十一條 本則第一條乃至第三條、第七條、第九條、第十條、第十二條、第十三條、第十四條、第十九條、第二十條ニ背シ及停止中其ノ業ヲ爲シタルモノ又ハ第八條、第十一條、第十五條、第十六

條ノ制止若クハ催告ヲ受ケ尙之ヲ肯セサルモノハ一日以上十日以下ノ拘留十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

煙火取締規則執行心得

(明治三十三年六月六日 青森縣警察部訓令第九號)

第一條 規則第一條ノ願書ヲ受ケタルトキハ明治三十三年二月警察部達第一號銃砲火藥取締法令執行心得第一條ノ各項ニ照シ調査ノ上意見ヲ附シテ進達スヘシ

第二條 規則第三條ニヨリ製造場及原料置場ノ使用認可ヲ與フルニハ規則第四條ノ各項ニ適合シタルトキニ限ル但貯藏場ハ危險ナシト認メタルトキハ使用認可ヲ與フルコトヲ得

第三條 規則第六條ニヨリ規則第四條第二項ノ規定ヲ斟酌スルモ差支ナシト認メタルトキ若クハ規則第十七條ニヨリ製造營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ノ失効ヲ命スルノ必要アルトキハ狀況ヲ具シ警部長ニ具申スヘシ

第四條 煙火貯賣人ニシテ許可スヘカラサルモノト認メタルトキ若クハ販賣營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ノ失効ヲ命セムトスルトキハ狀況ヲ具シ警部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第五條 許可ノ失効ヲ命セラレタルモノハ三ヶ月ヲ經過シ改換ノ狀アルニアラサレハ再タヒ營業ヲ認可スルコトヲ得ス

第六條 規則第二十條ニヨリ一時煙火製造ヲ願出テタルトキハ其ノ事實ヲ審査シ不都合ナシト認ムルニアラサレハ許可スルコトヲ得ス

第七條 許可シタル營業ハ其ノ時々臺帳ニ記入シ置クヘシ

瓦斯事業取締規則

(明治四十五年五月十日 青森縣令第五十二號)

第一條 瓦斯製造供給事業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ出頭シ其ノ許可ヲ受クヘシ第二號第三號及第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 事業者ノ族籍、住所、氏名、年齢、法人ニアリテハ其ノ名稱、所在地、代表者ノ住所、氏名

二 製造所、貯藏所ノ位置(周圍二町以内ニ於ケル建物道路ノ位置ヲ示セル平面圖ヲ添付ス)

三 事業ノ種類

四 起業目論見書

五 資本金工費豫算書及事業上ノ收支概算書

六 供給區域及其ノ圖面

七 天然瓦斯ノ採掘特許ヲ得タルモノハ其ノ證書ノ謄本

第二條 前條第一號第四號及第五號ノ事項ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ヘシ

第三條 瓦斯事業ヲ讓受ケムトスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 知事ハ第一條及第三條ノ許可ニ條件ヲ附シ又ハ何時ニテモ必要ト認ムル書類圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 知事ハ公益上必要ト認ムルトキハ瓦斯事業ヲ制限停止シ又ハ相當ノ施設ヲ命シ又ハ其ノ許可ヲ取消スルコトアルヘシ營業者法令ニ違反シ又ハ許可條件若ハ本令及許可條件ニ基キテ發シタル命令ヲ遵守セザルトキ亦同シ

第六條 本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第七條 本則第一條乃至第三條ニ違反シタル者又ハ第四條、第五條ノ命令ニ従ハサル者ハ科料ニ處ス
第八條 事業者カ未成年者禁治産者又ハ法人ナルトキハ前條ノ刑罰ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表

者ニ科ス

事業者ハ其ノ代理人、家族、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ
指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルル事ヲ得ス

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

命 令 書

第一條 發起人ハ許可ノ指令交付ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ本事業ヲ目的トスル株式會社ヲ組織シ定款寫
ヲ添ヘ之ヲ届出ツヘシ

第二條 會社ハ其ノ成立ノ日ヨリ二ヶ月以内ニ左ノ事項ヲ記シタル工事設計書及工費豫算書ヲ添ヘ工
事施行ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 瓦斯製造場貯藏所ノ圖面(蒸溜器凝縮管、精洗場、瓦斯槽、瓦斯メートル、コールター貯溜池、
石炭貯積所及瓦斯貯藏所ノ配置ヲ示スヲ要ス) 竝建設物ノ構造仕様書

二 蒸溜器ノ個數、圖面(正面圖)及其ノ構造仕様書

三 煙突ノ圖面及其ノ構造仕様書

(イ) 地質ノ模様地下及地平上ノ高サ及側面圖

(ロ) 底部及頂部ノ寸法竝底部ヨリ順次頂部ニ至ル煉瓦ノ厚サ

(ハ) モルターノ調合竝掃除口及基礎ノ構造

四 瓦斯槽ノ個數、寸法、積量、瓦斯壓力槽板ノ種數厚サ及接合方法

五 瓦斯精洗ノ順序方法

六 瓦斯製造場及瓦斯管中ニ生スル汚水汚物其ノ他塵芥等ノ投棄ノ場所及運搬方法

七 瓦斯製造場ニ設置スル機械ノ名稱、種類、員數

八 瓦斯管ヲ埋設スヘキ豫定線路圖(町村名ヲ詳記シ幹線支線ヲ區別スルヲ要ス) 及埋設又ハ架設
仕様書

九 避雷針ノ仕様書
尖頭ノ形狀竝太サ導線ノ種類竝太サ地中銅板ノ大サ竝埋設方法及頭尖導線銅板ニ於ケル接續方
法

十 工事着手ノ期日及竣工期限

第三條 瓦斯管ヲ埋設又ハ架設シ若ハ街燈ヲ設ケムトスルトキハ左記ノ事項書及圖面ヲ付シ認可ヲ申
請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 市町村字名、河川名及官民有ノ區別、道路、橋梁、堤塘、河溝其ノ他公用ノ場所ニ在リテハ其
ノ種目及主管行政廳ノ使用許可證寫民有ニ在リテハ所有者ノ承諾書寫

二 瓦斯管ノ口径接合ノ方法、瓦斯遮器設置ノ場所、瓦斯管埋設ノ深サ又ハ架設ノ高サ、溝渠最近
飲料水點地中電線及水道管トノ距離溝渠河川等ニ架設ノ場合ニ在リテハ水平面ヨリ管ノ下部ニ
至ル距離

- 三 瓦斯管理設又ハ架設ノ方法
- 四 街燈ヲ建設セムトスルトキハ其ノ市町村字名道路ノ種目幅員及最近ノ建設物ニ對スル距離
- 五 工事着手期日及竣工期限
- 第四條 會社ハ工事施行認可ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ工事ニ着手シ二ケ年以内ニ竣工シ營業ヲ開始スヘシ
- 第五條 工事竣成シタルトキハ届出テ使用ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第六條 會社ハ工事着手前主任技術者ヲ選定シ履歷書ヲ添ヘ届出ツヘシ
知事ハ主任技術者ヲ不適任ト認ムルトキハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 工事ノ施行ニ關シテ概ネ左ノ制限ニ從フヘシ
 - 一 瓦斯管ハ溝渠、河川ニ架設スル場合ノ外地下ニ埋設シ地表ヨリ適當ノ深ヲ保有スルコト
 - 二 水道鐵管又ハ地中電線ト並行シテ瓦斯管ヲ埋設スルトキハ四尺以上之ト交叉シテ埋設スルトキハ上下左右兩側共二尺以上離隔シ工事施行ノ際管理人ノ立會ヲ請フコト
 - 三 瓦斯管ハ飲料水ヨリ六尺以上電柱、樹木其ノ他各種ノ建設物ヨリ二尺以上ヲ離隔スルコト
 - 四 電線ト並行シテ瓦斯管ヲ施設スルトキハ五寸以上ヲ離隔シ其ノ點檢容易ナラサル場所ニアリテハ一尺以上ヲ離隔スルコト但シ交叉點又ハ工事止ムヲ得サル場合ニ於テ本條ノ間隔ヲ取ルコト能ハサルトキハ堅牢ナル危險豫防ノ裝置ヲ爲スヘキコト
 - 五 屋内供給管ニハ家屋引込口内外各一ヶ所ニ開閉器ヲ設クヘキコト
 - 六 電氣機械又ハ器具ニ接近シテ瓦斯工作物ヲ設クルトキハ空氣流通充分ナル場所ニアリテハ一尺

- 以上其ノ他ニ在リテハ二尺以上ヲ離隔スルコト
- 七 瓦斯管ノ要所ニ完全ナル遮斷器ヲ設備スルコト
- 八 街燈柱ハ家屋檐端ヨリ三尺以上ヲ隔ツルコト
- 九 建造物ニハ避雷針ヲ設備スルコト
- 第八條 工事ノ爲道路、橋梁、堤塘、河溝其ノ他ノ公用ノ場所ヲ掘鑿シタルトキハ工事ヲ終リタル日ヨリ五日以内ニ原形ニ復スヘシ
- 第九條 會社ハ其ノ營業開始前ニ於テ豫メ營業時間瓦斯供給料金器具賃貸料金其ノ他營業上ニ關スル規程ヲ定メ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第十條 瓦斯製造量及供給量需用家ノ増減ハ毎年一回前月分ヲ翌月十日迄ニ届出ツヘシ會社ノ營業報告書ハ總會議決後一週間以内ニ届出ツヘシ
必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ會社ノ營業ニ關スル實況ヲ監査シ又ハ必要ナル書類圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十一條 引用家屋ノ瓦斯管ハ二ヶ月一回宛瓦斯漏洩試驗ヲ行ヒ其成績ハ十五日毎ニ一括シテ之ヲ届出ツヘシ
- 第十二條 必要アリト認ムルトキハ隨時會社ヲシテ各種ノ試驗ヲ行ハシメ又ハ機械器具其ノ他ノ物ヲ提出セシメ其ノ試驗ヲ行フコトアルヘシ
- 第十三條 一部又ハ全部ノ瓦斯供給ヲ休止又ハ廢止セムトスルトキハ之ヲ届出ツヘシ瓦斯管ヨリ災害其ノ他故障ヲ生シ又ハ天災其ノ他ノ事故ニ依リ瓦斯供給ヲ停止シタルトキハ原因及被害ノ狀況ヲ遲

滞ナク届出ツヘシ

四三二

第十四條 瓦斯供給区域内ニ火災アルトキハ直ニ技術者又ハ工夫ヲ派遣シ應急ノ措置ヲ取ラシメ其ノ旨警察官署ヘ届出ツヘシ

前項ニ依リ出場シタル技術者又ハ工夫ハ晝間ハ標旗夜間ハ標燈ヲ携帯シ警察官ノ許可ヲ受クルニアラサルハ退場スルコトヲ得ス

前項ノ標旗又ハ標燈ハ豫メ警察官署ヘ届出ツヘシ

第十五條 必要ト認ムルトキハ工夫ノ散宿所ヲ指定スルコトアルヘシ

第十六條 會社ハ許可ヲ受クルニ非レハ其ノ營業ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス

第十七條 公益上必要ト認ムルトキハ何時ニテモ機械器具瓦斯管其ノ他ノ工作物ニ對シ改修撤去、變更増設ヲ命シ若ハ材料及施設ノ方法ヲ指示シ其ノ改修ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 公益上必要アリト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルヘシ

第十九條 將來國又ハ供給區域ニ關係アル地公共團體ニ於テ本事業ノ全部又ハ一部ヲ買收セムトスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買收價格ハ當事者協議ノ上之ヲ定メ若シ協議調ハサルトキハ評價委員會ノ意見ヲ徴シ知事之ヲ定ム評價委員會ノ組織ハ知事之ヲ定ム

第二十條 本命令書及之ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ生シタル費用及損害ハ會社ノ負擔トス

第二十一條 公益上必要ト認ムルトキ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ノ一部又ハ全部ニ取消スコトアルヘシ

一 本命令書ノ條項又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違背シタルトキ

二 中途ニシテ工事を廢シタルトキ

三 營業不確實ト認ムルトキ

四 供給区域内ノ一部ニ供給ヲ開始シタ後殘餘區域ニ對シ正當ノ事由ナクシテ供給ヲ開始セサルトキ

五 第二條及第三條ノ工施行ノ認可ヲ得サルトキ

第二十二條 許可ノ全部又ハ一部消滅シタルトキハ期間ヲ指定シ既設工作物ヲ除却シ原形ニ復セシムルコトアルヘシ

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ許可ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

一 第一條ノ期間内ニ會社成立セサルトキ

二 正當ノ事由ナクシテ第二條ノ期間内ニ工施行ノ申請ヲ爲サス又ハ第二條及第三條ノ期間内ニ工事を着手セス若ハ工事を竣成セサルトキ

三 會社解散シタルトキ

第二十四條 許可ノ全部失効シタルトキハ一ヶ月以内ニ本命令書ヲ返納スヘシ

牛乳營業取締規則施行細則

(明治三十三年九月
青森縣令第六十五號)

第一條 牛乳搾取營業ヲナサムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ獸醫ノ乳牛體格検査證ヲ添へ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出テ認可ヲ受クヘシ其ノ移轉又ハ支所ヲ設クルトキ亦同シ

青森縣

四三三

- 一 牛舎搾取所運動場ノ位置坪數及圖面
- 二 乳牛種牛ノ種類年齡及頭數
- 三 飼養方法

第二條 乳製品製造營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出テ認可ヲ受クヘシ其ノ移轉又ハ支所ヲ設クルトキ亦同シ

- 一 製造所位置構造及圖面
- 二 乳製品ノ種類名稱

三 製造方法及製造ニ要スル器具ノ種類名稱

第三條 牛乳搾取所又ハ乳製品製造所ヲ増築又ハ改築セムトスルトキハ其構造明細圖ヲ添へ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第三條ノ二 本則第一條乃至第三條ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

検査ヲ受ケスシテ使用スルコトヲ得ス

第三條ノ三 本則第一條乃至第三條ノ認可ヲ受ケタル後五箇月ヲ經過シ其ノ構造落成セサルトキ又ハ休業十ヶ月以上ニ亘リタルトキハ認可ノ効ヲ失フモノトス

第四條 牛乳搾取所又ハ乳製品製造所ヲ買受ケ若ハ讓受ケ營業ヲナサムトスルモノハ賣渡人又ハ讓渡人連署シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ

第五條 牛乳搾取營業者搾取所ノ外ニ販賣所ヲ設ケタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ

第六條 牛乳又ハ乳製品ノ請賣營業ヲ爲サムトスルモノハ搾取營業者又ハ乳製品營業者ト連署シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

廢業、休業、死亡、改氏名、其他異動ヲ生シタルトキ亦同シ但此場合ハ連署ヲ要セス

第七條 牛乳搾取營業者及乳製品製造營業者廢業、休業、死亡、相續人未定ノトキハ其ノ遺族ヨリ改氏名其他異動ヲ生シタルトキハ七日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ

第八條 牛乳搾取所ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一 牛舎及運動場ノ位置ハ飲料水ニ供スル井泉公道及人家ヨリ十間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 二 搾取所及運動場ノ周圍ニハ適當ノ防圍ヲ設ケ且排水溝ヲ設クヘシ
- 三 牛舎ハ空氣ノ流通ニ便ナラシムル爲メニ屋根ニ穢氣抜ヲ設ケ周壁ニハ土臺ノ上部七八寸ノ所ニ氣孔ヲ設クヘシ
- 四 牛室ノ地盤ハ一寸以上ノ厚板又ハ石煉瓦等ヲ敷設シ適當ノ勾配ヲ附スヘシ
- 五 牛室ハ一頭毎ニ幅五尺以上奥行八尺以上ノ面積ヲ有シ前面四尺後部ニ二尺以上ノ餘地ヲ有セシムヘシ
- 六 尿ノ排泄溝ハ石煉瓦陶器「セメント」又ハ漆喰敲其他不滲透質ノ材料(木材ヲ除ク)ヲ以テ施設シ必ス覆蓋ヲ設クヘシ
- 七 糞便溜汚物汚水溜ハ石煉瓦陶器「セメント」又ハ漆喰敲其他不滲透質ノ(材料木材)ヲ除ク以テ施設シ適宜ノ雨水ノ流入ヲ防クヘシ
- 八 牛舎内ヨリ搬出セル糞屑ヲ一時貯溜スル場所モ亦前汚物ノ構造ニ準シ散亂セサル装置ヲナスヘシ

シ

第九條 牛乳搾取所ニシテ牛乳取扱室ヲ設ケ其位置ハ牛舎及人家ヨリ二間以上ノ距離ヲ有シ日光ノ直射ヲ避ケ且塵芥ノ混入其他腐敗ヲ防クノ装置ヲナスヘシ

第十條 乳製品製造所ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一 製造所ノ位置ハ人家又ハ牛舎ヨリ二間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 二 製造所内ニ牛乳貯藏室ヲ區畫スヘシ
- 三 製造所内ニ廢水又ハ汚水ノ排泄溜ヲ設クルトキハ石煉瓦陶器「セメント」又ハ漆喰敷其他適當ノ材料ヲ用キ必ス覆蓋ヲ設クヘシ
- 四 汚物溜、汚水溜ヲ設クルトキハ本則第八條第七號ニ依ルヘシ

第十一條 牛乳搾取所ニ於テハ第一條ノ認可ヲ得タル乳牛種牛種牛ノ外之ヲ飼養スルコトヲ得ス

第十二條 牛乳營業者ノ乳牛種牛ヲ買受又ハ讓受ケ若ハ借受タルトキハ本則第一號様式ノ異動報告届ニ獸醫ノ體格検査證ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十三條 乳牛營業者乳牛種牛ヲ賣渡シ若ハ讓渡シタル牛又ハ斃死其他異動アリタル牛ハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其斃死届書ニハ獸醫ノ検査書ヲ添付スヘシ

第十四條 牛乳搾取營業者ハ其飼牛、牛乳營業取締規則第五條第一項ノ疾病ニ罹リ又ハ其疑ヒアルトキハ速ニ獸醫ニ診断セシメ其診断書ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ

第十五條 牛舎ハ毎日清潔ニ掃除スヘシ飼牛ハ毎日其軀幹ヲ清潔ニ流拭シ且ツ適當ノ運動ヲ爲サシムヘシ

第十六條 牛乳搾取所ニハ本則第一號様式ノ牛籍簿ヲ備ヘ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ但牛籍簿ニハ所轄警察官署ノ認印ヲ受クヘシ

第十七條 牛乳營業者ハ牛乳々製品若ハ其容器量器ヲ取扱フモノ、身體被服ヲ清潔ニ爲サシメ搾乳スルトキハ石鹼及清水ヲ以テ兩手ヲ洗滌シ塵芥其他汚物ノ容器ニ混入サル様注意セシムヘシ

第十八條 牛乳ヲ搾取セムトスルトキハ清潔ナル被布ヲ着シ乳牛ノ乳房及其周邊ヲ洗滌シ清潔ナル白布ヲ以テ拭淨スヘシ其搾取ヲ終リタルトキ亦同シ

第十九條 牛乳ヲ搾取シタルトキハ牛乳取扱室ニ於テ清潔ナル白布ノ類ヲ以テ濾過シ覆蓋アル容器ニ貯藏シ又ハ配達容器ニ移シ直ニ密閉スヘシ

第二十條 牛乳ノ脂肪含量ハ全乳ニ在リテハ百分中ノ三分以上ニ適合セサルモノハ販賣スルコトヲ得ス

第二十一條 乳製品ノ容器ニハ其種類及製造者ノ住所氏名及製造ノ年月日ヲ記スヘシ

第二十二條 牛乳營業者ハ牛乳又ハ乳製品ノ配達人ノ住所氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第二十三條 牛乳營業者ハ牛乳又ハ乳製品ノ配達人ヲシテ第三號様式ノ證票ヲ携帯セシムヘシ

第二十四條 牛乳搾取所内ニ飼養スル乳牛種牛ニハ當該吏員又ハ衛生技術員ヲシテ其角若ハ蹄ニ検査番號ヲ烙記セシムルモノトス

第二十五條 牛乳搾取所ノ飼牛ニシテ結核痘瘡「アクトノミコーゼ」膿毒症又ハ敗血病ニ罹リタルモノハ當該吏員又ハ衛生技術員ヲシテ其角若ハ蹄ニ一定ノ烙印ヲ烙記セシムルモノトス

前項ノ病牛ハ傳染性ト否トヲ問ハス牛乳搾取所内ニ飼養スヘカラス

第二十六條 牛乳營業取締規則第五條第二項ノ毒藥劇藥ト稱スル品目左ノ如シ

石炭酸、安知母紐譚鹽類、砒素及其化合物銅鹽類、越攝利涅、斯篤利茂尼涅其他「アルカロイト」及其鹽類、菲沃斯草、別刺敦那草水銀鹽類、沃度加留謨、阿片、鉛鹽類、藜蘆根、番木鱉子、亞鉛鹽類以上ノ藥品ヲ含有スル諸製劑

第二十七條 本則第四條乃至第七條及第十一條乃至第十九條並第二十一條、第二十二條、第二十五條第二項ニ違背シタル者又ハ第二十三條ノ證票ヲ携帶セサル者ハ科料ニ處ス

附 則

第二十八條 明治三十一年二月青森縣令第六號牛乳營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第二十九條 本則施行前ノ牛乳搾取所ニシテ本則第八條、第九條、第十條ニ抵觸スルモノハ來ル明治三十四年六月三十日迄ニ施設スヘシ

第三十條 本則第八條第一項ノ距離ハ土地ノ狀況ニ依リ別段ノ施設ヲ命ジ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第一號、二號、三號様式省略

清涼飲料水營業取締規則施行細則

(明治三十三年九月 青森縣令第六六號)

第一條 清涼飲料水ノ製造營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ原料五匁以上用水二合以上ヲ添ヘ(礦泉ヲ採取シテ清涼飲料水ニ供スルモノハ其檢査成績表ヲ添付スヘシ)

所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出認可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 製造場地名番號
- 二 構造並設備仕様書及圖面

三 製造機械ノ名稱箇數及其圖面

四 落成期日

五 清涼飲料水ノ名稱

六 製造原料各品名稱及配合分量書

七 用水汲取場ノ地名番號

第二條 製造場構造設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 機械ヲ据付クヘキ製造場ノ地盤ハ不透透質ノ材料(石煉瓦漆喰敲キ「コンクリート」ノ類)ヲ用フルノ外尙ホ原板ヲ張り適宜勾配ヲ付スヘシ

二 製造場ハ空氣ノ流通光線ノ射入ヲ能クシ場内周圍ニ勾配ヲ付シタル小溝ヲ設ケ汚水廢水ノ排泄ヲ十分ナラシメ尙ホ時々消毒的清潔法ヲ施行スヘシ

三 汚水廢水ヲ排泄スルコト能ハサル地形ニ在テハ汚水溜ヲ設ケ其構造材料ハ石煉瓦陶器「セメン ト」又ハ漆喰敲ノ材料ヲ以テ施設シ覆蓋ヲ設クヘシ

第三條 清涼水ノ種類又ハ製造方法ニ依リ製造所ノ構造ハ本則ハ第二條ノ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第四條 製造場ノ構造落成シタルトキハ使用以前所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出檢査ヲ受クヘシ其改築變更ノトキ亦同シ

第五條 正當ノ事由ナクシテ左ノ事項ノ一ニ抵觸スルモノハ認可ノ效力ヲ失フ

- 一 認可ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ工事ニ着手セサルトキ

二 工事ニ着手シタル後尙ホ一ヶ月間經過シ落成セサルトキ
三 休業一ケ年以上ニ亘リタルトキ

第六條 清涼飲料水ノ用水ハ蒸餾水又ハ煮沸水ヲ用ヒ原料ハ日本藥局法規定ノモノヲ用フヘシ

第七條 清涼飲料水製法ニ使用スル炭酸瓦斯ハ適當ノ除害液ヲ貯ヘタル器中ヲ通過セシメ尙ホ混合器ニ容ル、前ニ水洗スルノ装置ヲナスヘシ器械ノ種類又ハ製造ノ方法ニ依リ除害装置ヲ要セサルモノハ此限リニアラス

第八條 製造器具及容器ハ使用スル毎ニ煮沸水ヲ以テ洗滌スヘシ

第九條 (削除)

第十條 清涼飲料水ノ請賣營業ヲ爲サムトスルモノハ製造者ノ住所氏名又ハ會社名ヲ記シタル書面ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ支店又ハ販賣店ヲ置キ若ハ製造者ノ販賣ヲ置クトキ亦同シ

請賣者、廢業、休業、改氏名其他前項ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十一條 製造者左ノ各號ノ一ニ係ルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ但賣買讓與貸借ニ係ルトキハ双方連署ヲ要ス

一 轉居改氏名代換賣買讓與貸借等製造營業者ニ異動ヲ生シタルトキ若ハ廢業又ハ休業シタルトキ
二 支店又ハ販賣店ヲ移轉廢止シタルトキ

第十二條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ調製若ハ小分ヲ爲サシメ又ハ其場所ニ立入ラシムル者ノ住所氏名ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十三條 清涼飲料水製造人ハ店頭ニ於テ飲用スルモノ又ハ飲用者ノ容器ニ移シ販賣スルモノハ封緘ヲ施サ、ルモ妨ケナシ

第十四條 本則第四條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條ニ違背シタルモノハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

氷雪營業取締規則施行細則

(大正二年三月二十八日 青森縣令第二十八號)

第一條 營業ノ目的ヲ以テ氷雪ノ採收場製造場又ハ貯藏場ヲ設置セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ以テ願出ツヘシ其ノ第二號以下ノ事項變更セムトスルトキ亦同シ

一 營業者ノ住所、氏名、年齢(法人ニ在リテハ其ノ名稱住所及代表者ノ住所氏名)

二 氷雪及飲食用、雜用(飲食用ニ供セサルモノ以下同シ)ノ別

三 採收場、製造場又ハ貯藏場ノ構造仕様書及平面圖但シ製造ニ在リテハ具ノ器械ノ種類名稱個數及動力ノ種類

四 採收場、製造場又ハ貯藏場ノ位置坪數附近ノ地勢ヲ示セル圖面但シ借地ニ在リテハ當該官廳ノ使用許可證又ハ所有者ノ承諾書ヲ添付スルヲ要ス

五 原水ノ種類及場所在地並採收製造又ハ貯藏ノ方法

六 工事落成期日

第二條 採收場、製造場、貯藏場ノ工事落成シタルトキハ知事ニ届出テ其ノ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ズ但シ卸賣者ニ在リテハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

前項検査ノ後採收場、製造所、貯藏場ヲ讓受ケ又ハ借受タルトキハ双方連署ノ上採收、製造者ニ在リテハ知事ニ其ノ他ハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 採收場ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ自然ノ水面又ハ地面ヲ割シ氷雪ヲ採收セムトスル者ハ第二號以下ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一 採收場ハ人家、鐵道、國道、縣道、墓地、火葬場、塵芥捨場、屠場、斃獸捨場、化製場其ノ他之ニ類スルモノヨリ各六十間以上ノ距離ヲ保有スルコト

二 水池ノ側部及底面ハ一寸以上ノ厚板又ハ不透過性ノ材料ヲ以テ構造シ底面ニ適當ノ勾配ヲ附シ排水口ヲ設クルコト但シ底部ニ限リ粘土又ハ三寸以上ノ砂利敷ト爲スコトヲ得

三 水池ノ上縁ハ地盤ヨリ一尺以上高カラシメ且不潔物ノ混入ヲ防ク爲適當ノ防圍ヲ爲スコト

四 原水ノ導口ハ不透過質材料又ハ一寸以上ノ厚板ヲ以テ水門又ハ極管ヲ設備シ且水池ニ注ク前ニ於テ塵芥等ノ濾過又ハ濾過ノ裝置ヲ爲スコト

第四條 製造場ハ左ノ制限ニ從フヘシ
一 周圍ノ土地建物ニ障害ナキ場所タルコト
二 製造室ハ塵埃ノ混入ヲ防キ且排水ノ設ヲ爲スコト

第五條 貯藏場ハ左ノ制限ニ從フヘシ
一 常ニ濕潤セサル土地タルコト
二 屋根又ハ覆蓋ヲ以テ雨水塵芥等ノ混入セサル適當ノ設備ヲ爲シ且出入ヲ遮斷シ得ヘキ裝置ヲ爲スコト

スコト

三 内側壁及底面ハ一寸以上ノ厚板又ハ不透過性ノ材料ヲ以テ構造シ底部ニ排水溝ヲ設クルコト但シ岩層坑及雜用氷雪ノ貯藏場ニ在リテハ適宜ニ其構造ヲ省略スルコトヲ得

四 第一號様式ノ木札ヲ見易キ部ニ掲クルコト
第六條 採收又ハ製造シタル氷雪ヲ貯藏シタルトキハ警察官署ニ届出テ警察官吏又ハ衛生官吏ノ指示シタル氷雪十斤ヲ容器ニ入レ其ノ採收場製造場名ヲ記シ封緘ヲ受ケテ當廳ニ送致シ検査ヲ經ルニアラサレハ販賣又ハ授與スルコトヲ得警察官署ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ臨時検査ヲ施行スルコトアルヘシ

第七條 左ニ掲クル場合ハ其ノ都度前條ニ依リ検査ヲ受クヘシ
一 採收場、製造場ヲ異ニシタル氷雪ヲ貯藏シタルトキ
二 第三條但書ニ依リ採收シタル氷雪ヲ貯藏シタルトキ
三 管外ヨリ移入シテ直ニ販賣セムトスルトキ

第八條 飲食用及雜用氷雪ヲ同一ノ貯藏場ニ貯藏シ又ハ同一店舗ニ於テ販賣スルコトヲ得ス
第九條 第三條但書ニ依リ採收シタル氷雪ハ飲食用トシテ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス
管外ヨリ移入シタル氷雪ニシテ製造又ハ水池ヲ設ケテ採收シタル證明ナキモノハ飲食用トシテ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス

第十條 氷雪ノ卸賣ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ以テ願出ツヘシ其ノ第二號以下ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名、年齢(法人ニ在リテハ其ノ名稱、住所及代表者ノ住所氏名)

青森縣

四四三

二 氷雪ノ種別並飲食用、雜用ノ別

三 營業所在地

四 貯藏場所在地

第十一條 氷雪ノ請賣ヲ爲サムトスル者ハ住所、氏名、年齢（法人ニ在リテハ其ノ名稱住所及代表者ノ住所氏名）營業所及氷雪ノ種別飲食用、雜用ノ別ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ同一營業者ニシテ飲食用及雜用氷雪ノ請賣ヲ兼スルコトヲ得ス

第十二條 氷雪ノ行商ヲ爲サムトスル者ハ住所、氏名、年齢ヲ記シ幅二寸長三寸ノ鑑札用ノ木札ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出テ檢印ヲ受ケ行商ノ際之ヲ携帯スヘシ但シ雜用氷雪ノ行商スルコトヲ得ス
行商鑑札ハ他人ニ貸與スヘカラス

第十三條 飲食用氷雪請賣及行商者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 販賣所及行商用容器ハ常ニ清潔ヲ保ツコト

二 コップ、匙、拭布類ハ常ニ覆蓋アル容器ニ入レ塵埃ノ附着ヲ防クコト

三 氷塊及容器ヲ洗滌スル水ハ飲料ニ適スルモノヲ使用スルコト

第十四條 氷雪營業者又ハ法人ノ代表者死亡、所在不明、廢業、休業又ハ住所氏名異動ノ場合ニハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ卸賣、請賣及行商者ニ限り所轄警察官署ニ届出ツヘシ

死亡、所在不明ニ關シテハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ届出ツヘシ

第十五條 氷雪營業者ニシテ採取、製造又ハ卸賣ヲ爲ス者ハ每一箇年間ノ採取高、製造高及販賣高ヲ調査シ第二號様式ニ依リ翌年一月十五日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十六條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ認可ヲ取消又ハ營業停止若ハ禁止ヲ命スルコトアルヘシ

一 正當ノ事由ナクシテ工事ノ落成期日ヲ經過シタルトキ

二 土地ノ狀況ニ依リ衛生上危害ヲ生シ其ノ他公益上害アリト認ムルトキ

三 採取場、製造場貯藏場ノ改修又ハ移轉ヲ命セラレ之ニ應セサルトキ

四 検査未済ノ氷雪ヲ販賣シタルトキ

第十八條 本則第二條、第六條乃至第九條、第十一條乃至第十五條ニ違反シタル者又ハ停止中營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十九條 前條違反者ノ處罰ニ關シテハ明治三十三年七月内務省令第三十七號氷雪營業取締規則第十條ヲ適用ス

第二十條 警察官署ハ氷雪營業者ニ對シ明治三十四年十月青森縣令第五十一號ニ依リ行政廳ニ屬スル職權ヲ行フコトヲ得

第二十一條 氷雪營業者ニアラサルモ飲食物販賣ノ用ニ供スル目的ヲ以テ氷雪ヲ採收又ハ製造シ若ハ管外ヨリ移入シ貯藏スル者ニハ第一乃至第七條、第十六條乃至第二十條ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 從來ノ氷雪營業者ハ本則ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ在來ノ採收場、製造場及貯藏場ニシテ本則ノ規定ニ適合セサルモノハ大正二年十月末日迄ニ改造若ハ移轉スヘシ

第二十四條 明治三十三年十一月青森縣令第八十五號水雪營業取締規則施行細則ハ之ヲ廢止ス
第一、二號樣式省略

四四六

山形縣

火工場取締規則

(明治十六年十二月
山形縣乙第八十三號)

火工場取締規則左ノ通相定明治十七年五月一日ヨリ施行ス此旨布達候事但從來營業ノ者ハ本文施行ノ日マテ構造ヲ改良シ所轄警察署又ハ分署ノ検査ヲ受クヘシ(十七年縣達第六十二號二十二年九月縣令第七十九號參看)

- 第一條 左ノ營業者ハ此規則ヲ遵守スヘシ
鍛冶職 硝子師 鑄物師 陶器師 白綾油製造職
- 第二條 人家稠密ノ場所ニ於テ營業ヲ爲ス者ハ所轄警察署又ハ分署ヘ届出ツヘシ
- 第三條 火焚所及天井裏煙筒ハ石又ハ煉瓦漆喰壁土等ノ不燃質物ヲ以テ築造スヘシ
- 第四條 火焚所及煙筒ハ時々掃除ヲナスヘシ
- 第五條 本則ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

摺附木製造取締規則

(明治二十五年五月
山形縣令第四十三號)

- 第一條 摺附木製造場ヲ建設セントスルモノハ願書ニ製造場ノ仕様書及場所ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署及ハ警察分署ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 但改造ヲ要スルトキ亦同シ

第二條 製造場ノ新設又ハ改造シ工事竣リ其事業ニ着手セントスルトキハ所轄警察署又ハ警察分署ニ

山形縣

四四七

届出検査ヲ受クヘシ

第三條 製造場ヲ賣買譲與シタルトキハ雙方連署ノ上七日以内ニ所轄警察分署ニ届出ヘシ

第四條 製造場ノ構造ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 黄磷ヲ用ヒサル製造場ハ製造貯藏室及乾燥室ヲ設ケ各之ヲ區劃スヘシ

二 黄磷ヲ用フル製造場ハ調製室、製品貯藏室及原料室ヲ設ケ各之ヲ區劃シ又乾燥室ヲ別棟トナシ

瓦斯ヲシテ他室ニ散飛セシメサル様戶外ニ導クノ装置ヲナスヘシ

三 前二項ノ諸室内部ハ凡テ不燃質ヲ以テ之ヲ覆フヘシ

第五條 黄磷ヲ用フル製造所ニ在テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ

二 齒牙及齒齲ニ疾患アル者ヲシテ黄磷若クハ其合劑ノ取扱ヲ爲サシムヘカラス

三 何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムヘカラス

四 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黄磷十分以上ヲ含マシムヘカラス

第六條 免許證圖ニ異動ヲ生スルカ若クハ毀損亡失シタルトキハ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出再渡

又ハ書換ヲ受クヘシ

第七條 廢業シタルトキハ七日以内ニ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出ヘシ

第八條 製造場ハ警察官吏ヲシテ検査セシムヘシ

第九條 本則ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十條 從來設置シアル製造場ハ本則ニ依リ届出ヘシ但其構造本則ヲ適ヒサルモノハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

瓦斯事業取締令

(明治四十年十二月
山形縣令第九十三號)

第一條 本令ニ於テ瓦斯事業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ瓦斯ノ供給事業ヲ營ミ又ハ工業用ノ爲瓦斯ヲ製造使用スルヲ謂フ

第二條 瓦斯事業ヲ爲サムトスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其製造所ヲ改築シ若ハ供給區域ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 事業者ノ本籍、住所、氏名、年齢

二 製造所ノ位置並附近ノ略圖

三 供給區域及圖面

四 土地又ハ道路使用許可書ノ謄本若ハ承諾書

五 資本金工費及事業上ノ收支概算書

六 鑛業法ニ依リ天然瓦斯ノ採掘特許ヲ得タルモノハ其證明ノ謄本

第三條 瓦斯事業ヲ讓受ケントスル者ハ當事者連署ノ上知事ノ認可ヲ受クヘシ

相續ニ依リ瓦斯事業ヲ讓受ケタル場合ニ於テハ前項ニ準シ認可ヲ受クヘシ

第四條 知事ハ公益上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ許可ニ制限ヲ附シ又ハ特ニ書類圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 瓦斯事業ヲ爲ス者ニシテ本令ノ規定ニ違背シ若ハ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ知事ハ瓦斯事業ヲ制限停止シ若ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲアルヘシ

第六條 本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第七條 第二條、第三條ニ違背シタル者及第四條、第五條ノ命ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第八條 瓦斯事業ヲ爲ス者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

瓦斯事業ヲ爲ス者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

本令ノ罰則ハ法人ニ在リテハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

化製場取締規則

(明治二十七年五月 山形縣令第三十一號)

第一條 本則ニ於テ化製場ト稱スルハ獸畜ノ死屍ヲ原料ト爲シ肥料脂肪膠等ヲ製造スル場所ヲ云フ

第二條 化製場ハ人家公道飲料水等ヲ隔絶シ無害ノ場所ニアラサレハ設置スルコトヲ許サス

第三條 化製場ヲ設置セントスル者ハ建物及ヒ場所ノ圖面竝ニ構造ノ仕様書ヲ添ヘ所轄警察官署又ハ警察分署ニ願出許可ヲ受クヘシ但改造又ハ變更ヲ要スルトキ亦同シ

第四條 前條ノ構造落成シタルトキハ使用前所轄警察署又ハ警察分署ニ届出検査ヲ受クヘシ

第五條 化製場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 化製用ノ外圍ハ他ヨリ見透ササル様牆壁ヲ設クヘシ

二 化製用ノ建物、竈、煙筒等ハ火災ノ虞ナキ様構造シ且空氣ヲ流通セシムル爲メ適當ノ窓扉又ハ

屋上ニ空氣拔ヲ設クヘシ

三 化製用原料ノ置場竝ニ支解所ハ其場内別室ニ之ヲ設ケ血液汚汁等地盤ニ流溢又ハ滲透セサル様裝置シ且汚汁溜ニ通スル溝ヲ設クヘシ

四 汚汁溜ハ不滲透質ノモノヲ用ヒ堅牢ナル蓋ヲ以テ密閉スヘシ

第六條 化製場ヲ賣買讓與シ又ハ所有者ノ屬籍住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出ヘシ但賣買讓與ハ雙方連署ヲ要ス

第七條 化製場ヲ廢止シ又ハ休業ヲ爲シタルトキハ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出ツヘシ

第八條 化製場ハ常ニ清潔ニシ其原料ハ場外ニ於テ取扱フヘカラス

第九條 第三條、第四條、第六條、第七條、第八條ニ違背シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十條 從來設置シタル化製所ハ第三條ノ手續ニ依リ三十日以内ニ願出許可ヲ受クヘシ但本則ノ制限ニ適セサルモノアルトキハ詮議ノ上改造若ハ移轉ノ猶豫ヲ與フルコトアルヘシ

秋 田 縣

瓦斯營業取締規則

(明治四十四年六月二日
秋田縣令第八十七號)

第一條 瓦斯供給事業ヲ營マントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第二號乃至第八號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名、年齢、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地代表者ノ氏名及定款
 - 二 瓦斯ノ種類
 - 三 瓦斯使用ノ目的
 - 四 供給區域及圖面
 - 五 製造所又ハ採掘場ノ位置及圖面
 - 六 資本金、工事費及事業上ノ收支豫算書
 - 七 工事設計書
 - 八 工事ノ著手及落成期日
 - 九 土地又ハ道路使用許可書ノ謄本若ハ承諾書
 - 十 製造所採掘場ノ周圍六十間以内ニ於ケル建物、道路ノ距離及地況ヲ記シタル圖面
 - 十一 鑛業法ニ例リ採掘特許ヲ得タルモノハ其ノ證書ノ謄本
- 前項第一號第九號乃至第十一號ノ事項ニ變更アリタルトキハ變更ノ日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ
- 第二條 瓦斯營業ヲ讓渡サムトスルトキハ當事者連署ノ上知事ノ許可ヲ受クヘシ相續ニ依リ瓦斯營業

ヲ承継シタル者ハ五日以内ニ届出知事ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 前二條ノ申請者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第四條 工事落成シタルトキハ直チニ知事ニ届出使用許可ノ證ヲ受クヘシ

第五條 知事ハ營業ノ許可ニ條件ヲ付シ又ハ危害豫防若ハ衛生上必要ト認ムルトキハ營業所其ノ他工作物ノ改修移轉若ハ瓦斯傳送ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 瓦斯營業ニ使用スル工作物ハ當該官吏ヲシテ隨時検査セシメ又ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 瓦斯營業者本則ニ違背シ又ハ營業許可ノ條件トシテ命令シタル事項若ハ之ニ基キ發シタル命令今ニ違背シ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ除害ノ裝置ヲ命シ又ハ營業ヲ停止若ハ禁止又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 瓦斯營業者ニシテ第一條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月以内ニ工事ニ着手セス又ハ正當ノ事由ナクシテ開業後一ヶ月以上休業シタルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第九條 瓦斯營業者ハ左ニ掲クル事項ハ五日以内ニ届出ツヘシ
一 開業又ハ廢業ノ時日
二 法定代理人又ハ其住所氏名ノ變更

瓦斯營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ戶籍法第二百二十六條ノ届出義務者ハ前項ニ依リ届出ツヘシ

第十條 瓦斯營業者ニシテ休業セムトスルトキハ其ノ時日期間及事由ヲ直チニ届出ツヘシ

變災其他臨時ノ事故ニ依リ休業シタル場合モ亦同シ

第十一條 瓦斯營業者ハ其營業ニ依リ危害其ノ他ノ故障ヲ生シタルトキハ二十四時間内ニ其ノ原因並ニ狀況ヲ届出ツヘシ

第十二條 本則ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條、第二條ニ違背シ營業ヲ爲シタル者

二 第五條、第六條ノ命令ニ違背シ又ハ第六條ノ検査ヲ拒ミタルモノ

三 第七條ニ違背シテ營業ヲ爲シ又ハ除害裝置ノ命令ニ従ハサル者

第十四條 本則第四條ノ許可證ヲ受ケスシテ工作物ノ使用ヲ爲シタル者及第九條、第十條、第十一條ノ届出ヲ爲ササル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

第十五條 瓦斯營業者カ十四歳未満ノ者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ前二條ニ依リ科料ヲ科ス

瓦斯營業者カ法人ナルトキハ前二條ノ科料ハ其ノ代表者ニ之ヲ科ス

第十六條 瓦斯營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者カ其業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ト雖モ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第十七條 自用ニ供スル目的ヲ以テ瓦斯ヲ製造使用セムトスル者ハ工事設計書ヲ添へ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 前條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ本則第三條、第五條、第六條、第七條、第九條、第十

條、第十一條ヲ準用ス

前項ノ許可ヲ受ケスシテ使用シタル者及前項ニ違背シタル者ニ對シテハ本則第十三條、第十四條、第十五條、第十六條ヲ準用ス

附 則

第十九條 本則施行ノ際現ニ瓦斯營業ヲ爲ス者又ハ瓦斯ヲ自用ノ爲メ製造使用スル者ハ本則施行ノ日

ヨリ三十日以内ニ第一條、第十七條ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケサル者ハ爾後瓦斯營業ヲ爲シ又ハ自用ノ爲メ瓦斯ヲ製造使用スルコトヲ得ス

第二十條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

石油取締規則

(明治四十一年六月
秋田縣令第五十三號)

第一章 通 則

第一條 本則ニ於テ石油ト稱スルハ未製石油及其ノ蒸餾產物類ヲ謂フ

第二條 石油ヲ分チ二種トス「アーベル」閉塞發焔試驗器ヲ用ヒ七百六十「ミリメートル」ノ氣壓ニ於テ攝氏二十一度未滿ノ溫度ニテ發焔スルモノヲ甲種トシ二十一度以上ノ溫度ニ達セサレハ發焔セサルモノヲ乙種トス

第三條 石油精製場ハ甲種二斗以上乙種一石以上ノ貯藏場若クハ同數量ノ詰換場及其ノ附屬建物ヲ建設セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ既設建物ヲ改築増築變更大修繕セムトスルトキ及第六號乃至第九號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 建設者ノ本籍、族稱、住所、氏名、生年月日(法人ニアリテハ其名稱事務所所在地代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添附スヘシ)

二 精製貯藏詰換ニ係ル石油類ノ產地名稱及其ノ數量

三 建設地ノ地名番號

四 四隣ノ距離及其ノ附近ノ略圖

五 建物ノ構造仕様書及圖面

六 精製場ニ係ルモノハ其ノ製法裝置及燃料ノ種類

七 詰換場ニ係ルモノハ詰換ノ方法

八 作業時間

九 工事落成期日

第四條 精製場甲種十石以上乙種五十石以上ノ貯藏場及同數量ノ詰換場ハ市街地ニ建設スルコトヲ得ス但土地ノ狀況ニ依リ特ニ許可スルコトヲ得

第五條 工中中ハ縣廳ノ指示ニ從ヒ落成シタルトキハ届出検査證ヲ受クヘシ但検査證ヲ受ルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第六條 建設者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 煙突ハ毎月二回以上掃除ヲ爲スヘシ

二 精製場、貯藏場、詰換場ニハ其ノ名稱及建設者ノ住所、氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地)ヲ記シタル標札(竪三尺幅七寸)ヲ門戸ニ掲出スヘシ

三 第十八條第一項各號ノ規定及危險豫防上必要ノ事項ハ精製場、貯藏場、詰換場出入口ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第七條 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ届出ツヘシ

- 一 工事ニ著手シタルトキ
 - 二 建設者ノ本籍、族稱、住所、職業、氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ氏名若クハ定款）ヲ變更シタルトキ
 - 三 法定代理人、保佐人、夫又ハ其ノ氏名ニ異動アリタルトキ
 - 四 検査證ヲ毀損亡失シタルトキ
 - 五 休場又ハ廢場シタルトキ
 - 六 建設者又ハ其ノ法定代理人又ハ夫死亡シ若クハ所在不明トナリタルトキ
- 前項第二號乃至第四號ノ場合ニハ検査證ノ書換又ハ再渡ヲ請ヒ第五號廢場ノ場合ハ検査證ヲ返納シ第六號中建設ノ事故ニ係ルトキハ戸主又ハ家族（無能力者ニアリテハ法定代理人、保佐人又ハ夫）若クハ其ノ權利ノ承繼者ヨリ手續ヲ爲スヘシ

第八條 精製場、貯藏場、詰換場ヲ買受讓受相續其ノ他ノ事出ニ依リ使用權ヲ承繼シタル者ハ第三條第一項ノ事項ヲ記シ被承繼者ノ連署ヲ以テ五日以内ニ届出ツヘシ但シ連署ヲ得難キ場合ニハ其ノ事由ヲ附記スヘシ

前項ノ承繼者ハ建設者ト看做ス

第九條 當該官吏ハ何時タリトモ精製場、貯藏場、詰換場及石油類ノ商店ヲ検査スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニハ之ヲ拒ムコトヲ得ス且其ノ指示ニ從ヒ相當ノ準備ヲ爲スヘシ

第十條 建物並地盤ニシテ破損ヲ生シ其ノ他危險ノ虞レアリト認ムルトキハ當該官吏ニ於テ除害ノ裝置ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニアリテハ休業ヲ制限若クハ停止スルコトアルヘシ

- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
 - 一 許可ノ日ヨリ三十日以内ニ工事ニ着手セサルトキ
 - 二 落成延期ノ許可ヲ受ケスシテ落成期日ヲ經過シタルトキ
 - 三 燒失又ハ崩壞ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ再築ヲ出願セサルトキ
 - 四 六ヶ月以上休場シタルトキ
 - 五 精製場、貯藏場、詰換場ノ使用權ヲ喪失シタルトキ
 - 六 建設者又ハ其ノ法定代理人、保佐人所在不明トナリタルトキ
 - 七 無能力者ニシテ法定代理人、保佐人、夫ノ許可又ハ同意ヲ取消サレ若クハ法定代理人、保佐人無キニ至リタルトキ

八 本則ニ違背シ又ハ本則ニ據リ命シタル義務ヲ履行セサルトキ

第十二條 未成年者禁治產者ノ爲ス願出書ニハ法定代理人ノ連署準禁治產者妻ノ爲ス第三條ノ願書第七條第一項第五號ノ廢場及第八條ノ權利得失ノ届書ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第十三條 本則ニ關スル願届書ハ建設地所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ差出ヘシ

第二章 構造及設備

第十四條 精製場甲種十石以上乙種五十石以上ノ貯藏場及同數量ノ詰模ハ左ノ各號ノ制限ニ依ルヘシ

一 精製場ノ周圍ハ十間以上貯藏場及詰換場ノ周圍ハ五間以上ノ空地ヲ存シ其ノ地境ニ高サ八尺以上ノ不燃質ノ障壁ヲ設クヘシ

二 建物ハ石煉瓦又ハ土藏造ト爲シ其ノ屋上ハ不燃質物ヲ以テ葺キ内部ノ燃質物ハ總テ不燃質ノ材料ヲ以テ覆ヒ堅牢ニ構造スヘシ

三 軒ノ高サハ十五尺以上ト爲スヘシ

四 窓ハ天窓ト爲シ若クハ四壁高サ十二尺以上ニ設ケ適當ノ防火戸ヲ備フヘシ

五 地盤ハ百分ノ一以上勾配ヲ附シ不滲透質不燃質ノ材料ヲ以テ堅牢ニ構造シ且同質物ヲ以テ造リタル油溜ニ通スル裝置ヲ爲スヘシ

六 池窖又ハ層階ヲ設クルトキハ其ノ床梁ハ鐵製ト爲シ煉瓦又ハ「コンクリート」ヲ以テ構造スヘシ但鐵部ハ厚サ四寸以上ノ煉瓦又ハ「コンクリート」ヲ以テ覆フヘシ

七 建物ニハ天井其ノ他二階ノ類ヲ設クルコトヲ得ス

八 貯藏場ノ建物ノ面積三十坪以上ノモノニ在リテハ二十坪以内毎ニ石煉瓦又ハ土造ノ間仕切壁ヲ設ケ其ノ壁頭ヲ三尺以上屋上ニ突出セシムヘシ

九 建物ニハ適當ノ採光及換氣ノ方法ヲ施スヘシ

十 槽ハ金屬又ハ石煉瓦其ノ他不燃質材料ヲ以テ構造スヘシ

十一 槽ノ破損ニ際シテ一定ノ地域外ニ石油ヲ流出セシメサル様槽ト同一容量ノ不滲透不燃質ノ池窖ヲ設クル等適當ノ設備ヲ爲スヘシ

十二 煙突類ハ石煉瓦又ハ鐵ヲ以テ建設シ高サ屋上十尺(石炭ヲ燃料ニ供スルモノハ地上五十尺)以上突出セシムヘシ

十三 建物ノ廣狹ニ應シ適當ナル避雷針ヲ設ヘクシ

前項ノ制限ハ石油類ノ品質其他狀況精製貯藏詰換ノ方法又ハ構造ノ如何ニ依リ増減スルコトアルヘシ

第十五條 甲種十石未滿乙種五十石未滿ノ貯藏場及同數量ノ詰換場ハ前條第一項第二號乃至第七號第九號乃至第十一號ノ制限ニ從フヘシ但甲種二斗以上一石未滿乙種一石以上五石未滿ノ貯藏場ハ其ノ位置又ハ構造ノ如何ニ依リ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ前項ノ制限ハ貯藏詰換ノ方法位置又ハ構造ノ如何ニ依リ増減スルコトアルヘシ

第十六條 精製場、貯藏場、詰換場ニハ所轄警察官署ノ指示ニ從ヒ砂及其ノ他適當ノ消火設備ヲ爲スヘシ

第三章 貯藏及取扱

第十七條 石油ヲ貯藏スルニ當リ甲種ヲ減シ乙種ニ増サムトスルトキハ甲種減量ノ五倍ヲ増シ乙種ヲ減シ甲種ヲ増サントスルトキハ乙種減量ノ五分ノ一ヲ増スコトヲ得

第十八條 精製場、貯藏場、詰換場ニ於テ左ノ行爲スヘカラス

- 一 裸火ヲ使用スルコト
- 二 喫煙スルコト
- 三 發火シ易キ物件ヲ携帯スルコト

四 他ノ作業ヲ爲スコト

五 夜間石油ノ取扱ヲ爲スコト但乙種ノミ一石以上五石未満ノ貯藏場ニ於テ石油ヲ出入スルハ此ノ限ニ在ラス

所轄警察官署ニ於テ作業上必要アリト認ムルトキハ其ノ使用方法及場所ノ如何ニ依リ特ニ火器ノ使用ヲ許可スルコトアルヘシ

第十九條 従業者ハ作業中一定ノ作業衣ヲ着用スヘシ石油ニ汚染シタル作業衣ハ場外ニ於テ着用スヘカラス

第二十條 精製場、詰換場ニ作業上必要ナキ物件ヲ置キ又ハ貯藏場内ニ他ノ物件若クハ石油ノ空箱ヲ置クヘカラス

第二十一條 貯藏又ハ運搬ニ供スル容器ハ金屬製ノモノニ限ルヘシ但石油商ノ零賣用ニ供スルモノハ「コック」付金屬ノ容器及受滴器ヲ用キ容器置場ノ周壁及地盤ハ石煉瓦又ハ金屬ヲ以テ張ルヘシ

第二十二條 前條但書ノ容器、容器置場、容器受滴器ヲ作成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出使用ノ認可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ使用ノ認可ヲ受ケタル容器、容器置場、容器受滴器ノ使用ヲ廢シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十三條 卸賣其ノ他ノ爲運搬用ノ舟車（小賣商ノ用ユルモノヲ除ク）ヲ使用スル者ハ其ノ繁留所又ハ車置場ヲ定メ其ノ附近ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

前項ノ繁留所又ハ車置場ヲ廢シタルトキハ三日以内所轄警察官署ニ届出ヘシ

第四章 罰 則

第二十四條 本則第五條乃至第八條、第九條第二項、第十六條、第十八條乃至第二十三條及第十條第一項ノ命令ニ違背シ若クハ第十條第二項及第十一條ノ處分ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十五條 建設者ハ家族其ノ他ノ従業者又ハ雇人ノ行爲ニシテ本則ニ違背シタルトキト雖其ノ責ニ任ス

第二十六條 建設者カ犯罪能力ナキ未成年者又ハ禁治産者ナルトキ本則ニ違背シタルトキハ第二十四條ノ科料ヲ其ノ法定代理人ニ科ス

第二十七條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其ノ他ノ従業者又ハ雇人ノ所爲ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第二十四條ノ科料ヲ法人ノ代表者ニ科ス

附 則

第二十八條 現在ノ精製場、貯藏場、詰換場及容器其ノ他ノ類ニシテ本則ニ適合セサルモノハ精製場貯藏場、詰換場ニ在リテハ明治四十二年十二月三十一日迄ニ容器其他ニ在リテハ明治四十一年九月三十日迄ニ本則ニ依リ改築又ハ改造スヘシ

福井縣

鑛物又ハ砂鑛ヲ製鍊セムトスル者届出ノ件

鑛業及砂鑛附屬ノ事業ニ非ラスシテ鑛物(廢鑛々滓ヲ含ム)又ハ砂鑛ヲ製鍊セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ圖面(敷地周圍千八百間以内ノ地形見取圖數地内ノ建物及機械配置圖)ヲ添附シ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ左記事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 製鍊場ノ位置並ニ建物ノ面積及構造
 - 二 製鍊ノ方法
 - 三 製鍊場ニ設置スヘキ機械ノ種類、名稱及個數
 - 四 製鍊文鑛並製産物ノ種類及一ヶ月間ノ各豫定數量
 - 五 製鍊元鑛、鑛滓、廢水及煤煙ノ害毒豫防方法
- 本令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

黃磷製摺付木製造取締規則

第一條 黃磷製摺付木ヲ製造セントスルモノハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ出願免許ヲ受クヘシ

- 一 製造所ノ位置及地名、番號、坪數ヲ記シタル圖面
- 二 所内各室ノ配置及構造ノ方法書

- 第二條 製造所ヲ改修又ハ増設セムトスルトキハ前條ノ手續ニ依リ更ニ願出免許ヲ受クヘシ
- 第三條 新設改修又ハ増設工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ届出検査ヲ受クヘシ
- 第四條 製造所ヲ賣買又ハ讓與セントスルトキハ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ製造人住所氏名ヲ變更シ或ハ死亡代替リノトキ及廢場シタルトキハ五日以内ニ届出ツヘシ
- 第五條 製造所ハ石又ハ煉化石ヲ以テ築造スヘシ
- 第六條 製造室、製品貯藏室、原料室ハ各之ヲ區劃シ又乾燥室ハ之ヲ別棟ト爲シ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲ爲スヘシ
- 第七條 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ
- 第八條 製造人ハ自ら其ノ製造所ヲ管理スヘシ若管理シ能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ定メ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ
- 第九條 齒牙及齒齦ニ疾患アルモノニシテ黃磷若クハ其合劑ノ取扱ヲ爲サシムヘカラス
- 第十條 工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムヘカラス
- 第十一條 合劑ノ量百分ニ付黃磷十分以上ヲ含マシム可カラス
- 第十二條 本則第一條乃至第三條ニ違背シタルモノハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 第十三條 本則第四條、第七條、第九條、第十一條ニ違背シタルモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

煙火取締規則

- 第一條 煙火ヲ製造シ又ハ販賣セントスルモノハ族籍、住所、氏名、職業、年齢及製造場ノ位置ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ノ許可ヲ受クヘシ
 - 第二條 製造場ハ人家若クハ發火質ノモノヲ取扱フ所ヨリ直径十間以上ノ距離ヲ保ツヘシ
 - 第三條 製造者ハ販賣者以外ノ者ヘ讓渡(賣渡交換贈與又同シ)スルコトヲ得ス
 - 第四條 煙火ハ木器又ハ白鐵葉器ニ納メ火氣ナキ所ニ貯藏スヘシ
 - 第五條 煙火ヲ打揚ケントスルモノハ族籍、住所、氏名、職業、年齢及打揚場ノ位置其年月日並ニ打揚ノ箇數及目的ヲ詳記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ
 - 第六條 煙火打揚ケノ認可ヲ受ケタルモノト雖モ警察官ハ風位又ハ現狀ノ模様ニ依リ危險ノ虞アリト認ムルトキハ其認可ヲ取消シ又ハ中止ヲ命スルコトアルヘシ
 - 第七條 第一條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス
 - 第八條 第三條、第四條、第五條ニ違背シタルモノハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 附 則
- 第九條 本則施行前ニ許可ヲ受ケ現ニ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ更ニ許可ヲ受クルヲ要セス

煉工場取締規則

- 第一條 煉工場ヲ建設セムトスルモノハ其ノ位置及工場ノ圖面竝構造仕様書下水流通先等ヲ詳記シ所轄警察官署又ハ分署ニ願出許可ヲ受クヘシ其改修増減ノトキ亦同シ

第二條 (削除)

第三條 改氏名代換及廢業ノトキハ七日以内ニ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

第四條 煉工場ノ構造ハ左ノ制限ニ従フヘシ

一 火焚所及烟出シノ天井裏竝ニ其四壁ハ石、煉化石、漆喰又ハ土壁等總テ不燃質物ヲ以テ築造スヘシ

二 火焚所及煙出シノ漆喰又ハ土壁ニ係ルモノハ其ノ内部ニ用ヒタル不燃質物ノ部分ヲ厚サ一寸五分以上ニ塗り平滑ナラシムヘシ

三 煙筒ハ石、煉化石又ハ金屬其他不燃質物ヲ用ヒ屋上ヨリ五尺以上突出スヘシ

但人家ニ接近セサル場所ニ在テハ煙筒ヲ屋外ニ横出スルモ妨ケナシト雖モ軒ヲ距ル其ノ高ハ本項ノ尺度ニ據ルヘシ

四 金屬ノ煙筒ニシテ屋上又ハ側壁ヲ貫通スルモノハ其附着周圍ハ煙筒ノ外部ヨリ幅三寸以上石、煉化石又ハ漆喰ヲ以テ嵌塞スヘシ

五 煙筒ヲ用フル屋上ハ瓦、金屬等ノ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ

六 火消所並灰置所ハ蟻穴又ハ右煉化石等ヲ以テ構造シ各個隔日ノ使用ニ供スル爲メ中央ニ仕切リテ設ケ其覆蓋ハ安全ノ不燃質物ヲ用フヘシ

七 焚物置場ハ竈前ヨリ九尺以上ノ距離ヲ取り建設スヘシ

八 洗ヒ場ノ地盤ハ石又ハ三和土ヲ以テ厚サ二寸以上ニ築キ石造ノ繼目ハ「セメント」ヲ以テ接合シ汚水ノ下水ニ流下スヘキ適當ノ勾配ヲ付スヘシ

九 干場ノ地盤ハ石煉化石又ハ漆喰若ハ土間トシ其周圍ハ石、煉化石又ハ土壁ヲ以テ構造スヘシ

第五條 工事落成シタルトキハ所轄警察署又ハ分署ニ届出検査ヲ受クヘシ

第六條 水槽及洗ヒ場所ハ毎日清潔ニ掃除スヘシ

第七條 溝渠ハ毎月三回以上掃除シ汚水ヲ淹溜スヘカラス

第八條 煙出シ及煙筒ハ毎月三回掃除スヘシ

第九條 前二條ノ掃除期日ハ豫メ所轄警察署又ハ分署若クハ巡查駐在所ニ届出スヘシ

第十條 火焚所、煙出シ、煙筒、焚物置場、洗物、干場等ニ破損ヲ生シ若ハ生セントスルトキハ速ニ修繕ヲ加ヘ所轄警察署又ハ分署ニ届出検査ヲ受クヘシ

第十一條 警察署又ハ分署ハ危険ノ虞アルカ若ハ衛生上障害アリト認ムルトキハ其ノ改造ヲ命シ且事業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 干場ニ於テ火氣ヲ用ルトキハ其ノ周圍六尺以内ニ他ノ燃質物ヲ置クヘカラス

第十三條 薪炭ノ燃残り消炭又ハ灰ハ火消所ニ入レ二十四時間ヲ經過シ火氣消滅シタル後ニアラサレハ火消所外ニ出スヘカラス

但浸水セシモノハ二十四時間内ト雖モ火氣消滅シタルトキハ此限リニアラス

第十四條 干燥用ニ供スル火ハ干場外ニ於テ煽スヘカラス

第十五條 火焚所火消所及灰置所ハ常ニ能ク掃除シテ火氣ノ媒介トナルヘキモノヲ散在セシムヘカラス

第十六條 干場内ノ點燈ハ墜落頭仆ノ虞ナカラシムヘシ點燈ヲ四壁ノ柱等ニ付置セントスルトキハ火

氣移燃セサル様五寸以上隔離スヘシ

第十六條 烈風ノトキハ火氣ノ使用停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 第一條、第三條、第五條、第七條、第八條、第十條第一項、第十一條、第十二條、第十四條ニ違背シ又ハ第十六條ノ命令ニ從ハサルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十八條 (削除)

附 則

第十九條 從來ノ煉工場ニシテ本則第四條ニ抵觸スルモノハ明治二十九年五月三十一日迄ニ改造スヘシ

第二十條 汽罐ヲ使用スルモノハ汽罐汽機取締規則ニ規定セル條項ニ限リ同則ヲ適用ス

鍛冶及鑄物工場取締規則

第一條 鍛冶及鑄物工場ヲ建設セントスルモノハ願書ニ建設地及其ノ敷地建坪四隣ノ距離其他煙筒ノ位置構造ノ模様等ヲ詳記シタル圖面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ノ許可ヲ受クヘシ但其構造ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二條 工場ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署又ハ分署ニ届出テ検査ヲ請フヘシ其修繕ニ係ルモノ亦同シ

但検査ヲ受クル後ニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條 廢業、改氏名又ハ代換リノトキハ其旨所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

第四條 火焚場ノ天井裏及其四壁ハ石、煉化石、漆喰等總テ不燃質物ヲ以テ築造スヘシ

第五條 漆喰又ハ土壁ノモノハ其ノ内部ニ使用シタル燃質物ノ部分ヲ厚サ一寸五分以上ニ塗り隠シ平滑ナラシムヘシ

第六條 煙筒ヲ建設スルモノハ石、煉化石又ハ金屬其他不燃質物ヲ用ヒ屋上ヨリ三尺以上突出セシムヘシ

但人家ニ接近セサル場所ニ在テハ煙筒ヲ家屋外ヘ横出スルモ妨ナシト雖モ軒ヲ距ル其高サハ本條ノ尺度ニ依ルヘシ

第七條 前條金屬ノ煙筒ニシテ屋上又ハ側壁ヲ貫通スルモノハ其ノ附着ノ周圍ハ煙筒ノ外部ヨリ幅三寸以上石、煉化石又ハ漆喰ヲ以テ嵌塞スヘシ

第八條 煙筒ヲ用フル屋上ハ其筒心ヨリ方二間以上ハ瓦金屬等ノ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ

第九條 工場ニハ火氣ノ媒介トナルヘキモノヲ置クヘカラス

第十條 火焚場及煙筒ハ毎月一回以上掃除ヲナスヘシ

但其期日ハ所轄警察署又ハ分署ニ届置クヘシ

第十一條 街路ニ沿フタル工場ハ外面ヨリ見透カサル様籬等ヲ以テ之ヲ覆フヘシ

第十二條 本則第一條、第二條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

瓦斯事業取締規則

(明治四十四年八月
福井縣令第四十號)

第一條 本則ニ於テ瓦斯事業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ瓦斯ノ製造供給ヲ爲シ又ハ工業用ノ爲瓦斯

ヲ製造使用スルヲ謂フ

公共團體ニ於テ瓦斯製造供給ノ事業ヲ經營セントスルトキハ本則ヲ準用ス

第二條 瓦斯事業ヲ經營セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一 事業者ノ本籍、住所、氏名、生年月日、法人ニ在リテハ其ノ定款及代表者ノ氏名

二 製造場ノ位置

三 敷地建造物ノ坪數及敷地ノ周圍六十間以内ノ地形人家ノ位置ヲ記シタル平面圖

四 瓦斯ノ種類及事業ノ目的

五 起業目論見書及工事方法書

六 供給區域及瓦斯管布設地名並其ノ線路圖

七 資本金工事豫算及事業上ノ收支概算書

八 縣費支辨ニ屬セサル道路橋梁、河川溝渠其ノ他官有地以外ノ土地ヲ使用セムトスルトキハ其ノ

管理者又ハ所有者ノ許可證若ハ承諾書

九 工事落成期間

前項第二號、第三號中敷地、建造物ノ坪數第四號、第五號、第六號中供給區域並線路及第九號ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ其ノ第一號、第七號ニ就キ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ縣廳ニ届出ヘシ

第三條 工事落成シタルトキハ知事ニ届出テ使用ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 瓦斯事業ヲ讓渡セムトスルトキハ當事者連署ノ上知事ノ認可ヲ受クヘシ相續ニ依リ其ノ事業

ヲ承繼シタル者ハ十日以内ニ縣廳ニ届出ツヘシ

第五條 瓦斯事業ヲ開始中止若ハ廢止シタルトキハ即日縣廳ニ届出ツヘシ

第六條 瓦斯事業者第二條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六箇月以内ニ工事ニ著手セス又ハ正當ノ事由ナクシテ開業後一箇月以上休業シタルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 當該官吏ハ必要ト認ムルトキハ事業ニ使用スル家屋其ノ他ノ工作物ニ就キ検査スルコトアルヘシ

第七條ノ二 屋内ニ於テ電燈、電力用電線ト接近又ハ交叉シテ瓦斯管ヲ施設スルトキハ相互間五寸以上ヲ離隔スヘシ

但シ工事止ムヲ得サル場合ハ此ノ限リニ在ラス

前項但書ニ依リ其ノ距離ヲ短縮セムトスルトキハ工事着手ノ前日迄ニ其ノ場所及日時ヲ關係電氣事業者ニ通知シ立會ヲ求ムヘシ已ニ施設シタルモノヲ修理又ハ撤去セムトスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ當該電氣事業者立會ヲ爲ササルトキハ縣廳ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ

第八條 瓦斯事業ニ依リ危害ヲ生シ又ハ生スルノ虞アルトキハ其ノ原因及狀況ヲ具シ即日縣廳ニ届出ツヘシ

第九條 危害豫防又ハ衛生ノ爲必要ト認ムルトキハ製造所其ノ他工作物ノ改造移轉若ハ瓦斯供給使用ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 本則第二條、第四條、第五條、第七條ノ二、第八條ニ違背シ又ハ第七條ノ検査ヲ拒ミ第九條ノ命令ニ背キ若ハ第三條ノ認可ヲ受ケスシテ工作物ノ使用ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十一條 瓦斯事業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス
法人ノ代表者又ハ其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第十二條 本則ニ依リ差出スヘキ願届ハ總テ事業地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石油取締規則

(明治四十年三月 福井縣令第十四號)

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ石油ト稱スルハ未製石油及粗製石油、精製石油、揮發油、燈油、重油ノ類ヲ謂フ
第二條 「アーベル」閉塞試験器ヲ用キ七百六十「ミリメートル」氣壓ニ於テ攝氏二十一度以下ノ溫度ニ因リ引火スル石油ヲ第一種石油ト稱シ二十一度以下ノ溫度ニ達セサレハ引火セサル石油ヲ第二種石油ト稱ス

第三條 本則ニ於テ精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場ニ取扱店槽船槽車ト稱スルハ左記各號ノ場所ヲ謂フ

一 精製場ト稱スルハ石油ヲ精製シ又ハ混成スル場所ヲ謂フ

二 槽倉庫ト稱スルハ十石以上ノ第一種石油又ハ五十石以上ノ第二種石油ヲ貯藏スル槽、倉庫ヲ謂フ
置場ト稱スルハ一石以上十石未満ノ第一種石油又ハ三石以上五十石未満ノ第二種石油ヲ貯藏スル場所ヲ謂フ但シ第一種及第二種ノ石油ヲ同室ニ貯藏スルトキハ總テ第一種石油ト見做ス
三 罐詰場ト稱スルトキハ石油ノ罐詰又ハ其ノ詰替ヲ爲ス場所ヲ謂フ
四 取扱店ト稱スルハ石油商又ハ石油問屋等ヲ業トスル者ノ賣買其ノ他ノ取引ヲ爲ス店舗ヲ謂フ
五 槽船ト稱スルハ容積五石以上ノ槽ヲ有スル船ヲ謂フ槽車ト稱スルハ容積三石以上ノ槽ヲ有スル車ヲ謂フ

第四條 精製場、槽、倉庫又ハ其同一構内ニ於テ置場、罐詰、場取扱店ノ新築改築増築變更ヲ爲サントスル者又ハ槽船槽車ノ新造改造變更ヲ爲サントスル者ハ所轄警察官署ヲ經由シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
前項以外ノ置場、罐詰場、取扱店ニ在リテハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ未成年者禁治産者前二項ノ許可ヲ出願スルトキハ法定代理人ノ連署ヲ要ス準禁治産者又ハ妻ナルトキハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

法人ナルトキハ業務ヲ擔當スル代表者ヨリ出願スヘシ

第五條 精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場、取扱店ノ新設許可願書ニハ左記各號ノ事項ヲ具シ其改築増築、修繕若ハ變更ノ許可願書ニハ第三號乃至第六號ノ事項ヲ具スヘシ但シ置場、罐詰場、取扱店ニ在リテハ特ニ指示シタル場合ヲ除クノ外背面、兩側面ノ建圖、縱横斷面圖ヲ添付セルモ妨ケナシ

一 位置

二 敷地及建物ノ坪數

三 敷地内建物及其ノ附近ノ人家其ノ他ノ建物、道路、河川等ヲ記シ且其ノ距離ヲ示セル平面圖
 四 建物ノ尺度ヲ詳示セル平面圖、正面圖、兩側面ノ建圖及縱橫斷面圖
 五 建物ノ材料ノ種類寸法及其構造方法ヲ詳記セル仕様書
 六 工事落成期日

前項各號ノ外精製場、槽、取扱店ニ在リテハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 精製場ハ精製石油ノ名稱、精製高、製造及装置並燃料ノ種類
 二 槽ハ第十三條第一號構造仕様書及圖面

三 取扱店ハ取扱石油ノ種類及貯藏高

四 取扱店ニ燈火ヲ設備セントスルトキハ其ノ種類及装置ノ方法

第一項第二號乃至第六號及第二項各號事項ヲ變更セントスルトキハ更ニ其ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 槽船、槽車ノ新造、許可願書ニハ其ノ圖面及構造ノ仕様書ヲ添付スヘシ其ノ構造ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第七條 工事落成シタルトキハ第四條ノ區別ニ從ヒ知事又ハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス但シ工事中ト雖モ必要アリト認ムルトキハ隨時検査スルコトアルヘシ

第八條 精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場、取扱店、槽船、槽車ノ賣買、讓與、相續若ハ貸借ニ依リ事業ヲ承繼セントスル者ハ双方連署ノ上第四條ノ區別ニ從ヒ知事又ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但連署シ難キ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具スヘシ

第九條 左記各號ノ一ニ該當スルトキ事實ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ第四條ノ區別ニ從ヒ知事又ハ

所轄警察官署ニ届出スヘシ

一 事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

二 事業者ノ住所、氏名ノ變更又ハ死亡者ハ所在不明トナリタルトキ

三 事業者ノ法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所所在地代表者ノ氏名、變更又ハ解散ヲ爲シタルトキ

四 法定代理人、保佐人、夫ノ氏名、變更又ハ死亡若クハ所在不明トナリタルトキ

前項ノ死亡若ハ所在不明トナリタル場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者、法人ヲ解散シタル場合ハ清算人ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條 建物並地盤ノ崩壞、破損其ノ他作業上危險ノ事故ヲ生シ若ハ生スルノ虞アルトキハ速ニ豫防設備ヲ爲シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十一條 事業者ニシテ自ラ事業ヲ管理シ能ハサルトキハ管理人ヲ定メ其ノ住所、氏名ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

所轄警察官署ニ於テ前記ノ管理人不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二章 構造及設備

第十二條 精製場、槽、倉庫、罐詰場ハ其ノ建物ト敷地境界線又ハ敷地境界線内ノ他ノ建物若ハ發火物ヲ蓄積スル場所トノ間ニ左ノ距離ヲ保ツヘシ

一 槽二十間以上

二 精製場、倉庫十間以上

三 罐詰場五間以上

土地ノ狀況若ハ建物ノ種類ニ依リ又ハ適當ナル防火壁ヲ設クルトキハ前項距離ヲ有セサルモ特ニ許可スルコトアルヘシ

第十三條 精製場、槽、倉庫、罐詰場、置場、取扱店ノ構造並設備模様ニ依リテハ特ニ本條ノ制限ニ依ラスシテ許可スルコトアルヘシ

一 槽ハ不透過質ニシテ不燃質ノ材料ヲ以テ築造シ其ノ破損スルモ一定ノ地域外ニ石油ヲ流出セシメサル様槽ト同一容量ノ池等ヲ設クル等適當ノ構造ヲ爲スヘシ但シ池等ニハ雨水排除ノ裝置ヲ爲スヲ要ス

二 精製場、倉庫、置場、罐詰場、取扱店ハ不燃質ノ材料ヲ以テ築造シ又ハ土藏造ト爲シ其ノ屋上ハ瓦石板又ハ金屬ヲ以テ葺覆シ内部ノ燃質物ハ總テ不燃質ノ材料ヲ破覆スヘシ

三 精製場、倉庫、置場、罐詰場ハ天井其ノ他二階ノ類ヲ設クルコトヲ得ス

四 倉庫ノ面積三十坪以上ノモノニ在リテハ三十坪以内毎ニ間仕切壁ヲ設ケ其ノ間仕切壁ハ不燃質ノ材料ヲ以テ築造シ壁頭ヲ屋上三尺以上突出セシムヘシ

五 精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場、取扱店ニハ換氣裝置ヲ爲スヘシ

六 精製場、倉庫、置場、罐詰場、取扱店ニハ適當ノ開キ防火戸ヲ設ケタル明リ窓ヲ設ケヘシ但シ倉庫、置場ノ窓ニハ内外二重ニ金網ヲ張ルヲ要ス

七 倉庫、置場ノ出入口ニハ外開ノ鐵扉及土戸ヲ精製罐詰場取扱店ニハ適當ノ防火戸ヲ設ケヘシ

八 精製場、倉庫、置場、罐詰場、取扱店ノ床ハ不透過質ニシテ不燃質ノ材料ヲ以テ築造シ厚サ三寸以上ノ砂ヲ撒布スヘシ

九 同一構内ニ在ル精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場、取扱店間ノ通路ハ不透過質ニシテ不燃質ノ材料ヲ以テ築造シ砂ヲ撒布スヘシ

十 精製場、槽、倉庫ニハ適當ノ避雷針ヲ設ケ其ノ敷地若ハ第十二條ニ規定シタル距離ノ境界ニハ高サ八尺以上ノ不燃質ノ障圍ヲ設ケヘシ但シ周圍六十間以内ニ他ノ建物ヲ存セサルトキハ特ニ許可ヲ得テ障圍ヲ設ケサルコトヲ得

第十四條 精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場、取扱店ニハ所轄警察官署ノ指示ニ從ヒ消火用ノ砂及相當ノ消火器ヲ備ヘ置クヘシ

第十五條 本章ニ規定セル制限ノ外尙必要アリト認ムルトキハ特種ノ構造及設備ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 適當ノ防火裝置ヲ爲ストキニ五斗未滿ノ第一種石油一石未滿ノ第二種石油ヲ貯藏スル取扱店若ハ二石未滿ノ第一種石油五石未滿ノ第二種石油ヲ貯藏スル置場ニ在リテハ第十三條第二號第三號第六號第七號第八號ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第三章 取扱及運搬

第十七條 第一種石油ニハ其容器ノ見易キ所ニ赤字ヲ以テ引火危險ト明記スヘシ

第十八條 石油ノ運搬又ハ取扱ヲ爲ストキハ左記各號ヲ遵守スヘシ

一 精製場、倉庫、置場、罐詰場ニ於テハ夜間石油ノ取扱其ノ他ノ作業ヲ爲スヘカラス

二 精製場、倉庫、置場、罐詰場、取扱店又ハ第十二條ニ規定セル精製場、槽、倉庫、罐詰場ノ敷地距離内ニ於テ火ヲ點シ若ハ喫煙シ又ハ燈火其ノ他發火ノ虞アル物件ヲ使用シ若ハ之ヲ携帶ス

ヘカラス但シ所轄警察官署ニ許可ヲ受ケタル安全ナル燈火ヲ使用シ又ハ精製場、罐詰場ニ在リテハ其ノ作業上必要ナル火器等ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

三 前號ノ禁示事項ハ場内店頭等見易キ場所ニ揭示スヘシ

四 石油運搬又ハ積卸ヲ要スル時ノ外精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場、取扱店其ノ他貯藏ノ場所以外ニ置クヘカラス

五 槽車、荷車又ハ槽船小廻船ヲ以テ石油ヲ運送スル場合ニ於テハ發火ノ虞アル物件ヲ搭載スヘカラス

六 前號ノ槽船小廻船以外ノ船舶ヲ以テ石油ヲ運送スル場合ニ於テ發火ノ虞アル物件ヲ搭載スルトキハ危險ノ虞ナキ様相當ノ間隔ヲ保チ難キトキハ不燃質物ヲ以テ區劃ヲ設クヘシ

七 五石以上ノ石油ヲ運搬スル船舶ニハ晝間ハ石油ト朱記セル標旗(縦一尺横二尺)ヲ掲ケ夜間ハ赤燈ヲ掲ケヘシ

八 石油ヲ搭載スル船舶ハ其ノ積卸ヲ爲ス場合ノ外沿岸ノ建物又ハ貨物ヲ搭載スル他ノ船舶ヨリ十間以上ヲ間隔存スル場合ニアラサレハ繫留スヘカラス

第十九條 第十三條第八號及第九號ニヨリ搬布シタル砂汚染シタルトキハ速ニ取換ヲ爲スヘシ

第二十條 置場ニ第三條第二號ノ制限ヲ超過スル石油ヲ貯藏シ又ハ槽倉庫置場ニアラサル場所ニ一石以上ノ第一種石油又ハ三石以下ノ第二種石油ヲ貯藏スルコトヲ得ス但シ嘴ニ依リ注出スル装置ヲ有スル金屬製容器ヲ用キル場合ニハ二石未滿ノ第一種石油又ハ五石未滿第二種石油ヲ貯藏スルコトヲ得

第二十一條 前條ノ制限ヲ超過セサル石油ヲ貯藏スル場合ニ在リテモ所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特ニ其ノ貯藏ノ場所ヲ指示シ若ハ特種ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 石油ヲ貯藏スル容器ハ金屬製ノモノヲ用ウヘシ但シ容量一升以下ノ容器ハ此ノ限リニアラス

第二十三條 石油商ノ零賣用ニ供スルモノハ嘴ニ依リ注出スル装置ヲ有スル金屬製ノ容器及受滴器ヲ用ウヘシ

第二十四條 揮發油ハ蒸氣ノ漏洩ヲ防ク装置ヲ有スルニアラサレハ夜間他ノ容器ニ移スコトヲ得ス

第四章 臨檢禁停止及許可ノ取消

第二十五條 當該吏員石油ノ精製、貯藏、罐詰、運搬其ノ他ノ取扱ヲ爲ス場所ヲ檢査セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

當該吏員檢査ノ場合ハ其ノ指示ニ從ヒ相當ノ準備ヲ爲スヘシ

第二十六條 當該吏員ハ石油ノ精製、貯藏、罐詰、運搬其ノ他ノ取扱ニ關シ危害豫防上必要ナル應急措置ヲ命スルコトアルヘシ

第二十七條 精製場、槽、倉庫、置場、罐詰場、取扱店ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 第四條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ工事ニ着手セサルトキ

二 落成期日内ニ落成セサルトキ

三 一箇年以上其ノ使用ヲ休止シタルトキ

四 本則若ハ本則ニ基キテ爲ス處分ニ違背シ危險ノ虞アルトキ

第二十八條 知事若ハ所轄警察官署ニ於テ作業上危險ノ虞アルトキハ精製場、槽、倉庫、罐詰場、取扱店、槽船、槽車等ノ石油ノ貯藏及取扱ヲ爲ス場所又ハ其ノ容器ノ改造修繕、變更若ハ特殊ノ設備ヲ命シ又ハ石油ノ貯藏、罐詰、販賣、運搬其ノ他ノ取扱ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

第五章 罰 則

第二十九條 本則第四條、第七條乃至第十一條及第十四條、第十七條乃至第二十條第二十二條乃至第二十五條ニ違背シタル者又ハ第十五條、第二十一條、第二十六條ノ指命ニ従ハサルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十條 事業者ノ未成年又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第三十一條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其ノ他ノ從業者又ハ雇人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ本則ニ規定シタル處罰ヲ法人ニ適用シ法人ノ代表者ヲ被告人トス

附 則

第三十二條 本則施行前ニ設ケタル倉庫、置場、罐詰場、取扱店ハ明治四十年八月三十一日迄ニ第五條ノ事項ヲ具シ届出テ認可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ許可ヲ受ケ設置シタルモノハ此限ニ在ラス

第三十三條 前條ニ依リ認可ヲ受ケタル倉庫、置場、罐詰場、取扱店竝本則施行前知事ノ許可ヲ受ケ設置シタル精製場、槽及其ノ所屬ノ倉庫、置場、罐詰場、取扱店ニシテ本則ノ構造ハ制限ニ適合セサル者ハ明治四十一年十二月三十一日迄ニ改造スヘシ其期間内ニ改造セサルトキハ許可又ハ認可ノ効力ヲ失フモノトス

第三十四條 本則第十七條ハ明治四十年十二月三十一日迄其ノ施行ヲ猶豫ス

石川縣

製造場工場建設ノ件

(明治三十九年七月
石川縣令第二九號)

瓦斯製造貯藏場石油再製場及瓦斯又ハ電氣ヲ原動機トシテ使用スル製造場工場ヲ建設セムトスル者ハ其ノ本籍住所氏名年齢及建築物場所ノ圖面工事仕様書落成期日ヲ具シ瓦斯製造場ニ在リテハ瓦斯供給ノ區域及線路ノ圖面道路使用ニ關スル書面ヲ添ヘ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ其改修又ハ移轉セムトスルトキ亦同シ本令施行前ニ建設シタル製造場貯藏場工場ハ本令ニヨリ許可ヲ受ケタルモノト見做ス但シ本年十二月二十日迄ニ規定ノ事項ヲ具シ知事ニ届出検査ヲ受クルニアラサレハ許可ノ効ヲ失フモノトス

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル製造場貯藏場再製場工場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受ケタル後ニアラサレハ使用スルコトヲ得ス既ニ許可ヲ受ケタル製造場貯藏場再製場工場ニシテ公安又ハ衛生上必要ト認メタルトキハ改築移轉又ハ特殊ノ設備ヲ命シ若クハ其ノ使用ヲ制限又ハ停止シ若クハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

正當ノ理由ナクシテ第一項ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ工事ニ著手セス又ハ落成期日ヲ經過スルモ竣工セサルトキ若クハ休業九十日以上ニ及ヒタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

製造場主貯藏場主再製場主ノ改氏名ノトキハ七日以内ニ届出ツヘシ製造場貯藏場再製場工場ヲ廢止シ相續シ又ハ賣買讓與シタルトキ亦同シ但シ賣買讓與ニ係ルトキハ新舊所有主連署届出ツヘシ本令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

化製場取締規則

(明治三十四年九月
石川縣令第八二號)

第一條 本則ニ於テ化製場ト稱スルハ鳥獸魚介及其ノ内臟若クハ殘骸ヲ原料ト爲シ肥料等ヲ製造スル場所ヲ云フ

第二條 化製場ハ社寺、學校、病院、公園、人家及國道、假定縣道、鐵道ヲ距ルコト三百間以上ニシテ飲用水ニ障害ナキ地ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス但シ製造ノ方法若クハ土地ノ狀況ニヨリテハ本條ノ距離ヲ有セサル場所ト雖モ許可スルコトアルヘシ

第三條 化製場ヲ建設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ

一 位置並其ノ近傍ノ見取圖

二 社寺、學校、病院、公園、人家及國道、假定縣道、鐵道及飲用水ニ對スル距離

三 構造仕様書並其ノ圖面

四 製造方法

五 落成期日

六 蒸氣機關ヲ据付クル者ニアツテハ當該取締規則ニ依ル許可書ノ寫

第四條 化製場ヲ移轉セムトスルトキハ第三條各號ノ事項ヲ具シ若クハ變更セムトスルトキハ第三條

第三號乃至第六號ノ事項ヲ具シ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ

第五條 化製場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 化製場ノ周圍ニハ高サ六尺以上ノ牆塼ヲ設クヘシ

二 化製場ノ内壁ハ高サ六尺以上石、煉瓦、若クハセメント塗トナスヘシ若シ板張トナストキハ之ニペンキヲ塗ルヘシ

三 化製場ニハ二ヶ所以上ノ出入口並適當ナル窓牖ヲ設ケ且屋上ニハ適當ナル空氣抜ヲ附スヘシ

四 建物ノ地盤ハ石、煉瓦若クハ漆喰等不滲透質ノ材料ヲ以テ敷設シ之ニ適當ノ勾配ヲ付シ汚水ノ溝渠ニ流入スヘキ様構造スヘシ

五 溝渠並汚水溜ハ石、煉瓦、漆喰等若クハ内外ニ釉藥ヲ焼付ケタル陶器ヲ以テ造リ蓋ヲ密閉シ雨水ノ流入及臭氣ノ發散セサル様構造スヘシ

六 原料ヲ煮沸スルトキハ釜ヨリ發散スル臭氣ハ竈内ニ導クヘキ裝置ヲ爲シ高サ四十尺以上ノ不燃質物ヲ以テ造リタル煙突ヲ設クヘシ

第六條 第三條第四條ノ許可ヲ受ケタル工事落成シタルトキハ警察官署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ検査済ニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第七條 化製場ノ構造毀損シ若クハ其ノ他ノ事由ニヨリ衛生上又ハ危害豫防ノ必要アリト認ムルトキハ警察署長分署長ハ相當ノ設備ヲ命シ又ハ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第八條 許可ヲ得タル後正當ノ事由ナクシテ三ヶ月以上工事ニ著手セサルトキハ其ノ許可ノ効ヲ失フコトアルヘシ

第九條 本則ニヨリ知事ニ差出スヘキ願書ハ管轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十條 本則第三條第四條第六條第二項ニ違背シタル者及第七條ノ使用停止期間中使用シタル者ハ拘

留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十一條 從來ノ營業者ハ本則ニ因リ出願許可ヲ受ケ明治三十五年三月三十一日マテニ改造シ知事ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

黄燐摺附木製造取締規則 (明治二十七年七月) (石川縣令第四四號)

第一條 黄燐摺附木ヲ製造セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ管轄警察署又ハ分署ヲ經テ縣廳ニ願出ツヘシ

一 製造所ノ地名構造及圖面

二 構内各室ノ配置

三 四隣ノ距離

第二條 製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スヘシ但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造建家ヲ用ユルコトヲ得

第三條 調製室製品室貯藏室及ヒ原料室ハ各之ヲ區畫シ又乾燥室ハ之ヲ別棟ト爲シ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戸外ニ導クノ裝置ヲ爲スヘシ

第四條 製造所ヲ改築又ハ増設セントスルトキハ願出允許ヲ受クヘシ

第五條 製造所ヲ新築改築若シクハ増設シ其ノ工事落成シタルトキハ管轄警察署又ハ分署ヘ届出検査ヲ受クヘシ其検査ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ許サス

第六條 製造所ヲ賣買讓與シ諾クハ廢止シタルトキハ五日以内ニ管轄警察署又ハ分署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ

製造主轉居改氏名シタルトキ亦同シ

第七條 製造主自ラ製造所ヲ管理シ能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ定メ縣廳ヘ届出スヘシ

第八條 工場内ハ常ニ窓ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ

第九條 齒牙及齒齲ニ疾患アル者ヲシテ黄燐若クハ其合劑ノ取扱ヲナサシムヘカラス

第十條 工場内ニ於テ喫煙又ハ飲食ヲ爲サシムヘカラス

第十一條 合劑中ハ合劑ノ量百分ニ付黄燐十分以上ヲ含マシムヘカラス

第十二條 警察官臨時製造所ニ就キ検査スルコトアルヘシ

第十三條 第一條第五條、第八條、第九條、第十條、第十一條ニ違フモノハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

石油槽(タンク)及石油藏置ニ關スル取締規則

明治三十一年五月(全年七月)(四二、一、一月)(全四五、四日)改正
石川縣令第四九號(全六四號)(全七六號)(全六五號)

第一條 石油槽、貯藏場、詰換場及置場ヲ建設セムトスルモノハ左ノ事項ヲ詳記シ出願允許ヲ受クヘシ

一 建設地ノ郡市町村字番地

二 現場及隣地ノ狀況ヲ記シタル圖面

三 構造仕様書並ニ其ノ圖面(平面側) (面斷面)

石川縣

第二條 前條ニ掲クル既設ノ建設物ヲ改修又ハ増設セントスルトキハ前條ニ準シ届出認可ヲ受クヘシ
第三條 石油槽、貯藏場及詰換場ニ係ル願届ハ管轄警察官署ヲ經由シテ縣廳ニ、置場ニ係ル願届ハ管轄警察官署ニ差出スヘシ

第四條 石油槽、貯藏場、詰換場及置場ノ構造落成シタルトキハ管轄警察官署ニ届出検査ヲ受ク可シ
検査済ノ上ニアラサレハ使用スルコトヲ得ス其ノ改修又ハ増設ニ係ルトキ亦同シ

第五條 石油槽、貯藏場、詰換場及置場ヲ相續又ハ賣買讓與シタルトキ又ハ改氏名若クハ廢場シタルトキハ七日以内ニ届出スヘシ

前項賣買讓與ニ係ル届書ニハ新舊所有者連署スヘシ

第六條 置場ニ藏置スル石油ノ量數ハ三十石ヲ超過スヘカラス

第七條 石油槽、貯藏場、詰換場及置場ニ於テ裸火ヲ使用シ又ハ喫煙スヘカラス

第八條 石油ハ積卸ニ必要ナル時間ノ外濫ニ場外ニ積置クヘカラス

第九條 石油ノ容器ハ漏出ノ虞ナキ不燃質物ニ限ルヘシ

第十條 石油槽、貯藏場、詰換場、(鍍燒場ヲ包含ス)及置場ノ位置構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

位置境界

一 隣地境界ヲ距ル九十尺以上ノ空地ヲ存シ境界ニ高サ十尺以上ノ防火塀ヲ設クヘシ
但置場ノ位置ハ本項ノ制限外トス

石油槽構造

二 石油槽ハ總テ鐵製トス

貯藏場、詰換場構造

三 建物ハ石造又ハ煉瓦造ニシテ其ノ屋上ハ瓦、石又ハ金屬板葺トシ且ツ其ノ場内ニ木材其他ノ燃質物ヲ使用シタルトキハ總テ不燃質物ヲ以テ包被スヘシ

四 建物内ノ地盤ハ石、煉瓦石又ハ漆喰敲ヲ以テ敷設シ石油ノ流出若クハ滲透ヲ爲ササル裝置ヲ爲スヘシ

五 建物ニ地窖又ハ層階ヲ設クルトキハ床梁ハ鐵製トシ其他ハ煉瓦石若クハ漆喰敲ヲ用ユヘシ

六 詰換場ハ石油槽、貯藏場、置場トノ中間ニ六十尺以上ノ空地ヲ存スヘシ

七 鍍燒場ハ貯藏場、詰換場置場ニ設クヘシ

八 前各場ノ建設物ニハ避雷針ヲ設クヘシ

置場構造

九 建物ヘ石造又ハ煉瓦石造若クハ土藏造トシ且ツ場内ニ木材其他ノ燃質物ヲ顯スヘカラス但石油十石以下ヲ藏置スル置場ハ本項ノ制限外トス

第十一條 石油槽、貯藏場、詰換場置場ニシテ土地ノ狀況ニ依リ又ハ特種ノ構造ニ係ルモノハ前條ノ建設位置及構造制限ヲ酌量シ允許スルコトアルヘシ

第十二條 石油槽、貯藏場、詰換場、置場ノ構造制限ニ違背シ若クハ破損シタルトキハ日ヲ期シ改修修理ヲ命シ又ハ改修修理ヲ畢ルマテ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條 第一條第二條第四條乃至第八條ニ違背シタル者又ハ第十二條ノ命令ニ從ハサル者ハ科料ニ處ス

附 則

本則發布以前ニ設置シタル石油貯藏場、詰換場、置場主ハ本則ノ規定ニ從ヒ明治三十二年五月三十一日迄ニ出願允許ヲ受クヘシ

富 山 縣

危險ノ虞アル諸製造ヲ爲スモノ出願方ノ件

左ニ列記スル營業ヲ爲サントスルモノハ其種目並構造圖面及設置ノ地名番號地坪ヲ詳記シ所轄警察署ヘ出願スヘシ其移轉及改造、模様替ニ係ルトキ亦同シ但從來營業ノモノハ此際更ニ出願許可ヲ受クヘシ

- 一 蒸汽機械ヲ使用シテ諸製造ヲ爲スモノ (明治三十三年五月十九日 (富山縣令第四十二號ヲ以テ削除)
- 一 マツチ製造所
- 一 諸鍛鑄所
- 一 諸鑄造所
- 一 玻璃製造所
- 一 陶器製造所
- 一 石灰製造所
- 一 塵芥燒棄所
- 一 肥料製造所
- 一 魚油精製所及貯藏場
- 一 獸類脂肪筋骨化製所
- 一 石油精製所及貯藏場 (小賣營業者ニシテ店內ニ積置ケモノハ此限ニアラス)

一 セメント製造所

同上雇人届出方ノ件

本年縣令第百號ニヨリ出願スヘキ營業中左ニ列記スルモノハ願書ヲ差出スト同時ニ使用スヘキ雇人ノ員數若クハ雇人ヲ使用セサル旨戸長役場ヲ經テ郡長ニ届出ヘシ但異動ヲ生スルトキハ其時時同様届出ツヘシ

一 蒸汽機械ヲ使用シテ諸製造ヲナスモノ

一 マツチ製造所

一 諸鑄造所

一 玻璃製造所

一 陶器製造所

一 肥料製造所

一 魚油精製所

一 獸類脂肪筋骨化製所

建物制限規則

(明治三十二年九月) 改正 (全四十五年四月)
(富山縣令第五一號) (富山縣令第四二號)

第一條 家屋、倉庫、納屋其他ノ建物ヲ新築又ハ改造セントスル者ハ其建物ノ種類場所及建築ノ方法書並ニ圖面ヲ添ヘ起工及落成ノ豫定期日ヲ記シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

一部分ノ改造ニ係ルモノ亦同シ

健康上ノ妨害及火災ノ虞アル諸製造ヲ爲サントスル建物ハ家屋ノ連接シタル場所ニハ認可セサルコトアルヘシ

第二條 新築又ハ改造工事落成シタルトキハ使用前所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

工事落成ニ至ラサルモ所轄警察官署ニ於テ防火上耐ヘ得ヘキ構造ト認ムルトキハ假ニ使用セシムルコトアルヘシ

第三條 家屋ノ敷地並ニ建物構造ノ制限ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 家屋ノ敷地ハ道路ノ平面ヨリ五寸、田園池沼等ノ埋地又ハ濕地ニアリテハ一尺以上ノ地盤ヲ築キ軒先ハ道路ノ部分ヲ侵サス高サ十七尺以上タル可シ

二 屋上ハ瓦其他ノ不燃質物ヲ以テ葺キ且ツ瓦下ハ粘土二寸以上敷置ス可シ

三 家屋床ノ高サハ一尺五寸以上タルヘシ

但シ商品ヲ陳列スル店頭ハ此限リニアラス
四 建物ノ周圍ハ柱外三寸以上ノ土壁其他ノ不燃質物ヲ以テ築キ外部ニ面スル部分ニ燃質物ノ雨戸及障子ヲ用ユルトキハ不燃質物ノ圍戸ヲ設ケ密閉シ得ル様裝置スヘシ

但シ家屋及倉庫ト別棟ノ附屬建物並ニ渡リ廊下ハ此限ニアラス

第四條 火焚場ニハ煙筒又ハ煙出窓ヲ設クヘシ

但シ煙筒ノ構造ハ不燃質物ヲ以テ屋上ヨリ六尺以上突出セシムヘシ

第五條 宅内ノ制限ハ左ノ各號ニ據ルヘシ

一 家宅内ニハ汚水溜ヲ設ク可カラス廢水ハ埋管又ハ伏セ溝ヲ設ケ公共ノ下水路ニ排泄セシム可シ
二 飲料ニ供スル井戸ハ地上二尺以上ヨリ水底迄石又ハ煉瓦若ハ木製ノ井戸側ヲ設ケ其間隙ニハ漆
喰ヲ填ムヘシ

但シ周邊ハ石又ハ敲漆喰ノ類ヲ以テ敷キ詰メ且ツ排水路ヲ設クヘシ

三 圓圍ノ壁裾ハ石煉瓦又ハ他ノ不透透物ヲ以テ高サ五寸以上ニ組立糞地ハ着袖ノ甕ヲ用ヒ其周圍
ノ表面ハ厚サ三寸以上ノ漆喰敲ニテ漏斗狀ニ爲シ糞尿ノ滲透雨水ノ浸入ヲ防ク可シ但シ止ムヲ
得サル事情アル場合ニ於テハ糞地ハ他ノ不透透質ノ構造ヲ以テ甕ニ替フルコトヲ得

四 便所ハ井戸双流シ場ヲ距ル一丈二尺以上タル可シ

第六條 第一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ起工期日後三ヶ月ヲ經過スルモ工事ニ着手セサルトキ又ハ落
成期日後三ヶ月以内ニ検査ヲ申請セサルトキハ認可ノ効ヲ失フ可シ但シ豫メ所轄警察官署ノ承認ヲ
得タル者ハ此限ニアラス

第七條 罹災後假家屋ヲ建築セントスルトキハ所轄警察官署ニ略圖ヲ添ヘ届出ツヘシ其假家屋ハ罹災
後二ヶ月以内ニ届出テタル者ニ限ルヘシ

假家屋ハ公道ヲ距ル六尺以上ニシテ礎又ハ土臺ヲ用フルコトヲ得ス

但シ其距離ハ土地ノ狀況ニ依リ所轄警察官署ヘ届出テ認可ヲ得タルモノハ此限リニアラス

第八條 假家屋ハ建設後四ケ年以内ニ本則ニ依リ改造スヘシ

第九條 第三條第二號、第四號及第二條第四號及第五條第四號ノ構造上止ムヲ得サル場合ハ特ニ警察
官署ノ認可ヲ得テ制限ニ依ラサルコトヲ得

第十條 第一條、第七條ノ規定ニ背キ新築又ハ改造ニ着手シタル者ハ所轄警察官署ニ於テ其工事ヲ停
止スヘシ若シ其ノ命令ニ従ハサル者ハ五圓以上十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第一條ノ規定ニヨリ認可ヲ受ケタルモノト雖モ第三條、第四條、第五條ノ制限ニ抵觸ルス
建築又ハ改造ヲ爲シタルトキハ所轄警察官署ニ於テ期日ヲ定メ適當ノ改造ヲ命スルコトアルヘシ若
シ其期日内又ハ第八條ノ年限内ニ改造セサルトキハ其使用ヲ停止スヘシ若シ其命ニ従ハサル者ハ二
圓以上五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第二條ノ規定ニ背キタル者ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十三條 本則ハ市街地及其接續村ニ適用ス
第十四條 本則第三條第四號ヲ指定地ニ施行ス

第十五條 本則第一條、第二條、第三條第一號、第二號、第四條乃至第八條及第十條乃至第十二條ハ
之ヲ左ノ地域ニ適用ス但シ所轄警察官署ノ認ムルトコロニ依リ其ノ幾分ヲ斟酌シ又ハ建物ノ周圍ヲ
特ニ不燃質物ヲ以テ構造セシムルコトアルヘシ

- 一 婦負郡東出羽村大字五福村(大字地内全切梅屋村大字田刈屋村) 大字鴨島村(大字澤原)
- 二 北陸本線水橋驛ヨリ西水橋町同滑川驛ヨリ滑川町同魚津驛ヨリ魚津町及三日市驛ヨリ同三日市
町ニ達スル本道筋
- 三 北陸本線東岩瀨驛、同生地驛、各停車場通

第十六條 此縣令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十七條 明治三十一年九月富山縣令第五十七號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス
參照(明治三十一年九月縣令第五十七號ハ市街家屋建築規則ナリ)

鳥 取 縣

煙火取締規則 (明治二十三年十二月三日)
(鳥取縣令第九十七號)

- 第一條 煙火製造又ハ販賣營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ヲ記シ所轄警察署又ハ分署へ願出免許ヲ受クヘシ
 - 一 製造所貯藏所位地
 - 二 製造所貯藏所ノ構造仕様書及圖面
 - 三 煙火ノ種類
- 第二條 廢業シタルトキハ三日以内ニ所轄警察署又ハ分署へ届出ヘシ
- 第三條 煙火製造所及貯藏所ハ不燃質物ヲ以テ構造シ内部ニ鐵釘瓦石等發火質物ヲ顯シ又ハ發火質ノ器具物品ヲ携帶シ或ハ關係ナキモノヲ出入セシムヘカラス
- 第四條 煙火貯藏所ハ人家、道路若クハ火ヲ取扱フ場所ヨリ十間以上ノ距離ヲ保ツヘシ
- 第五條 營業者ニアラスシテ一時煙火ヲ製造セントスル者ハ其日限ヲ定メ第一條ノ各項ヲ記シ所轄警察署又ハ分署へ届出認可ヲ受クヘシ但本則第三條、第四條、第六條、第七條ノ規程ヲ準用ス
- 第六條 煙火製造ハ日出前日没後ニ爲スヘカラス
- 第七條 煙火製造所及貯藏所ニハ警察官吏臨檢スルコトアルヘシ
- 第八條 煙火ハ店頭ニ陳列シ又ハ行商スヘカラス
- 第九條 煙火ヲ製造セス合藥ノ儘販賣スヘカラス

第十條 煙火ヲ運搬スルニハ其煙火タルヲ認ムヘキ目標ヲ付スヘシ

第十一條 煙火ヲ打揚ントスル者ハ人家道路ヲ距ル百間以上ノ地ヲ撰ミ其打揚ノ日時、員數及其種類並ニ方法等ヲ詳記シ現場ノ略圖ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ヘ届出認可ヲ受クヘシ

第十二條 煙火打揚ノ届出ヲ認可シタルトキト雖モ烈風等ニテ危險ノ虞アリト認ムルトキハ警察官吏ニ於テ停止スルコトアルヘシ

第十三條 兒童ノ遊戯ニ用ユル線香花火、鼠花火、手牡丹ノ類ハ本則ノ限外トス

第十四條 第一條、第三條、第四條、第五條、第六條、第八條、第九條ヲ犯シタル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處シ又ハ二十圓未滿ノ料ニ處ス

瓦斯製造供給營業取締規則(明治四十三年九月廿日 鳥取縣令第二十五號)

第一條 瓦斯製造供給營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 營業者ノ住所、氏名、年齢、商號又ハ名稱會社ナルトキハ代表者ノ住所、氏名

二 瓦斯製造ノ位置

三 瓦斯ノ種類及營業ノ目的

四 起業目論見書及工事方法書

五 資本金及工費豫算書

六 圖面(瓦斯製造所及其ノ四隣二町以内ヲ知ルニ足ルヘキ圖面並供給區域及其線路圖)

營業ノ許可ヲ得タル後前項第一號ノ事項ニ異動ヲ生シ又ハ廢業シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ但シ死亡シタルトキハ戶籍上ノ届出義務者ヨリ十日以内ニ届出ヘシ

第二條 瓦斯製造供給營業者ニシテ法令ノ規定ニ違背シ又ハ許可ノ條件若ハ之ニ基キテ發シタル命令ヲ遵守セサルトキ及公益又ハ公安上必要ト認メタルトキハ瓦斯工作物ノ使用ヲ停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三條 第一條ニ違背シタル者又ハ使用停止ノ命令ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ料ニ處ス

第四條 營業者未成年又ハ禁治產者ナルトキハ本則ノ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニアラス

法定ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ規定スル違犯行爲アリタル場合ニ於テハ本則ノ刑ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第五條 本則施行ノ際ニ於テ現ニ出願中ニ係ルモノハ更ニ本則ニ依リ出願ノ手續ヲ爲スヘシ

岡山縣

有害瓦斯及惡臭ヲ發スル製造場取締規則

(大正五年四月廿八日
岡山縣令第十三號)

- 第一條 有害瓦斯(蒸氣ヲ含ム)惡臭等ヲ發スル製造場(明治四十三年三月縣令第二十一號同四十四年一月縣令第二號及同第四十五年七月縣令第四十八號ニ依ルモノヲ除ク)ヲ設置セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ製造場所轄警察官署ヲ經由當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 一 製造者ノ本籍住所氏名法人ニアリテハ其ノ代表者ノ本籍住所氏名ヲ記シ定款ヲ添附スヘシ
 - 二 事業ノ種類及製造方法ノ大意並一日ノ最大製造豫定高
 - 三 製造場所在郡市町村大字字名番地及地目反別
 - 四 製造場最近人家ニ至ル距離
 - 五 製造場敷地四隣見取圖
 - 六 製造場建物ノ平面圖坪數構造方法
 - 七 有害瓦斯(蒸氣ヲ含ム)惡臭發散防止方法
- 前項第一號乃至第三號第六號及第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 第二條 前條ニ依リ許可ヲ受ケタル製造場落成シタルトキハ當廳ニ届出檢査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス
- 第三條 製造場ノ設備カ衛生上其他公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ノ施設ヲ命シ又ハ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 第一條、第二條ニ違背シ又ハ第三條ノ命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五條 製造者カ未成年者又ハ治禁產者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ製造ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

製造者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令規定ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令發布以前既設ノ製造場ハ大正五年五月三十一日迄ニ本令ニ準シ當廳ニ届出テ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

(明治四十二年四月十四日 岡山縣令第四十一號)

第一條 斃獸(牛馬羊豚ヲ謂フ)解剖營業ヲ爲サントスル者ハ住所、氏名、年齢ヲ具シ所轄警察官署ニ申請シ認可ヲ受クヘシ家族又ハ雇人ヲシテ其業務ヲ補助セントスルトキ亦同シ

獸類ノ筋肉、内臟、皮骨等ノ化製營業ヲ爲サントスル者ハ亦前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條 斃獸解剖場又ハ化製場ヲ設立セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ申請シ認可ヲ受

クヘシ其事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 設立地名、地番、地目及四隣地見取圖
- 二 建築物ノ平面圖及構造方法書
- 三 落成期日

第三條 前條ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ申請シ使用ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 斃獸解剖場、化製場ノ位置及構造方法ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 營業者以外ノ住居、社寺、學校、病院、公園、鐵道、國道、縣道、一等里道、水道水源、飲料水、及河川ヲ距ルニ町以上タルコト

解 剖 場

- 二 解剖室ハ屋根ヲ設ケ地盤ハ不滲透室ノ材料(石、煉瓦)コンクリート「漆喰」類以下做之ヲ以テ築造シ適宜ノ勾配ヲ付シ血液汚水ヲ排除スヘキ溝ヲ設ケ内壁ハ石、煉瓦若ハ板ヲ以テ地盤ヨリ三尺以上腰張ヲ爲スコト
- 三 汚汁溜及汚物置場ハ不滲透ノ材料ヲ以テ解剖室外適當ノ個所ニ之ヲ設ケ雨水ヲ防クヘキ裝置ヲ爲スコト
- 四 解剖場ノ周圍ニ見透サ、ル様牆塼ヲ設ケ之ニ閉鎖シ得ヘキ門戸ヲ付スコト

化 製 場

- 五 化製室及汚汁溜ハ第二號第三號ヲ準用スルコト

第五條 獸醫ノ診斷又ハ檢案ヲ經サル斃獸ハ之ヲ他ニ移スコトヲ得ス

第六條 斃獸解剖營業者斃獸ノ解剖ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署、巡查派出所

又ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ

一 獸畜ノ種類、牝牡、年齢、毛色

二 解剖ノ日時場所

三 飼主又ハ管理者ノ住所氏名

四 獸醫ノ診斷書若ハ檢案書

飼主ニ於テ解剖、埋没、又ハ焼却ヲ爲サントスルトキハ前項ニ準スヘシ但埋没又ハ焼却ノ位置ニ關

シテハ警察官吏ノ指示ニ從フヘシ

第七條 警察官署ノ立會アルニアラサレハ斃獸ヲ解剖埋没又ハ焼却スヘカラス

第八條 解剖シタル斃獸ノ筋肉内臓ハ直ニ之ヲ細斷シ石灰ヲ撒布シテ能ク攪拌スヘシ

第九條 斃獸ノ筋肉内臓ハ食用ノ爲メ之ヲ販賣授與スルコトヲ得ス

第十條 斃獸ノ筋肉内臓皮骨等ヲ運搬セントスルトキハ覆蓋ヲ爲シ血液汚汁ノ漏泄ヲ防ク装置ヲ爲ス

ヘシ

第十一條 斃獸解剖ニ關係ナキモノハ解剖場ニ入ラシムヘカラス

第十二條 斃獸ノ解剖ハ解剖場外ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

但土地ノ狀況又ハ病性鑑定其他獸醫學研究ノ爲メ特ニ解剖場外ニ於テ解剖ヲ爲サントスルトキハ所

轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

前項ニ據リ解剖シタル筋肉、内臓、皮骨等ノ處分ニ關シテハ警察官署ノ指揮ニ從フヘシ

第十三條 獸類ノ化製ハ化製場外ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 解剖場及化製場ハ當ニ清潔ヲ保チ汚汁溜及汚物置場ハ充溢セル様處置スヘシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ第一條又ハ第二條ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

一 正當ノ事由ナクシテ解剖場又ハ化製場ノ落成期日ヲ經過シタルトキ

二 第十七條ノ命令ニ從ハサルトキ

三 營業者六ヶ月以上所在不明ト爲リ又ハ一年以上休業セシモノト認ムルトキ

四 土地ノ狀況ニ依リ衛生上危害ノ虞アリト認ムルトキ

第十六條 斃獸解剖營業者及化製營業者左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘ

シ

但死亡ノ場合ハ戶籍法ノ定ムル届出義務者ヨリ之ヲ爲スヘシ

一 住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二 業務ヲ補助スル家族雇人ニ異動ヲ生シタルトキ

三 廢業又ハ死亡シタルトキ

斃獸、解剖場主及化製場主左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ前項ニ準シ届出ヘシ

一 解剖場又ハ化製場ヲ賣買授與シタルトキ

但双方連署ヲ要ス

二 廢場シタルトキ

第十七條 警察官吏又ハ衛生技術員ニ於テ解剖場又ハ化製場破損ノ箇所ヲ認メタルトキハ期間ヲ指定シテ修理若ハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 第一條、第二條、第三條、第五條、第六條、第七條、第八條、第十條、第十二條、第十三條、第十四條、第十六條ニ違背シタル者第九條ニ違背シ斃獸ノ筋肉、内臓ヲ授與シタル者第十七條ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十九條 解剖場主、化製場主及之ニ關スル營業者カ十四歳未滿又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

營業者ハ其代理人、戶主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス法人ノ代表者又ハ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第十九條ノ二 廢獸(牛馬羊豚ノ衰弱又ハ疾病ニ罹リ使役又ハ食用ニ適セサルモノヲ謂フ)ノ撲殺解剖ニ關シテハ本令ヲ準用ス

附 則

第二十條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 從來免許ヲ受ケタル營業者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ住所氏名ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ解剖場又ハ化製場ノ構造本令ノ規定ニ適合セサルモノハ第二條ニ準據シ本令施行ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ改造スヘシ

前項期間内ニ届出又ハ改造セサルモノハ免許ノ効ヲ失フモノトス

第二十二條 明治二十四年(八月)岡山縣令第三十八號ハ本令發布ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

衛生上危害ヲ生スルノ虞アル料品ヲ用キル肥料製造ニ關スル件 (明治四十五年七月七日) 岡山縣令第四十八號

惡臭又ハ有害瓦斯ヲ發散シ衛生上危害ヲ生スル虞アル物品(魚獸ノ皮骨、筋肉、内臓、血液ノ類)ヲ用キテ肥料製造營業ヲ爲サントスル者其ノ製造場ノ位置及構造方法ハ明治四十二年四月岡山縣令第四十號斃獸解剖並化製營業取締規則第四條第一號乃至第四號ニ準據スヘシ

前項ノ肥料製造營業願ハ肥料取締法令ニ依ルノ外左ノ事項ヲ附記スヘシ

- 一 製造場ノ四隣地(二町以上)見取圖
- 二 建物ノ平面圖及構造方法書
- 三 惡臭又ハ有害瓦斯ノ發散ノ防止方法

獨立製煉場設置規程 (明治四十四年一月十四日) 岡山縣令第二號

第一條 獨立製煉場ト稱スルハ鑛業並砂鑛業附屬ノ事業トシテ製煉スルモノノ外鑛物(廢鑛及鑛滓ヲ含ム)並砂鑛製煉ノ爲メ製煉場ヲ設置スルモノヲ云フ

第二條 製煉場ヲ設置セムトスルモノハ其ノ位置ヲ記載シタル願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ町村役場及郡市役所ヲ經由知事ニ願出ツヘシ設備ヲ變更シタルトキ亦同シ

- 一 製煉ニ關スル設備、方法
- 二 製煉ニ供スル元鑛ノ種類及製產物ノ種類
- 三 鑛滓、堆積場ノ位置ヲ示シ鑛滓、廢水又ハ煙ノ處置ニ關スル豫防設計書
- 四 圖面（附近ノ狀況ヲ知ルニ足ルヘキ概況圖）
- 五 設置場所カ他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ承諾書
- 第三條 設置許可後一ケ年內ニ事業ニ着手セサルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ
- 第四條 製煉場ヲ賣買讓渡シタルトキハ無遲滯雙方連署ヲ以テ届出ツヘシ
- 第五條 製煉場危險ノ虞アリ又ハ公益ニ害アリト認メタルトキハ豫防設備ヲ命シ若クハ許可ヲ取消ス
コトアルヘシ
- 第六條 製煉人ハ第一號及第二號様式ニ依リ一ケ年ノ工程ヲ翌年一月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ
- 第七條 製煉場ヲ廢止シタルトキハ二十日以内ニ町村役場及郡市役所ヲ經由シ知事ニ届出ツヘシ
- 第八條 本規程第二條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處シ第四條、第六條、第七條ニ違背シタル
モノハ科料ニ處ス
- 前項ノ違背者ニシテ法人ニ係ルトキハ其ノ代表者ヲ處罰シ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ法定代理人ヲ處罰ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス
- 第九條 明治二十六年七月本縣令第四十四號ハ之ヲ廢止ス

第一號 様式

表細明業煉製鑛(何)年(何)治明

事記	工程 工數	製 品			石			鑛		位工製 置場煉
		種別	越	高	種別	越	高	種別	越	
	稼業日數									人煉製
	現在使役人員 六月三十日									
										製煉元鑛高
										殘
										高

注意

種別ノ欄ニハ鑛石製品ノ各種類ヲ列記シ鑛石ハ貫ヲ單位トシ製品ノ内金銀鐵類ハ貫石油ハ升其他ハ斤ヲ單位トス

第二號 様式

岡山縣

表細明業煉製鑛(何)年(何)治明

品	製	種別	石		鑛		種別	依	托	越	高	依	托	高	製煉ニ付シタル鑛物高	殘	高
			種別	種別	種別	種別											
事記																	

五二二

摺付木製造營業取締規則

第一條 摺付木製造營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更セントストキ亦同シ

一 製造所位置郡市町村字地番

二 敷地及建造物並ニ周圍三十間以内ノ地形人家等ノ位置ヲ記シタル平面圖

但シ敷地及建造物ハ其坪數ヲ建造物ト周圍ノ人家トハ其距離ヲ記スヘシ

三 敷地内各室ノ配置圖及其構造方法書

四 工事落成期日

黃磷摺付木ヲ製造セントスル者ニ在テハ前各號ノ外黃磷摺付木ノ種別名及各藥品配合分量書ヲ添付スヘシ

第二條 摺付木製造所ハ土地ノ狀況ニ依リ又ハ他ニ公害ヲ及ホスノ虞アリト認メタルトキハ其設置ヲ許可セサルコトアルヘシ

第三條 製造所ハ左ノ各號ニ從ヒ建設スヘシ

一 石又ハ煉瓦若クハ堅牢ナル厚壁土藏造タルコト但シ周圍ノ家屋三十間以上ノ距離ヲ保有スル場所ニ在リテハ木造建トシ内部ノミヲ土藏造ト爲スコトヲ得

二 製造所ハ調製室、製品貯藏室、軸木貯藏室、藥品室ニ區劃シ各不燃質材料ヲ用キテ其境界ヲ設クルコト

三 乾燥室ハ本條第一號ノ構造ニ依リ必ス之ヲ別棟トシ其室内ニ設置スヘキ火爐ノ煙突ハ他下ヲ通シテ室外ニ導クコト

黃磷摺付木ニ在リテハ尙ホ室内ノ蒸氣ヲ外部ニ排出スルノ裝置ヲ要ス

四 藥品室ニハ鎖鑰ノ設ケアル堅固ナル戸締ヲ設クルコト

五 汚水溜ハ不滲透質材料ヲ用キテ築造スルコト

第四條 前條ノ工事落成シタルトキハ當廳ニ届出使用ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 調製室ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ十分ナラシムヘシ

第六條 黃磷摺付木製造業者ハ齒牙及齒齦ニ疾患アル者ヲシテ黃磷又ハ其合劑ノ取扱ヲ爲サシムヘカラス

第七條 製造所内ニ於テハ飲食又ハ喫煙ヲ爲シ若クハ爲サシムルコトヲ得ス

第八條 黃磷摺付木製造業者ハ合劑中百分ニ付黃磷十分以上ヲ含マシムヘカラス

第九條 製造業者又ハ其代理者ハ製造中其製造所ヲ離ルヘカラス

第十條 製造業者自カラ製造所ヲ監理シ能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ定メ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第十一條 製造所ヲ他人ニ讓渡シタルトキハ双方連署ノ上五日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

第十二條 製造業者、轉居、改氏名又ハ廢業シタルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ死亡シタルトキハ相續人又ハ家族ヨリ其届出ヲ爲スヘシ

第十三條 本則ニ違背シ且ツ本則ヲ遵守スルコト能ハサルモノト認メタルトキハ第一條ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 當廳又ハ所轄警察官署ハ摺付木製造所ニ官吏ヲ臨檢セシメ製造所ノ構造設備若クハ製造上ニ付公安ニ害アリト認メタルトキハ必要ノ措置ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十六條 摺付木製造上ニ就テハ職工徒弟又ハ家族雇人ノ所爲ト雖トモ營業者其責ニ任ス
商事會社ニ在リテハ業務擔當人ヲ以テ其ノ責ニ任セシム

廣 島 縣

工業場取締規則

(明治三十一年五月十四日
廣島縣令甲第三十一號)

第一條 本則ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工業場ニ之ヲ適用ス

- 一 原動機ヲ使用スルモノ
- 二 有害又ハ惡臭ノ瓦斯液體等ヲ放出スルモノ
- 三 爆發、發火又ハ引火シ易キ物ヲ製造加工スルモノ

第二條 工業場ヲ設置セントスルモノハ事業ノ種類及左ノ項目中關係ノ事項ヲ詳具シ免許ヲ受クヘシ爾後、増設改造若クハ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 地名、地番
- 二 敷地及建造物ノ坪數並ニ敷地ノ周圍三十間以内ノ地形ヲ示シタル平面圖(縮尺三百分ノ一以上)
- 三 敷地内ニ於ケル建造物、非常口、機關、機器、火爐、煙突等ノ位置及其互ノ距離ヲ示シタル平面圖(縮尺百分ノ一以上)
- 四 有害又ハ惡臭ノ瓦斯及液體ノ排除、音響、震動、塵埃飛散ノ防止並爆發、發火、引火等ニ對スル豫防方法
- 五 機關、機器ノ種類、箇數、馬力、製造、年月並ニ機關、機器基礎工ノ仕様
- 六 汽罐、汽機ハ左ノ事項並ニ基礎工ノ仕様
汽罐

- 一 汽罐ノ種類、箇數
- 一 汽罐ノ寸法
- 一 罐板ノ種類及ヒ厚サ
- 一 支柱並鉄ノ種類、寸法及ヒ其距離
- 一 常用汽壓
- 一 火床面積
- 一 安全弁ノ種類、箇數及寸法
- 一 製造所製造年月

汽機

- 一 汽機ノ種類、箇數
 - 一 汽笛ノ寸法
 - 一 衝程ノ寸法
 - 一 回轉數
 - 一 實馬力
 - 一 製造所、製造年月
- 七 燃料ノ種類及一日間ノ消費量
- 一 二階以上ニシテ五十坪以上若クハ煉瓦石造ノ建造物ニ在テハ左ノ仕様書及圖面
 - 一 壁（正面及側面、斷面、平面及小屋割伏地ノ各圖面縮尺百分ノ一以上）

二用材ノ種類及寸法ヲ詳記シタル切組仕様書

九 二階以上ニシテ五十坪未滿若クハ木造平屋建ノ建造物ニ在テハ其平面圖（縮尺百分ノ一以上）及仕様書

十 煙突ノ圖面及左ノ仕様書

一 煉瓦石造ニ在テハ地質ノ模様、地平上ノ高サ、形狀底部及頂部ノ寸法煉瓦石ノ總數、底部ヨリ順次頂部ニ至ル煉瓦石ノ厚サ並ニ積方、モルタルノ調合、底部掃除口ノ構造、地杭ノ種類並ニ長サ末口寸法、地杭ノ箇數並ニ何寸間若クハ一坪ニ何本ノ割、地平ヨリ地杭頭迄ノ深サ、地杭ノ面積、コンクリートノ調合厚並ニ面積

二 鐵板製ニ在テハ基礎ノ仕様、地平上ノ高サ、外形及厚、支線（ステー）ノ種類、箇數、大サ及取付方法

十一 避雷針ノ圖面及仕様書

一 頭尖ノ形狀及大サ、導線ノ種類及大サ、地中銅板ノ廣サ及埋設方法並ニ頭尖、導線、銅板ノ接續方法

十二 工事落成期日

第三條 工業場ハ火藥類其ノ他危險物ノ製造所又ハ貯藏所、社寺、公園、公衛、學校、病院、人家、動物、飼育場及劇場、興業場等多衆ノ聚合スヘキ場所ヨリ六十間以上ノ距離ヲ有シ且公益ヲ害スル虞ナキ場合ニ非サレハ其ノ設置ヲ免許セス但シ土地、事業又ハ設備ノ狀況ニ依リ其ノ距離ノ短縮ヲ認ムルコトアルヘシ

第四條 第二條ノ免許ヲ受ケ工事ヲ施行スルトキハ工事中當廳ノ指定スル時期ニ於テ届出テ検査ヲ受

クヘシ但検査ノ上不適當ノ工事ト認ムルトキハ更改ヲ命スルコトアルヘシ

汽罐ハ据附前ニ水壓試験準備ヲナシ検査ヲ受クヘシ

第五條 紡績、織布、製綿、製油、燐寸等火災ノ虞アル製造所、工場ニ在テハ相當防火ノ設備ヲ爲シ且

發火ノ虞多キ作業場ト其他ノ場所トニ於ケル境界ニ防火壁ヲ設クヘシ

第六條 飛輪其他回轉部ニシテ危險ノ虞アリト認ムルトキハ特ニ豫防ノ設備ヲ爲サシムルコトアルヘ

第七條 石炭ヲ燃用スル煙突ハ高サ八十尺以上ノ煉瓦石造又ハ鐵板製ニ限ルヘシ但汽罐又ハ竈ノ大小

及事業ノ種類、場所ノ模様等ニ依リ必要ト認ムル迄高サヲ伸長セシメ又公害ナシト認ムルトキハ特

ニ本條制限以内ニ短縮免許スルコトアルヘシ

第八條 煉瓦石造ノ煙突ト汽罐トハ煙突ノ高サ三分ノ一以上ノ距離ヲ有セシムヘシ

第九條 工事成落シタルトキハ届出テ検査ヲ受クヘシ

當廳ニ於テハ検査ノ上完全ナリト認ムルトキハ使用認可證(汽罐、汽機ハ検査證)ヲ下付スヘシ其

證ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス但特ニ検査ノ必要ナシト認ムルトキハ直ニ使用認可證ヲ下

付スルコトアルヘシ

第十條 汽罐、汽機ヲ使用スル工業場ニ在テハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 汽罐、汽機ハ検査證書ニ記載スル有効期日ヲ超ヘテ使用スルコトヲ得ス

二 検査證書有効期間ニ於テ汽罐、汽機ノ要部ニ損傷ヲ生シタルトキ又ハ汽罐、汽機ヲ修繕、變更

セントスルトキハ事由ヲ具シ修繕、變更ハ仕様書ヲ添へ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時検査ヲ行ヒ又其狀況ニ依リ検査證書ヲ返納セシ

ムルコトアルヘシ

三 検査證書ニ記載スル汽壓制限ヲ超過シ又ハ私ニ安全瓣ノ封鎖ヲ開封スルコトヲ得ス

四 検査證書ハ汽罐室、汽機室内見易キ箇所ニ掲クヘシ

五 汽罐、汽機検査ノ通知ヲ受ケタルトキハ汽罐ハ其貯水ヲ排出シ罐體ヲ冷却セシメ人孔其他ノ諸

孔ヲ開キ火床、火橋ヲ取出シ掃除ヲ爲シ汽機ハ汽笛ノ蓋及彈鎖、滑瓣、曲拐栓黃銅ヲ取外シ置

クヘシ

第十一條 汽罐、汽機ヲ使用スル工業場ニ於テハ相當ノ機關手ヲ常置スヘシ

機關手ヲ置キタルトキハ三日以内ニ其履歷書ヲ添へ當廳ニ届出ツヘシ自後異動アルトキ亦同シ但當

廳ニ於テ不適當ト認ムルトキハ改任ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 検査官吏ハ事業者ノ請求ニ依リ使用認可證又ハ検査證ノ下付アル迄假證書ヲ交付シ使用ヲ

許可スルコトアルヘシ

第十三條 當廳ハ臨時吏員ヲ派遣シ工業場ヲ検査スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ危險ノ虞アリト認ムルトキハ改修若クハ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 工業場ニ於テハ災害其他ノ故障アリタルトキハ其日時、原因及狀況ヲ許悉シ届出ツヘシ

第十五條 工業場ヲ賣買、讓與、貸借スルトキハ雙方連署ノ上五日以内ニ届出ツヘシ

廢業又ハ廢場シ若クハ休業一箇月以上ニ涉リタルトキハ五日以内ニ届出テ廢業、廢場ノ場合ハ検査

證ヲ返納スヘシ

第十六條 検査證ヲ亡失毀損シ又ハ證書面ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ届出テ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

第十七條 左ノ第一號ニ該ルモノハ變更、撤去又ハ使用ノ停止ヲ命シ第二號乃至第四號ニ該ルモノハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

一 土地ノ變遷又ハ瓦斯、液體、煤煙等ノ放出其ノ他作業ノ模様ニ依リ公害アリト認ムルトキ

二 落成期限後六箇月ヲ過キ尙落成セサルトキ

三 落成後一箇年以上開業セス若クハ休業一箇年以上ニ及フトキ

四 改修、變更、撤去若クハ使用停止ノ命令ニ違背シタルトキ

第十八條 製造所工場以外ニ汽罐ヲ設置シ又ハ第一條ノ原動機ヲ設置スル場所ニハ本則ヲ適用ス

第十九條 本則ニ關スル願届書ハ管轄警察官署ヲ經由シ當廳ニ差出スヘシ

第二十條 本則第二條、第四條、第九條、第十條第一號乃至第三號、第十一條ニ違背シ又ハ第十三條第三項ノ命ニ從ハサルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓以下ノ科料ニ處ス

本則第十條第四號、第五號、第十四條乃至第十六條ニ違背シタルモノハ拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第二十條ノ二 工業主カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ前二條ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

工業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第二十條ノ三 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第二十一條 本則ノ外別ニ取締規則アルモノハ其規定ニ從フヘシ

第二十二條 既設ニ係ルモノニシテ本則第一條ニ該當スルモノハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 従前警察官署ノ認可ヲ經テ設置シタルモノニシテ其位置、構造本則ノ規定ニ適セサルモノハ相當ノ猶豫期間ヲ定メ移轉若クハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

二 従前警察官署ノ認許ヲ經スシテ設置シタルモノハ本則第二條中關係ノ事項ヲ詳悉シ明治三十一年七月十五日迄ニ届出スヘシ但其位置構造本則ノ規定ニ適セサルモノハ相當ノ猶豫期間ヲ定メ移轉若クハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

三 既設ノ汽罐、汽機ハ明治三十一年七月十五日迄ニ本則第二條第六號ノ事項ヲ詳記シ検査ヲ申請スヘシ

四 既設ノ汽罐、汽機ハ明治三十一年七月三十一日迄ニ本則第十一條ノ規定ニ依リ機關手ヲ定メ届出ツヘシ

第二十三條 本則第二十二條第一號、第二號但書ノ命令ニ從ハサルモノハ使用ヲ禁止若クハ停止スルコトアルヘク同條第二號但書ヲ除クニ違背シタルモノハ本則第二條ニ違背シタルモノ、例ニ準シ同條第三號ニ違背シタルモノハ同第十條ニ違背シタルモノ、例ニ準シ同條第四號ニ違背シタルモノハ

同第十一條ニ違背シタルモノ、例ニ準シ處分ス

第二十四條 既設ニ係ル工業場ニシテ本則第一條第二號及第三號ニ該當スルモノハ大正五年十一月三十一日迄ニ本則第三條ノ手續ヲ爲スヘシ

山 口 縣

瓦斯事業取締規則

(明治四十三年五月三日
山口縣令第四十一號)

第一條 本則ニ於テ瓦斯事業ト稱スルハ瓦斯製造供給事業ヲ營ミ又ハ工業用ノ爲瓦斯ヲ製造使用スルヲ謂フ

第二條 瓦斯事業ヲ爲サムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

一 事業者ノ住所、氏名、生年月日法人ニ在リテハ事務所所在地、社名、代表者ノ住所、氏名
二 事業ノ種類

三 製造所位置竝ニ附近ノ見取圖

四 起業目論見書

五 資本金工事費及事業上ノ收支概算書

六 瓦斯ノ種類

七 供給區域及其ノ線路圖

第三條 瓦斯事業者ニシテ許可ノ條件トシテ命シタル事項若ハ之ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ又ハ知事ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ瓦斯工作物ノ使用ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 本則ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第五條 第二條ニ違反シタルモノ又ハ許可ノ條件トシテ命令シタル事項若ハ之ニ基キ發シタル命令又

ハ使用停止ノ命令ニ従ハサルモノハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
前項ノ罰則ハ法人ノ場合ニ在リテハ其ノ代表者ニ適用ス

第六條 瓦斯事業ニ關シテハ代理人、家族、同居者、雇人具ノ他ノ從業者ノ所爲ト雖モ事業主其ノ責ニ任ス

附 則

第七條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 本則施行ヨリ瓦斯事業ヲ開始シ引續キ其ノ事業ヲ爲サムトスル者本則施行後六十日以内ニ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ期間其手續ヲ爲ササルモノハ廢業ト看做ス

和 歌 山 縣

製造所取締規則

(明治二十八年四月 和歌山縣令第十號)

第一條 製造所ヲ建設セントスルモノハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ願出テ免許ヲ受クヘシ其變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

- 一 建設地ノ郡市町村字名及番地
- 二 製造品ノ種類並ニ職工男女ノ區別及ヒ員數
- 三 製造所構造ノ圖面及仕様書並ニ其坪數
- 四 機械ノ種類及ヒ箇數
- 五 工事落成期日
- 六 建設地及ヒ其四隣ノ地形建物等ヲ見得ヘキ略圖

第二條 此規則ニ於テ製造所ト稱スルハ左ノ各項ヲ謂フ

- 一 製皮及膠製造場
- 二 肥料製造場
- 三 セメント製造場
- 四 獸類脂肪筋骨化製及魚油精製場
- 五 諸鑄造場
- 六 硝子陶器煉瓦製造場

- 七 石膏石灰製造場
- 八 マツチ製造(黃隣マツチ製造場ヲ除ク)
- 九 石炭油精製及再製場
- 十 襪襪精化場
- 十一 危害ヲ生スル虞アル理化學工業用藥品又ハ之等ノ藥品ヲ使用シ製造スル物品ノ製造場(特別ノ規程アルモノヲ除ク)
- 十二 石鹼製造場
- 十三 懷爐灰製造場(職工五名以上ヲ使
用スルモノニ限ル)
- 十四 鑛物製練場(鑛業條例ニ依
ルモノヲ除ク)
- 第三條 第一條ノ免許ヲ得タル後其構造落成シタルトキハ所轄警察署又ハ分署へ届出検査ヲ受クヘシ其検査ヲ受クルニアラサレハ事業ニ着手スルコトヲ得ス
- 第四條 製造所建造物ノ危険若クハ衛生上ノ障害其他妨害ノ虞アリト認ムルトキハ除害ノ装置ヲ命シ若クハ其使用ヲ停止又ハ禁止スル事アルヘシ
- 第五條 製造所ヲ廢止又ハ賣買讓與貸借ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ但賣買讓與貸借ノ届書ニハ双方ノ連署ヲ要ス
- 第六條 第三條ノ検査ヲ受ケシテ事業ニ着手シ又ハ第四號ニ據リ命シタル装置ヲ爲サス若ハ使用停止中ノ使用シ又ハ第五條ノ届出ヲ怠リタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 業務上ニ關シ代理人戸主家族雇人其ノ他ノ從業者ノ爲シタル行爲ニ付テハ自己ノ指揮ニ出サル場合

ト雖モ前項ノ處罰ハ之ヲ製造所ノ經營者ニ科ス製造所ノ經營者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ第一項ノ處罰ハ之ヲ法定代理人ニ科ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此限リニアラス法人ニ適用スヘキ處罰ハ之ヲ其ノ代表者ニ科ス

附 則

第七條 從來既設ノ製造所ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第一條第一項、第二項、第四項ヲ具シ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳へ届出ツヘシ但位置不適當又ハ構造不完全ト認ムルトキハ第四條ヲ適用スルコトアルヘシ

冰雪營業取締規則施行細則

- 第一條 冰雪營業取締規則第二條ニ依リ冰雪營業ノ認可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ各號ヲ具スヘシ但卸賣營業者ニ在リテハ製造採收營業者ノ認可書寫ヲ添付スルノ外第一號、第二號、第三號及第七號乃至第九號ノ事項ヲ具スルヲ要セス
- 一 氷又ハ雪ノ區別
- 二 製造場、採收場ノ位置及坪數
- 三 製造場、採收場ノ位置及接近周圍百二十間以内ノ地形(山林溪谷田畑池沼道路人家ノ模様)建物ヲ示シタル地圖
- 四 貯藏場ノ位置容積及貯藏ノ方法
- 五 設計及其ノ圖面

- 六 竣工ノ年月日
- 七 製造用器械及其ノ名稱個數並圖面
- 八 原水ノ種類(河水井水等ノ別)及採收又ハ製造ノ方法
- 九 借地ナレハ地主ノ承諾書
- 十 氷雪及其ノ容器食器取扱ニ従事スル者ノ健康診断書
- 第二條 氷雪採收場、製造場、貯藏場ノ増築改築移轉又ハ買受、讓受ヲ爲シ繼續營業ヲ爲サントスルトキハ第一條ニ依リ知事ノ認可ヲ受クヘシ但シ卸賣營業者ノ貯藏場ニ關シテハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 氷雪製造場ハ左ノ場所ヲ距ル六十間以内氷雪採收場ハ同場所ヲ距ル百二十間以内ノ地ニ於テハ其ノ設置ヲ認可セス
墓地、火葬場、牧畜場、屠獸場、斃獸解體場、汚物焼却場、芥溜其他不潔ノ場所
- 第四條 氷雪製造場ハ左ノ構造設備ヲナスヘシ
一 製造場ノ地盤ハ不透透質ノ材料(石、煉瓦、漆喰敲ノ類以下倣之)ニテ敷設シ内部ノ周圍ハ板張トナシ排水溝ヲ設ケ且ツ他物ノ混入セサル様構造スルコト
二 用水ハ濾過スヘキ様装置スルコト
- 第五條 氷雪採收場ハ左ノ設置ヲ爲スヘシ
一 結水池竝ニ採氷場ハ他物ノ混入セル様装置スルコト
二 結水池竝ニ採雪場ノ周圍ニ柵欄又ハ塙塙ヲ設クルコト

- 第六條 氷雪貯藏場ノ地盤ハ不透透質ノ材料ニテ敷設シ周圍及上部ハ板張トナシ他物ノ混入セサル様適當ニ構造スルコト但シ氷ト雪トハ區別シテ貯藏スヘシ
- 第七條 第一條、第二條ノ工事落成シタルトキハ其製造採收營業ニ係ルモノハ知事ニ卸賣營業ニ係ルモノハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ其検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス
- 第八條 氷雪請賣ノ營業ヲ爲サントスル者ハ採集製造營業者又ハ卸賣營業者ノ住所氏名竝ニ營業所、露店、行商ノ別ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其變更シタルトキハ亦同シ
- 第九條 採收場、製造場、貯藏場ハ常ニ清潔ヲ保持スヘシ
營業用具ハ常ニ清潔シ「コップ」類ハ使用毎ニ清水ニテ洗ヒ其置場ハ蠅類塵埃ノ附着セサル様装置スヘシ
- 第十條 氷雪營業者ニシテ家族又ハ雇人ヲシテ露店ヲ設ケシメ若クハ行商セシムルトキハ堅三寸横二寸ノ木札ニ其氏名竝ニ營業者ノ住所氏名ヲ記載シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ之ヲ携帯セシムヘシ其營業者ニシテ自ラ露店ヲ設ケ若ハ行商ヲナスモノ亦同シ
- 第十條ノ二 營業者ハ結核病、癩病、梅毒傳染病ニ罹レル者ヲシテ氷雪及其容器食器ノ取扱ヲ爲サシムヘカラス營業者ニシテ其疾病ニ罹レルトキ亦之ニ準ス
- 第十條ノ三 所轄警察官署ニ於テ氷雪營業者又ハ從業者ニ對シ前條ノ疾病ニ罹リタル疑ヒアリト認ムルトキハ期限及醫師ヲ指定シテ健康證書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十一條 採收又ハ製造場ヲ異ニセル氷雪ヲ貯藏スルトキハ適宜ノ區劃ヲ設クヘシ
- 第十二條 氷雪採收製造營業者又ハ卸賣營業者ト飲食用ニ供スル氷雪ト飲食用ニ供セサル氷雪トヲ同

一ノ場所ニ貯藏シ又ハ同一ノ店舗ニ於テ販賣スルコトヲ得ス

第十二條ノ二 氷雪ニ水ヲ加ヘ飲用トシテ販賣スルトキハ善良ナル煮沸水ヲ用フヘシ

第十二條ノ三 常應ニ於テ衛生上必要ト認ムルトキハ氷雪ノ採取又ハ製造場ニ對シ修繕、改築、移轉其ノ他適當ナル設備ヲ命スルコトアルヘシ

所轄警察官署ハ氷雪ノ貯藏場ニ對シ前項ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 氷雪採取製造營業者又ハ卸賣營業者ニシテ自ラ管理スル能ハサル場合ハ管理人ヲ置クヘシ前項ノ管理人ヲ置キタルトキハ其ノ住所氏名及理由ヲ五日以内ニ知事ニ届出ヘシ其ノ住所氏名ノ變更若クハ管理ヲ廢シタルトキハ亦同シ但卸賣營業者ニ在リテハ所轄警察官署ニ其手續ヲナスヘシ

第十三條ノ二 販賣ノ目的ヲ以テ他管下製造採收ノ氷雪ヲ輸入セントスルトキハ其製造採收認可書寫及數量等ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

但シ同一ノ物ヲ數回輸入スル場合ハ認可書寫ヲ省略スルコトヲ得

第十四條 氷雪採取製造營業者ニシテ其住所氏名ヲ變更シ又ハ廢業シタルトキハ五日以内ニ知事ニ休業就業シタルトキハ所轄警察官署ニ届出ヘシ

卸賣營業者、請賣營業者ニシテ前項ニ該當スルトキハ五日以内ニ其旨所轄警察官署ニ届出ヘシ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ其手續ヲ爲スヘシ

第十五條 竣工期日後六ヶ月ヲ經過シ尙ホ竣成セス又ハ休業一ケ年ニ及フトキハ認可ノ効ヲ失フモノトス

第十六條 汽罐汽機ヲ使用スル製造場ニ於テハ汽罐汽機ニ就テハ其取締規則ヲ遵守スヘシ

第十七條 本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十八條 本則第二條、第七條、乃至第十條ノ二又ハ第十一條乃至第十二條ノ二若ハ第十三條乃至第十四條ニ違反シタル者又ハ第十條ノ三ノ健康診斷書提出ノ命ニ從ハス若ハ第十二條ノ三ノ修繕、改築、移轉其ノ他適當ナル設備ノ命ニ從ハサル者ハ十圓未満ノ科料ニ處ス

第十八條ノ二 氷雪營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ第十八條ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限りニ在ラス

氷雪營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルヘキコトヲ得ス

法人ノ代理者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ第十八條ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ニ適用スヘキ處罰ハ法人ノ代表者ニ科ス

附 則

第十九條 従前ノ營業者ニシテ現ニ其ノ業ヲ營ミ繼續營業セムトスル者ノ既設ノ氷雪採取場、製造場又ハ貯藏場ノ本則ニ適合セサルモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ改築スヘシ

第二十條 明治二十年二月和歌山縣令第十七號氷雪營業取締規則ハ明治三十四年十二月三十一日限り廢止ス但シ氷ニ關シテハ明治三十三年八月一日ヨリ同令ヲ適用セス

黃燐摺附木製造取締規則

(明治二十四年二月和歌山縣令第五號)

第一條 黃燐摺附木製造ヲ爲サムトスルモノハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察署若クハ分署ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ製造所ヲ増設若クハ改造セムトスルトキ亦同シ

一 製造所設置ノ市郡町村名及地番

二 製造所構造ノ模様

三 四隣地所及建物ノ模様

四 機械設置ノ模様

五 前各項ノ模様ヲ見得ヘキ圖面

第二條 前條ノ許可ヲ受ケ建築ヲ竣リ其事業ニ着手セムトスルトキハ所轄警察署若クハ分署ヘ届出検査ヲ受クヘシ

第三條 製造所ヲ廢止シ又ハ賣買貸借讓與トヲ爲シタルトキハ三日以内ニ所轄警察署若クハ分署ヘ届出ヘシ但賣買貸借讓與等ノ届書ニハ双方連署ヲ要ス

第四條 製造所ハ左ノ各項ヲ標準トシ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スヘシ但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造建築ヲ用ユルコトヲ得

一 調製室、製品貯藏室、及原料室等ハ之ヲ區劃スヘシ

二 製品乾燥室ハ之ヲ別棟トシ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲ爲スヘシ

三 工場ニハ開閉自在ナル明リ口ヲ設クヘシ

第五條 齒牙及齒齧ニ疾患アルモノヲシテ黃燐若クハ其合劑ノ取扱ヲ爲サシムヘカラス

第六條 合劑中ニハ其量百分ニ付黃燐十分以上ヲ含マシムヘカラス

第七條 何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムヘカラス

第八條 工場内ハ常ニ掃除ヲ爲シ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ能クスヘシ

第九條 本則ニ違背シタルモノハ刑法第二百五十條又ハ第二百五十一條ニ依リ罰セラルヘシ

黃燐摺附木製造取締手續

(明治二十四年二月 警部長示令第二號)

一 規則第一條ノ願ヲ受ケタルトキハ臨檢ノ上第四條ノ各項ニ抵觸セサルヤ否ヤヲ取調許否スヘシ

二 規則第二條ノ届書ヲ受ケタルトキハ願書ノ圖面ニ照合シ臨檢ノ上相違ナキニ於テハ本人所持セル指令書ノ欄外ニ検査済ト記シ認印ヲ與フヘシ

三 製造所ハ該所受持巡查ヲシテ毎月三回以上臨檢セシムヘシ

煙突火竈取締規則

(明治三十年五月 和歌山縣令第五十一號)

煙突火竈取締規則別冊ノ通相定メ明治三十年六月一日ヨリ施行ス但明治十八年五月布第二十九號蒸機器械其他火竈煙筒建造修理取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第一條 營業上ニ供スル爲メ煙突(矮小ナル土樋煙突ノ如キハ之ヲ除ク)ヲ建造セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署又ハ分署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ改造變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

一 建設地ノ市町村字番地

二 構造ノ仕様書及其ノ圖面

- 三 營業ノ種類
- 四 燃料
- 五 落成期日

第二條 煙突火竈ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 煙突ハ煉瓦其ノ他不燃質物ヲ用ヒ其ノ高サハ地平ヨリ二丈以上トシ屋根ヲ貫出スルモノハ仍ホ屋根上六尺以上突出セシムヘシ但人家稀疎ノ場所ニ在テハ煙突ノ高サ制限以下ニ於テ許可スルコトアルヘシ

二 煙突ニ接シタル部分ハ石其ノ他不燃質物ヲ用ヒ尙ホ屋根ノ周圍二間以内不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ

三 火竈ハ石材煉瓦漆喰塗等ヲ以テ築造スヘシ

第三條 第一條ノ許可ヲ得タル後其工事落成シタルトキハ所轄警察署又ハ分署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第四條 煙突火竈及出願ニ及ハサル矮小ノ煙突ト雖モ危險其ノ他公害アリト認ムルトキハ改造若クハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 煙突出願ニ及ハサル矮小ノ煙突ヲ包含ス火竈ハ毎月一回以上掃除ヲナスヘシ但營業ノ繁簡ニ依リ其ノ必要ニ應シ豫メ掃除ノ日ヲ定メ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

煙突火竈ニ破損ヲ生シタルトキハ速ニ修理スヘシ

第五條ノ二 煙突火竈ノ使用ヲ廢止シ又ハ撤廢毀壞シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

第六條 第一條、第三條、第五條、第五條ノ二ニ違犯シ又ハ第四條ノ命ニ從ハサルモノハ三十日未満ノ拘留又ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

附 則

第七條 既設ノ煙突火竈ニシテ本則第二條ニ抵觸スルモノハ本則施行ノ日ヨリ壹ケ年以内ニ構造仕様書ヲ添へ所轄警察署又ハ分署ニ願出テ許可ヲ經テ改造スヘシ

瓦斯製造供給營業取締規則 (明治四十二年十月一號 和歌山縣令第四十一號)

第一條 瓦斯製造供給營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

- 一 營業者ノ住所、氏名、年齢、商號又ハ名稱會社ナルトキハ代表者ノ住所、氏名
- 二 營業所ノ位置
- 三 起業日論見書
- 四 資本金工事費及營業上ノ收支概算書
- 五 瓦斯ノ種類
- 六 供給區域及其ノ線路圖面

第二條 瓦斯製造供給營業者ニシテ法令ノ規定ニ違背シ又ハ許可ノ條件トシテ命令シタル事項若ハ之

ニ基キ發シタル命令ニ違背シタルトキハ瓦斯工作物ノ使用ヲ停止シ又ハ除害ノ裝置ヲ命シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三條 第一條ニ違背シタル者又ハ使用停止若ハ除害裝置ノ命令ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス

第四條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

牛乳營業取締規則施行細則

(明治三十三年七月)

和歌山縣令第五十五號
明治三十七年八月縣令第五十號同四十二年縣令第六號
同四十九年三月縣令第二十一號大正元年十二月縣令第十六號 一部改

第一條 牛乳營業取締規則第四條ニ依リ牛乳搾取營業ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ヲ具スヘシ但シ認可ヲ受ケタル營業場ノ買受、讓受ヲ爲シ繼續營業セムトスルモノハ其關係事項ヲ記シ連署スヘシ

- 一 位置及其ノ坪數
- 二 設計及其ノ圖面
- 三 竣工ノ年月日
- 四 位置及其ノ四隣ノ地形建物等ヲ見得ヘキ略圖
- 五 乳牛、種牡牛、犢牛ノ別及其頭數
- 六 消毒乳ノ販賣者ハ其消毒設備ノ設計書並消毒ノ方法
- 七、牛乳取扱者ニ對スル健康診斷書

第二條 牛舎、搾取所ノ増築、改築又ハ移轉ヲ爲サムトスルトキハ前條ノ手續ニ候リ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第三條 牛舎、搾取所、及運動場ハ人家稠密ノ場所ニ建設スルコトヲ得ス

第四條 牛舎、搾取所ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一 牛舎及搾取所ノ周圍ニハ塙塙ヲ設ケヘシ
- 二 運動場ハ牛一頭ニ付五坪以上トシ周圍ニハ塙塙ヲ設ケ且排水ノ方法ヲ設ケヘシ但土地ノ狀況ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケ制限坪數ヲ減少スルコトヲ得
- 三 牛舎ハ隣地境界ヲ距ルコト三間以上運動場ハ同二間タルヘシ但シ隣地ニ家屋ナキ場所ニアリテハ本號ノ距離ヲ要セサルコトアルヘシ
- 四 牛舎ハ土臺ヨリ上七八寸ノ處ニ通氣孔ヲ設ケ屋ノ棟ニハ穢氣抜ヲ設ケヘシ但シ無双窓等ヲ以テ通氣孔ニ換ユルモ妨ナシ
- 五 搾乳所ハ別棟トシ地盤、内部ノ周圍及屋根裏ハ板ヲ張り適宜ノ窓ヲ設ケヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ牛舎ヲ區割シ搾乳所ニ充ツルコトヲ得
- 六 牛舎ハ一頭毎ニ幅四尺以上奥行八尺以上ノ室ニ區割シ前面ニ五尺以上後面ニ三尺以上ノ空地ヲ存スヘシ但シ兩面對向ノ牛舎ニ在リテハ中間ノ空地ハ七尺以上タルヘシ
- 七 牛舎ノ地盤ハ不透透質ノ林料(石、煉瓦、漆喰、灰ノ類以下做之)又ハ一寸以上ノ厚板ヲ以テ敷設シ適宜ノ勾配ヲ付スヘシ

但シ孕牛、犢牛ノ牛舎ハ勾配ヲ付セサルコトヲ得

八 尿樋ハ不滲透質ノ材料ニテ作り舎外ニ尿水ノ流出スル様勾配ヲ付スヘシ

九 尿受器ハ内外ニ釉薬ヲ施セル甕又ハ不滲透質ノ材料ニテ牛舎ヨリ三尺以外ノ地ニ設ケ適宜ノ覆蓋ヲ爲シ其周圍ハ地盤ヨリ高クスヘシ

十 不潔物溜ハ不滲透質ノ材料ニテ牛舎ヨリ二間以外ノ地ニ設ケ掃除口ニハ插蓋ヲ用ヒ適宜ノ雨除ヲ爲スヘシ

但シ汚物掃除然施行區域内ニ在リテハ汚物掃除ニ關スル規定ニ從フヘシ

十一 牛乳取扱所ノ構造ハ搾乳所ノ規定ニ準シテ施設シ其適宜ノ器具洗場ヲ附設スヘシ

第四條ノ二 産業組合法ニ依リ組織シタル組合ハ左ノ制限ニ從ヒ組合員ノ飼牛ヨリ搾取シタル牛乳ヲ販賣スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ代表者ヲ以テ牛乳營業者ト見做ス

一 第三條ノ規程ニ牴觸セサル場所ニ一定ノ共同搾乳所、牛乳取扱所、飼牛繫留所(飼牛十頭以下ナル場合ハ設置セサルナシ)ヲ設置シ其ノ場所ニ於テ搾乳取扱ヲ爲シ且可或牛乳消毒所ヲ設ケ適當ナル消毒器ヲ備ヘ牛乳ノ消毒ヲ行フコト

二 共同搾乳所ハ少クトモ二坪以上ノ面積ヲ有シ地盤、尿樋受尿器ハ第四條第七號、第八號、第九號ニ準シテ築造シ内部ハ高サ四尺以上ノ金屬板、セメント塗又ハ板張ト爲シ天井ヲ張り且適宜ノ窓ヲ設ケ採光、換氣ニ適當ナル構造ト爲スコト

三 牛乳取扱所ハ少クトモ二坪以上ノ面積ヲ有シ其ノ構造ハ前號ニ準シテ設備スルノ外適當ノ器具洗場ヲ附設シ且可成塵埃、蚊蠅等ヲ防クノ裝置ヲ爲スコト

四 繫留所ハ其ノ構造牛一頭ニ對シ幅三尺五寸以上奥行八尺以上トシ前方ヲ開放シ後方ハ板張ト爲シ地盤、尿樋、受尿器ハ第四條第七號、第八號、第九號ニ準シ築造スルコト

五 組合員各自ノ牛舎ハ牛一頭ニ對シ約三坪以上トシ適當ナル採光、換氣窓ヲ設ケ天井並腰板ヲ張り地盤、尿樋、受尿器、不潔物溜ハ第四條第七號、第八號、第九號、第十號ニ準シ築造スルコト

但シ三頭以上ノ乳牛ヲ飼養スル牛舎ノ位置構造設備ハ第三條第四號ヲ適用ス

六 販賣區域ヲ一定スルコト

但シ牛乳搾取販賣者又ハ乳製品製造業者へ販賣スルモノハ此ノ限ニ在ラス

七 牛乳取扱者ヲ一定スルコト

八 乳牛ノ健康診斷ヲ爲スヘキ獸醫ヲ定メ置クコト

第四條ノ三 前條ニ依リ牛乳販賣ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ヲ具スヘシ

一 定款寫並業務擔當者ノ住所氏名、生年月日

二 組合員ノ住所氏名、生年月日、其ノ飼牛ノ種類、頭數、牛舎ノ位置構造

三 共同搾乳所、牛乳取扱所、牛乳消毒所、飼牛繫留所、ノ設備ニ關シテハ第一條第一號、第二號、第三號、第四號並第六號ノ事項

四、牛乳取扱者ニ關シテハ第一條第七號ノ事項

五 販賣區域

六 獸醫ノ住所氏名

本條第三號ノ増築、移轉、又ハ變更若ハ第五號ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ前項ノ手續ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケ其ノ他ノ異動ハ五日以内ニ知事ニ届出ヘシ

第五條 牛乳營業取締規則第四條ニ依リ乳製品製造營業ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ヲ具スヘシ

一 位置及其ノ坪數

二 設計及其ノ圖面

三 該竣工ノ年月日

四 位置及其ノ四隣ノ地形建物等ヲ見得ヘキ略圖

五 乳製品ノ種類及其ノ製造ノ方法

第六條 製造所ノ増築、改築又ハ移轉ヲ爲サントスルトキハ前條ノ手續ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第七條 乳製品製造場ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 製造場地盤ハ不透透質ノ材料ニテ敷設シ又ハ板張トナシ周圍ハ鐵葉又ハ板張トナシ適宜ノ位置ニ窓ヲ設クヘシ

二 貯乳場ハ其ノ周圍ハ硝子張トシ天井ヲ設クヘシ

第八條 第一條、第四條ノ三、第三號並第五條ノ工事竣成シタルトキハ知事ニ第四條ノ三、第二號ノ工事竣成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 牛乳營業者ハ乳牛、乳牛用ニ充ツヘキ種牡牛及種牝牛ト同一ノ場所ニ於テ他ノ牛ヲ飼畜スヘカラス

第十條 牛乳營業者ハ牛籍簿ヲ備ヘ豫メ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 賣買、交換授受及死亡ノ年月日

二 番號

三 種類及毛色

四 年齡

五、產地

六 病歴

第十一條 牛乳營業者ノ牛ニシテ一定ノ疾病ニ罹レル牛ニハ其ノ耳孕ニ符號ヲ記セル耳環ヲ附シ其ノ治癒ノ見込ナキモノニハ角ニ廢印ヲ烙記ス

第十二條 牛乳營業者ニシテ販賣用ニ供スル牛乳ノ脂肪量ハ全乳ニ在リテハ百分中三、〇分以上トス

第十三條 牛乳搾取所、乳製品製造所並牛體ハ常ニ掃除ヲ爲シテ清潔ヲ保持シ牛舎内ノ糞糞ハ時々之ヲ取換ヘ不潔物溜及受尿器ノ汚物ハ停滯セサル様搬出スヘシ

牛乳搾取所及乳製品製造所ハ一ヶ月一回大掃除ヲ爲スヘシ但シ其ノ日時ハ豫メ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十四條 牛乳搾取者ハ清潔ナル上衣ヲ着シ牛乳ノ房ヲ洗滌シタル後搾取ニ従事スヘシ

第十五條 牛乳容器、量器ハ使用前必ス百倍ノ曹達水ニテ洗滌スヘシ

第十六條 牛乳營業者ニシテ自ラ管理スル能ハサル場合ハ管理人ヲ置クヘシ

前項ノ管理人ヲ置キタルトキハ其住所氏名及理由ヲ二日以内ニ知事ニ届出ヘシ廢業シタルトキ亦

同シ

第十七條 牛乳營業者ニシテ其住所氏名ヲ變更シ又ハ廢業シタルトキハ知事ニ休業又就業シタルトキハ所轄警察官署ニ五日以内ニ届出ヘシ

死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條 牛乳配達人ニハ左ノ證票ヲ携帯セシムヘシ

表
牛乳配達人

營業者 <small>(請賣者ナルトキハ搾取營業者ノ住所氏名ヲモ記スヘシ)</small>	住所	氏名
---	----	----

第十九條 牛乳又ハ乳製品ノ請賣營業ヲ爲サムトスルモノハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ住所氏名ヲ變更シ又ハ廢業、休業、就業シタルトキ亦同シ

但シ死亡シタルトキハ第十七條第二項ニ依ルヘシ

第二十條 牛乳營業者ハ左記第二號ハ二日以内ニ知事ニ第一號及第三號乃至第五號ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

一 乳牛、乳牛用ニ充ツヘキ種牡牛及犢牛ニ異動ヲ生シタルトキ

但死亡ハ獸醫ノ診斷書添付ヲ要ス

二 乳牛、乳牛用ニ充ツヘキ種牡牛及犢牛ニシテ疾病ニ罹リ又ハ全癒シ及牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥ノ服用セシメ又ハ其服用ヲ廢止スル通告ヲ受ケタルトキ

但シ獸醫ノ診斷書ノ添付ヲ要ス

三 分娩シタルトキ

四 家族又ハ雇人ヲシテ牛乳、乳製品若ハ其ノ容器、量器ノ取扱ヲ爲サシメ及廢止シタルトキハ其ノ氏名

五 牛乳營業者又ハ牛乳、乳製品若ハ其ノ容器、量器ノ取扱ヲ爲ス者ニシテ牛乳營業取締規則第十

二條ノ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ病名、家族、雇人ナルトキハ病名、氏名

第二十條ノ二 牛乳營業者ハ規則第十二條ニ依ル疾病ノ外「トシホーム」花柳病及傳染性皮膚疾患ニ罹レル者ヲシテ牛乳、乳製品及其ノ容器、量器等ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得ス牛乳營業者ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ亦同シ

第二十條ノ三 所轄警察官署ハ牛乳營業者ハ牛乳、乳製品取扱者ニシテ結核、癩病、花柳病「トラホ

ーム」及傳染性皮膚疾患ニ罹レル疑ナリト認ムルトキハ期限及醫師ヲ指定シテ診斷書ノ提出ヲ命シ又ハ警察醫ヲシテ之カ診斷ヲナサシムルコトアルヘシ

第二十條ノ四 警察官吏及衛生技術員ハ隨時牛乳搾取所、乳製品製造所及第四條ノ三第二號ノ牛舎ニ

臨視視察スルコトアルヘシ

第二十條ノ五 牛乳營業者ニシテ規則第十五條ニ依ルノ外左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消

シ又ハ修繕、改築、移轉若ハ適當ナル設備ヲ命シ又ハ營業ヲ停止シ若ハ第四條ノ二ノ販賣組合員全部若ハ一部ノ牛乳搾取販賣ヲ停止スルコトアルヘシ

一 認可ヲ受ケタル後三ヶ月以内ニ工事ニ着手セサルトキ

二 正當ノ理由ナクシテ竣成期日ヲ經過シ尙竣成セサルトキ

三 休業三ヶ月以上ニ及ヒタルトキ

四 本則ニ違反シ又ハ本則ニ基ク處分ニ從ハサルトキ

五 其他公衆衛生ニ障害アリト認めタルトキ

第二十一條 牛乳營業者ハ一月、七月兩度ニ搾取頭數、乳汁販賣石高、乳汁賣上金高、乳汁需用戸數又ハ乳製品製造高及賣上金高ヲ月別ニ取調知事ニ届出ヘシ

第二十二條 本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二十三條 第二條、第四條ノ三第三項、第六條、第八條乃至第十條及第十三條乃至第二十條ノ二ニ違反シタル者又ハ第二十條ノ三ノ診斷書提出ノ命ニ從ハス若ハ警察醫ノ診斷ヲ拒ミタル者第二十條ノ五ノ修繕、改築、移轉若ハ適當ナル設備ノ命ニ從ハサル者又ハ營業ノ停止中營業ヲ爲シ若ハ搾乳停止中搾乳販賣ヲナシタル者ハ科料ニ處ス

第二十三條ノ二 牛乳營業者カ未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ第二十三條ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ科ス

但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス牛乳營業者其ノ代理人戸主、家族、同居者、雇人又ハ組合員其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シ

タルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ第二十

三條ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ニ適用スヘキ處罰ハ之ヲ法定代表者ニ科ス

附 則

第二十四條 従前ノ營業者ニシテ現ニ其業ヲ營ミ繼續營業セントスル者ノ既設ノ牛舎其他ノ構造本則

ニ適合セサル者ハ一ヶ年以内ニ改築スヘシ

第二十五條 明治三十年一月縣令第十三號ハ牛乳ニ關シテハ適用セス

附 則

本則ハ大正二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

清涼飲料水營業取締規則施行細則

明治三十三年七月和歌山縣令第五四號
同三十七年七月和歌山縣令第四九號
同四十年一月和歌山縣令第四九號
同四十五年五月和歌山縣令第一八號
大正三年六月和歌山縣令第二十五號一部改正

第一條 清涼飲料水營業取締規則第二條ニ依リ清涼飲料水製造ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ヲ

具スヘシ

但シ認可ヲ受ケタル營業場ノ買受讓受ヲナシ繼續營業セントスル者ハ其ノ關係事項ヲ記シ連署スヘ

シ

一 清涼飲料水ノ種類

二 製造所ノ位置及其ノ坪數

和歌山縣

- 三 設計及其圖面
 - 四 竣工ノ年月日
 - 五 製造場周圍ノ地形建物等ヲ見得ヘキ地圖
 - 六 製造用器械及其ノ名稱略圖並個數
 - 七 用水(鑛泉汲取場ヲ含ム以下倣之)ノ位置及其ノ井泉ノ構造
 - 八 製造ノ原料及ヒ其ノ方法
 - 九 清涼飲料水取扱者ニ對スル健康診斷書
- 第二條 清涼飲料水製造營業ノ認可ヲ受ケタル後前條ノ各號中ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 清涼飲料水製造場ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ
- 一 製造場ノ内部ハ板張トシ地盤ハ不透透質ノ材料(石、煉瓦、漆喰敵ノ類以下倣之)ニテ敷設スヘシ
 - 二 汽罐、汽機ヲ使用スル製造場ニ在テハ其ノ室ヲ異ニシ危害豫防ノ裝置ヲ爲スヘシ
 - 三 製造場ニハ不透透質ノ材料ニテ排水溝ヲ設ケ適宜ノ勾配ヲ付スヘシ
 - 四 用水汲取場ハ堅固ナル側ヲ用ヒ汚水ノ混入ヲ防クヘシ
 - 五 清涼飲料水製造ニ要スル炭酸瓦斯ハ適當ノ除害液中ヲ通過セシムルノ裝置ヲナスヘシ但シ精製シタル炭酸瓦斯ヲ使用スルモノハ此ノ限ニアラス
- 第四條 工事落成シタルトキハ知事ニ届出検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受ケタル後ニアラサレハ使用スル事ヲ得ス

- 第五條 清涼飲料水營業者ニシテ自ラ管理スル能ハサル場合ハ管理人ヲ置クヘシ
前項ノ管理人ヲ置キタルトキハ其ノ住所氏名及理由ヲ知事ニ届出ヘシ廢止シタルトキ亦同シ
- 第六條 清涼飲料水營業者ニシテ其ノ住所氏名ヲ變更シ又ハ廢業シタルトキハ五日以内ニ知事ニ休業就業シタルトキハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ前項ノ手續ヲナスヘシ
- 第七條 清涼飲料水營業者又ハ其ノ取扱ヲ爲ス者ニシテ清涼飲料水營業取締規則第八條ノ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ病名、家族、雇人ナルトキハ病名氏名ヲ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第八條 所轄警察官署ニ於テ清涼飲料水營業者又ハ從業者ニ對シ前條ノ疾病ニ罹リタル疑ヒアリト認ムルトキハ期限及醫師ヲ指定シテ健康診斷書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第九條 家族、雇人ヲシテ清涼飲料水ノ取扱ヲ爲サシメ及廢止シタルトキハ其ノ氏名ヲ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第十條 清涼飲料水容器ニ貼用スヘキ票紙ハ他人ニ交付スヘカラス
- 第十一條 汽罐汽機ヲ使用スル製造場ニ於テハ汽罐汽機ニ就テハ其ノ取締規則ヲ遵守スヘシ
- 第十二條 當廳ニ於テ衛生上必要ト認ムルトキハ清涼飲料水製造場ニ對シ修繕、改築、移轉其ノ他適當ナル設備ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十三條 本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第十四條 本則第二條、第四條乃至第七條又ハ第九條乃至第十一條ニ違反シタル者ハ第八條ノ健康診斷書提出ノ命ニ從ハス若ハ第十二條ノ修繕、改築、移轉其ノ他適當ナル設備ノ命ニ從ハサル者ハ拾

圓未滿ノ科料ニ處ス

第十四條ノ二 清涼飲料水營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ第十四條ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス清涼飲料水營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本前ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ第十四條ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ニ適用スヘキ處罰ハ法人ノ代表者ニ科ス

第十五條 本令ハ明治三十三年九月一日ヨリ施行ス

但シ「ラムネ」ニ關シテハ明治三十三年七月一日ヨリ施行ス

第十六條 従前營業者ニシテ現ニ其ノ業ヲ營ミ繼續營業セムトスル者ノ既設製造場ノ構造本則ニ適合セサルモノハ明治三十三年十月三十一日迄ニ改築スヘシ
但シ「ラムネ」ニ關シテハ明治三十三年八月三十一日迄ニ改築スヘシ

原動機取締規則及ヒ製造所取締規則取扱手續

(明治二十八年四月
和歌山縣訓令第百六十一號)

大正二年十二月十九日訓令第三六八號ニテ改正

第一條 規則ニ依リ原動及製造所ノ設置願書ヲ受ケタル時ハ直ニ左ノ各項ニ就キ調査ヲ遂ケ公害ノ有無ニ關シ意見ヲ付シテ進達スヘシ

一 出願ノ事項ハ實際ト相違ナキヤ否ヤ

二 工場ヨリ直徑六十間以内ノ地ニ火藥又ハ石油ノ貯藏場其ノ他爆發性、燃燒性ノ物品ヲ製造シ又ハ之ヲ貯藏スル場所、社寺、學校、病院、官公署、公園、御陵墓、飲用水等アルトキハ其ノ工場トノ距離及其ノ間ノ地勢地形

三 機械ノ音響又ハ臭氣ノ發揚煤粉ノ飛散等ニ依リ公害ヲ生スヘキ虞ナキヤ否ヤ

四 工場四隣三十間内ノ地主家主住居者ニ於テ故障ナキヤ否ヤ若シ故障アル時ハ其ノ理由及狀況

第二條 製造所取締規則第三條ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ臨檢シ設計書、仕様書、圖面、其ノ他ノ書類ト對照シ差支ナシト認メタルトキハ建設許可書欄外ニ検査済ノ旨ヲ記載シ捺印ノ上之ヲ交付シ其ノ旨報告スヘシ

當廳ニ於テ必要アリト認メ特ニ指示シタルトキハ前項ノ検査ヲ行フ前豫メ其ノ指揮ヲ受クヘシ

第三條 製造所ニハ時々臨檢シ特ニ左ノ各項ヲ視察シ異狀アル時ハ直ニ報告スヘシ

一 煙突及工場ノ建設物ハ轉覆崩壞ノ虞ナキヤ否ヤ又掃除行届キ居ルヤ否ヤ

二 火災ノ虞ナキヤ否ヤ

三 雇主ト職工ノ關係

四 職工ノ衛生又ハ風儀

五 職工労働時間ノ伸縮又ハ賃錢ノ高低

六 職工ノ増減

七 工場内ノ習慣

第四條 汽罐汽機取締規則第十條及ヒ製造所取締規則第四條ノ處分ヲ要スルモノト認ムルトキハ其狀況ヲ詳具シ指揮ヲ待ツヘシ

原動機取締規則第十四條第二項ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ狀況ヲ詳ニシ報告スヘシ

第四條ノ二 原動機取締規則第十七條ノ處分ヲ要スト認ムルモノアルトキハ其ノ事情ヲ精査シ意見ヲ具シテ報告スヘシ

第五條 左ノ様式ニ倣ヒ製造所臺帳ヲ備ヘ開業廢業其他異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

置位	何々製造所	許可	明治	何年	何月	何日	持主	郡市町村字番地身分 何人誰又ハ社名
		廢業	明治	何年	何月	何日		
郡市町村番地	坪數	坪數	坪數	坪數	坪數	坪數	坪數	坪數

製造品	何々
器機ノ種類及個數	蒸汽汽機若クハ水力機械等ノ區別其他作業機械ノ種類個數等ヲ成ルヘク詳細ニ記入スヘシ
煙突	其高サ材料個數等ヲ記ス
職工負數	其製造ノ模様ヲ記ス
就業時間	午前何時ヨリ午後何時マテ
火焚所	
男女	何人
合計	何人

備考	臨時検査ノ年月日及其狀況其他必要ト認ムルモノヲ摘記ス
----	----------------------------

德 島 縣

製造所取締規則

(德島縣令第八十七號)

第一條 本則ニ於テ製造所ト稱スルハ左ニ列記セルモノヲ謂フ

- 一 諸鑄造所及鍛冶工場
 - 一 煉瓦、瓦、陶器
 - 一 玻璃、骸炭、石灰、石鹼、セメント、懷爐灰、燐寸、蒸溜水製造所
 - 一 製革及膠製造所
 - 一 魚油製造所
 - 一 襪襪及糞化製造所
 - 一 前各號ノ外火力ヲ用ユルト否トニ拘ラス公安維持上必要ト認ムル各種ノ製造所
- 第二條 製造所ヲ設置セントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ詳記セル書面ヲ添付シ所轄警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ但シ他ノ法令ニ特別ノ規定アルトキハ其許可證寫ヲ添付スヘシ

一 設置場所ノ郡市町村字番地

二 製造所ノ構造及附近六十間以內建物ノ模様ヲ示シタル圖面

三 工事落成期日

四 製造所名並ニ製造品ノ種類及其原料

- 五 職工男女別及員數
- 六 燃料及一日ノ消費高
- 七 製造高一日ノ概算並ニ就業時間
- 八 煙突ノ物質形狀高サ口徑
- 第三條 公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ許可セズ又許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第四條 左ノ一ニ該當スル者ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
 - 一 製造所ヲ廢止シタルトキ
 - 二 所有者ヲ變更シタルトキ
 - 三 所有者ノ住所ヲ變更シタルトキ
- 第五條 新設又ハ變更ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ
- 第六條 公安又ハ風俗維持ノ爲メ警察官署ニ於テ必要ト認メタルトキハ除害裝置又ハ修繕ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 第二條ニ違背シ又ハ第五條ノ認可ヲ受ケスシテ使用シ若ハ第六條ノ命令ニ從ハサル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二拾圓未滿ノ科料ニ處シ第四條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス
- 第八條 事業主カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但營業者ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ハ此限りニアラス法人ノ代表者本則ニ違背シタル場合ニ於テハ第六條ノ罰則ヲ法人ニ適用ス
- 法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

- 第九條 從來許可ヲ受ケタル者ハ其効ヲ有スルモノトス
- 第十條 明治二十年四月縣令第十七號ハ廢止ス

煙突取締規則 (大正元年十月十六日 德島縣令第七號)

- 第一條 製造其ノ他營業ノ爲建設スル煙突ニハ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノノ外本則ヲ適用ス
- 第二條 煙突ヲ建設セムトスル者ハ左記各號ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ第一號乃至第五號ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
 - 一 建設ノ場所
 - 二 使用ノ目的
 - 三 構造
 - 四 燃料
 - 五 竣功期日
 - 六 四隣二十間以内ニ於ケル建造物其ノ他ノ模様ヲ記シタル圖面
- 第三條 煙突ノ構造ハ左記各號ノ制限ニ從フニアラサレハ認可ヲ受クルコトヲ得ス
 - 一 石、煉瓦、陶器金屬其ノ他不燃質物ヲ用ヒルコト
 - 二 周圍二十間以内ニ在ル最高屋上ヨリ十五尺以上ノ高サヲ有スルコト但シ煙突ノ構造、設置ノ場所用ノ目的燃料ノ種類等ニ依リ所轄警察官署ニ於テ之カ伸縮ヲ爲スコトヲ得

三 家屋其ノ他建造物ノ側面ニ突出スルモノハ屋端ヨリ一尺以上ノ距離ヲ存シ上方ニ屈曲セシムルコト

四 燃質物ニ接着スル個所ハ石煉瓦漆喰等不燃質物ヲ以テ包圍スルコト

前各號ノ外所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ避雷針其ノ他ノ設備ヲ命スルコトヲ得

第四條 煙突ノ建設ヲ竣ヘタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

前項検査ニ合格シタルモノニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 煙突ノ使用者其ノ建設者ト異ナルトキハ使用開始後十日以内ニ其ノ旨所轄警察官署ニ届出ツ

ヘシ煙突ノ使用ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ又使用者ニ異動ヲ生シタルトキハ後ノ使用者ヨリ同一期間内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第六條 煙突ノ使用者ハ石灰ヲ燃料トスル煙突ニ在リテハ毎週一回以上其ノ他ニ在リテハ毎月一回以上其ノ内部ヲ掃除スヘシ

第七條 所轄警察官署ハ公安風致又ハ衛生上障害アリト認ムルトキハ煙突ノ使用ヲ停止シ又ハ構造ノ變更若ハ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得

第八條 本則第二條又ハ第四條第二項ニ違反シタル者竝第七條ノ命令ニ應セサル者ハ拘留又ハ科料ニ處シ第五條又ハ第六條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第九條 煙突ノ建設者又ハ使用者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依ル罰則ハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ未成年者ニシテ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルモノハ此ノ限リニ在ラス

煙突ノ建設者使用者ハ其ノ代理人家族雇人其ノ他ノ従業者ノ違反行爲ニ付自己ノ指揮ニ出テサルノ

故ヲ以テ其ノ罪ヲ免ルルコトヲ得ス

本則ニ於テ法人ヲ罰スヘキ場合ハ法人ノ代表者ヲ以テ被告トス

附 則

本則施行ノ區域ハ告示ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

本則施行前ノ建設ニ係ル煙突ノ使用者ハ第二條各號ノ事項ヲ具シ三ヶ月以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

本則ニ適合セサル煙突ハ所轄警察官署指示ニ從ヒ一ケ年以内ニ之ヲ改造スヘシ

避雷針構造規則

(明治四十一年二月二十日 徳島縣令第十五號)

第一條 法令ニ基キ避雷針ヲ設備スル者及ヒ私ニ之ヲ設ケムトスル者ハ左ノ構造方法ニ據ルヘシ

一 避雷針ハ堅牢ナル鐵柱ヲ用ヒ其尖端ハ三寸以上金鍍金ヲ施スコト

二 避雷針ヨリ地中ニ達スル導線ハ「ビー、エス」十番以上ノ銅線十三本以上ヲ撚リタルモノ又ハ每一尺ノ重量ニ封度半以上ノ亞鉛鍍金セル燃線ヲ使用スルコト但導線ハ可成屈曲ヲ少クスルコト

三 地中板ハ面積九平方尺以上厚サ五厘以上ノ銅板ヲ使用スルコト

四 前號銅板ハ厚サ五寸以上木炭又ハ骸炭ニテ取圍ミ地下ニ埋ムルコト但地下ハ水氣ノアル點ニ至ルヲ要ス

五 導線ト地中板及導線ト避雷針トノ接続ハ極メテ堅牢ニシ且ツ接続部分ヲ白鐵ヲ以テ密包シ電氣

抵抗ヲ最小ナラシムルコト

六 避雷針ヨリ大地ニ達スル間ノ電氣抵抗ハ八「オーム」以下タルコト

第二條 前條ニ依リ私ニ避雷針ヲ設備セシモノハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經由シテ當廳ニ届出ヘシ
在來設備シタルモノハ本則施行ノ日ヨリ十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 法令ニ基キ又ハ私ニ設備セル避雷針ニシテ第一條ノ構造ニ適セサルモノハ左ノ例ニ據ルヘシ

一 法令ニ基キ設備セルモノハ本則施行ノ日ヨリ二ヶ月以内ニ改設スルコト

二 私ニ設備セルモノハ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ改設若クハ取毀ツコト

第四條 設備者ハ避雷針ノ効力ノ有無ヲ検査スル技術官ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

香 川 縣

牛乳營業取締規則施行細則

(明治三十三年七月
香川縣令第六十七號)

第一條 牛乳營業取締規則第四條ノ認可ヲ請ハントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ當
廳ニ差出スヘシ其事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 牛舎運動場ノ位置及構造仕様書並ニ圖面

二 牛乳搾取場及ヒ乳製品製造場ノ構造仕様書並ニ圖面

三 起工及ヒ竣工期日

前項ニ依リ認可ヲ受ケタル建築竣工シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出テ検査ヲ受クルニ
非サレハ使用スルコトヲ得ス

第二條 牛乳又ハ乳製品ノ請賣ヲ爲サントスルモノハ搾取又ハ乳製品製造營業者ノ住所氏名ヲ記シ所
轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 規則(牛乳營業取締規則以下之)第二十一條ニ依ル牛舎、牛乳搾取場、乳製品製造場等ノ構造設備及ヒ管理
方法ハ左ノ各號ニ從フヘシ

牛 舍

一 人家稠密ナラサル箇所ニシテ人家及ヒ飲料水ヲ距ル十間以上且ツ營業中其距離ヲ保存シ得ルト
認ムル地ニ設クルコト

二 牛室ハ一頭毎ニ横四尺縦八尺以上トシ前方ニ三尺以上後方ニ二尺以上ノ空地ヲ存スルコト

三 地盤不透過質ノ材料(石、煉瓦、漆喰等以下倣之)ヲ以テ敷設シ二寸以上ノ勾配ヲ付シ内部周壁及ヒ天井ハ板張ヲ爲シ空氣ノ流通光線ノ射入ヲ良クスル爲屋上ニ臭氣抜換氣孔及ヒ用壁適當ノ箇處ニ窓ヲ設クルコト

四 尿樋ハ開渠トシ釉藥ヲ施シタル土管又ハ不透過質ノ材料ヲ以テシ二寸以上ノ勾配ヲ付スルコト
五 糞尿溜ハ釉藥ヲ施シタル甕其他不透過質ノ材料ヲ以テ牛舎以外ノ地ニ設ケ覆蓋ヲ爲スコト

運動場

六 運動場ノ位置ハ第一號ノ制限ニ從フコト

七 畜牛ノ運動ヲ爲スニ足ルヘキ坪數ヲ備ヘ排水ノ構造ヲ爲シ周圍ニ駒止柵ヲ設クルコト

牛乳搾取場

八 牛舎以外ニ建設シ地盤ハ不透過質ノ材料ヲ以テ敷設シ内部周壁ハ地盤ヨリ六尺以上及天井ハ總テ板張ト爲シ且空氣ノ流通光線ノ射入ヲ良クスル爲メ適當ノ窓ヲ設クルコト

乳製品製造場

九 成品未成品及ヒ製造室等ヲ設ケ適宜區劃スルコト

十 内部ノ地盤ハ不透過質ノ材料ヲ以テ敷設シ六尺以上ノ腰板張ヲ爲シ且ツ空氣ノ流通光線ノ射入ヲ良クスル爲メ適當ノ窓ヲ設クルコト

管理

十一 牛舎ニ於テハ乳牛及ヒ乳牛用ニ充ツヘキ種牛若シクハ犢牛ノ外飼養スルコトヲ得サルコト

十二 畜牛ハ日日清潔ニ梳拭シ牛乳搾取ノ際ハ微温湯ヲ以テ乳房ヲ洗滌スルコト

十三 牛乳又ハ乳製品ノ容器量器及ヒ之ニ附屬スル器具ハ使用後直チニ洗滌シ塵埃及ヒ蚊蠅ヲ爲シ一定ノ場所ニ之ヲ藏ムルコト

第四條 乳牛ヲ買入若クハ讓受ケタル時ハ其種類年齢毛色產地買先地特徴及番號(營業者ニ於テ乳牛適宜番號ヲ付シタルモノ)ヲ詳記シ獸醫ノ證明書(牛乳營業取締規則第五條ニ掲クル疾病ナキ證明)ヲ添ヘ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其異動ヲ生シタルトキ又ハ搾取ヲ休止シタルトキ亦同シ
第五條 牛乳ハ強酸性ノ反應ナク且ツ脂肪量ハ全乳ニ在リテハ百分中二、七分以上脱脂乳ニ在リテハ百分中〇、五分以上トス

第六條 規則第五條第一號ノ疾病ニ罹リ又ハ全癒シタルト認メタルトキ及ヒ同條第二號第三號ノ事實アリタルトキハ速ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第七條 牛乳營業者ハ豫メ搾取又ハ乳製品取扱者ヲ定メ醫師ノ健康證明書(牛乳營業取締規則第十二條ニ掲クル疾患ナキ旨ノ證明ヲナシタルモノ)ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツ可シ其取扱者ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八條 牛乳營業者廢業又ハ死亡シタルトキハ速ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ但請賣營業者ニ在テハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

第九條 牛舎牛乳搾取場乳製品製造場ニシテ破損若ハ衛生上有害ノ事項ヲ認メタルトキハ豫メ期間ヲ指定シテ相當ノ施設ヲ爲サシムヘシ

第十條 私ニ第一條ノ構造ヲ變更シタル者又ハ第二條、第四條、第六條、第七條及ヒ第三條第十一號乃至第十三號ニ違背シタルモノハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十一條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 明治二十七年四月香川縣令第二十八號牛乳搾取販賣取締規則ヲ廢止ス

氷雪營業取締規則施行細則

(明治三十三年七月 香川縣令第六十八號)

第一條 氷雪採取製造業ノ認可ヲ請ハントスルトキハ左ノ各號ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ差出スヘシ

一 採取製造場ノ位置地目面積及周圍六十間以内ノ地圖

一 採取製造場ノ構造方法及ヒ圖面

一 採取製造方法書

一 原水ノ種類及製造用材料

一 貯藏場ノ位置構造圖面及貯藏ノ方法

第二條 氷雪卸賣營業ヲナサントスルトキハ第一條末號ノ方法ヲ詳記シタル書面ニ採取製造認可書ノ

寫(採取製造者ノ所轄警察官署ノ證印アルモノ)ヲ添ヘ營業地ノ警察官署ヲ經テ當廳ニ願出ツヘシ

第三條 氷雪採取製造場又ハ貯藏ノ位置構造ハ左ノ各號ニ依ル可シ

一 製造所ハ衛生上無害ノ地ニ設ケ地盤ハ不透透質ノ材料(石又ハ漆(喰叩等)トシ排水溝ヲ設ケ濾水器ヲ備フヘシ

一 採取場ノ位置ハ人家及道路ニ隔リ墓地其他不潔ト認ムル地ヨリ百二十間以上ヲ距ル場所ニシテ

氷池ノ周圍ハ外方ニ向テ勾配ヲ付シ土地ノ狀況ニ依リ雨水排除溝ヲ設ク可シ

一 貯藏場ハ地盤ニ小石ヲ敷キ其上ニ編竹ヲ置キ周圍及ヒ其上部ニ二重ノ板張トナシ適宜ノ位置ニ取出シ口ヲ設ク可シ

第四條 氷雪採取製造場又ハ貯藏ノ工事落成シタルトキハ營業地ノ警察官署ヲ經テ當廳ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第五條 貯藏シタル氷雪ヲ發賣セントスルトキハ氷雪十斤ヲ添ヘ當廳ニ届出テ検査ヲ受ク可シ

第六條 氷雪請賣營業ヲ爲サントスルトキハ採取製造者又ハ卸賣者ト連署ノ届書ニ別紙第一號式ノ標

札ヲ添ヘ營業地ノ警察官署ニ差出シ檢印ヲ受ケ店頭ニ表示ス可シ但他府縣ニ於テ發賣許可ノ氷雪ヲ請賣スルモノモ又本文手續ヲナス可シ

第七條 氷雪營業者自カラ行商シ若クハ他人ヲシテ行商セシメトスルトキハ其旨營業地ノ警察官署ニ届出テ別紙第二號式ノ木標ニ檢印ヲ受ケ其荷桶等ノ看易キ場所ニ表示ス可シ

第八條 氷雪營業者ハ發賣期ノ検査ヲ經サル前ニ醫療用ノ爲賣却スルトキハ其量目住所氏名ヲ記シタル證書ヲ請取ル可シ

第九條 本則許可ノ效ハ前年十月ヨリ翌年九月迄一箇年限リトス滿期ニ至レハ免許證ヲ返納シ標札又ハ木標ニ消印ヲ請フ可シ

第十條 第五條ノ検査ヲ受ケスシテ發賣シタルモノ又ハ第六條、第七條、第八條、第九條ニ違背シタルモノハ一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十一條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ施行ス

(第一號式)

檢印

三 尺

明治何年何月ヨリ	明治何年何月ヨリ
水雪請賣免許	水雪請賣免許
住所	住所
製造(貯藏)人	製造(貯藏)人
請賣人	請賣人

(第二號式)

檢印

六 寸

明治何年何月限リ	明治何年何月限リ
水雪行商免許	水雪行商免許
住所製造(貯藏)請賣人氏名	住所製造(貯藏)請賣人氏名
賣子氏名	賣子氏名

清涼飲料水營業取締規則施行細則

(明治三十三年七月 香川縣令第六三號)

第一條 清涼飲料水營業取締規則第二號ノ認可ヲ請ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ知事ニ

差出スヘシ

- 一 製造場ノ位置、構造仕様書及其平面圖
- 二 製造器械及容器ノ種類、品質
- 三 製造品ノ種類、製造方法
- 四 原料水ノ所在地名

前項ノ認可ヲ受ケタル後其ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ詳具シ知事ニ届出認可ヲ受クヘシ
第一條ノ二 前條ニ依リ認可ヲ受ケタル製造場ノ構造竝ニ設備完成シタルトキハ知事ニ届出検査ヲウケルニ非ラサレハ使用スルコトヲ得ス

第二條 製造場ノ構造ハ左ノ規定ニ依ル可シ

- 一 地盤ハ煉瓦石漆喰等不滲透質ノ材料ヲ以テ布設シ二寸以上ノ勾配ヲ付スルコト
- 二 壁及ヒ天井ハ板張トナシ其他ハ適當棚ヲ設クルコト
- 三 流通樋ハ開渠トシテ漆喰敷其他不滲透質ノ材料ヲ用ヒ二寸以上ノ勾配ヲ付スルコト
- 四 燐光線ノ射入竝ニ空氣ノ流通ヲ能クスル爲メ適當ノ窓ヲ設クルコト

第二條ノ二 炭酸含有ノ清涼飲料水製造ニ要スル炭酸瓦斯ハ適當ナル除害液ヲ貯タル器中ヲ通過セシムヘシ但シ既ニ精製シタル炭酸瓦斯ヲ使用スルモノハ此ノ限ニアラス

第三條 清涼飲料水ノ容器ニハ硝子陶磁又ハ充分煮沸シタル木栓ヲ施スヘシ

第四條 清涼飲料水營業者ハ豫メ調製竝ニ小分ニ從事セムトスルモノヲ定メ醫師ノ健康證明書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第五條 製造場ニシテ破損若クハ衛生上有害ナルヲ認メタルトキハ期間ヲ定メ改造修繕又ハ變更ヲ命
スルコトアルヘシ

第六條 清涼飲料水ヲ請賣セムトスル者ハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第七條 清涼飲料水營業者其ノ住所又ハ氏名ニ異動ヲ生シ若ハ廢業死亡シタルトキハ七日以内ニ製造
業者ハ知事ニ請賣營業者ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ但死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ届
出ソルヲ要ス

第七條ノ二 本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第八條 私ニ第一條ノ各號ヲ變更シタルモノ又ハ第四條、第六條、第七條ノ届出ヲ怠リリタルモノ及
ヒ第一條ノ二第二條ノ二第三條ニ違背シタルモノハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第九條 明治四十四年四月以前ニ請賣營業ノ手續ヲ爲シタル者ニシテ引續營業セムトスル者ハ本則施
行後十日以内ニ更ニ第六條ノ手續ヲ爲スヘシ

石油取締規則 (明治四十四年七月
香川縣令第五十八號)

第一條 本則ハ燈火用及發動機用石油ニ適用ス

第二條 石油ハ一石以上ハ置場ニ五石以上ハ藏置場ニ五十石以上ハ油槽場又ハ貯藏場ニ貯藏スヘシ

第三條 油槽場、貯藏場、藏置場、置場ヲ設ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ油槽場、貯藏場ハ知事ニ
藏置場、置場ハ所轄警察官署ニ出願許可ヲ受クヘシ其ノ改築、變更ノ場合モ亦同シ
但シ敷地又ハ建物他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ所有者ノ連署ヲ要ス

一 本籍、住所、身分、職業、氏名、年齢、法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及定款

二 位置(郡市町村字番地)

三 敷地、建物ノ位置、坪數、人家其ノ他火氣ヲ取扱フ場所トノ距離ヲ示セル平面圖

四 構造仕様書

五 油槽場、貯藏場、藏置場ニ在テハ建物ノ尺度ヲ示セル平面、正面、兩側面及縱斷面圖

六 工事落成期日

未成年者、禁治産者ノ願書ニハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第四條 油槽場、貯藏場及藏置場ノ他ノ建造物トノ間ニ左ノ距離ヲ存スヘシ

一 油槽場、貯藏場ハ二十間以上

二 藏置場ハ三間以上

土地ノ狀況又ハ建物ノ種類ニ依リ若ハ適當ナル防火壁ヲ設クルトキハ前項ノ制限ニ拘ハラズ許可ス
ルコトアルヘシ

第五條 油槽場、貯藏場及藏置場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 貯藏場及藏置場ノ建物ハ金屬、石煉瓦又ハ土藏造ト其ノ屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スルコト

二 油槽ハ堅固ナル金屬製トシ且之ヲ据付ヘキ地盤「コンクリート」ヲ以テ固メ基礎ヲ強固ニスルコト

三 貯藏場及藏置場ノ建物内ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ石油ノ流出若ハ滲透セサル装置ヲ爲スコト

四 石油ヲ小分ノ罐詰ニ詰替スル場所ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ石油ノ地中ニ滲透セサル装置ヲ爲ス
コト

五 油槽場貯藏場ニハ避雷針ヲ設クルコト

第六條 置場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 木造トナストキハ内部ハ金屬其ノ他ノ不燃質物ヲ以テ被覆スルコト

二 地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ敷設シ石油ノ流出又ハ滲透セサル裝置ヲ爲スコト

第七條 油槽場、貯藏場、藏置場、置場落成シタルトキハ許可ヲ受ケタル官廳ノ検査ヲ受ケ認可ヲ得ルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第八條 石油ノ小賣店ニ於テ販賣用ニ供スル容器ハ金屬製ノ「カラン」付ヲ用ヒ且金屬製ノ受滴器ヲ備フヘシ

第九條 油槽場、貯藏場、藏置場、置場ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 油槽場ニ於ケル石油ノ出入、小分、罐詰、詰替ハ日出後日没前ニ於テ爲スヘシ

二 場内ニ於テ濫リニ火氣ヲ取扱フヘカラス

三 油槽場、貯藏場、藏置場ノ入口ニハ其ノ名稱及貯藏者ノ氏名ヲ標示スヘシ

四 適當ノ場所ニ消火用ノ爲土砂又ハ其ノ他ノ設備ヲ爲スヘシ

第十條 危害豫防ノ爲必要アリト認ムルトキハ改修ヲ命シ又ハ適當ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳ニ届出ヘシ

一 貯藏ヲ廢止シ又ハ建物ヲ讓渡シタルトキ

二 貯藏者ノ死亡又ハ住所、氏名ニ異動アリタルトキ

三 貯藏者ノ法人ナルトキハ其ノ代表者ノ氏名及定款ノ變更又ハ解散ヲ爲シタルトキ

前項死亡ノ場合ハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ又ハ法人ノ解散ハ清算人ヨリ其ノ手續ヲ爲シ讓渡シタルトキハ當事者ノ連署ヲ要ス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 許可ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ工事ニ着手セサルトキ

二 落成期日内ニ竣成セサルトキ

三 本則ニ違反シ又ハ第十條ノ命ニ從ハサルトキ

第十三條 本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十四條 貯藏者ニシテ自ラ貯藏ヲ管理セサルトキハ管理人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ其之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ届書ニハ貯藏者及管理人連署ヲ要ス

第十五條 第二條、第三條、第七條、第九條各號ノ一ニ違反シ又ハ第十條ノ命ニ從ハサル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五圓以下ノ科料ニ處ス

第八條、第十一條、第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十六條 家族雇人其ノ他ノ從業者ノ貯藏上ニ關スル行爲ニ付テハ前條ノ罰則ハ之ヲ貯藏者ニ適用ス

第十七條 管理人又ハ法人ノ代表者ハ前二條ノ適用ニ付テハ貯藏者ト看做ス

第十八條 貯藏者カ十四歳未滿ノ者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

附 則

第十九條 本則ハ明治四十五年一月一日ヨリ施行ス

第二十條 明治四十一年六月四日香川縣令第四十四號石油槽場取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

香川縣

五六九

銃砲火藥類取締法施行令

(明治四十四年四月三十日)
(香川縣令第三十一號)

第一條 銃砲火藥取締法、全施行規則、同施行細則ニ依リ行政官廳ニ差出スヘキ願届書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二條 銃砲火藥類取締法第三條ニ依リ緩燃導火線又ハ煙火ヲ製造セムトスル者ハ製造所、貯藏所、火藥置場並ニ藥品置場ヲ設クヘシ但シ其ノ位置構造ニ付テハ左記ノ各號規定ヲ遵守スヘシ

一 位置ハ皇陵、社寺、學校、公園、電氣瓦斯若ハ石油ノ工場、電力若ハ火力ヲ使用スル工場、發火質物件ヲ蓄積スル場所、鐵道、軌道、船舶ノ繫留所、宅地、國縣里道、電線、瓦斯ノ傳導管並火ヲ取扱フ場所ヨリ二十間以上ヲ隔ツルコト

二 構造ハ煉瓦造又ハ壁ノ厚サ二寸以上ノ土藏造ト爲シ屋根ハ輕量ノ不燃質物ヲ用キ内部ハ鉄釘、石瓦ヲ露ハサス且製造所ハ二箇所以上ノ出入口及窓ヲ設ケ板敷ト爲スコト

製造所ノ同一棟内ニ貯藏所、火藥置場並藥品置場ヲ設ケムトスルトキハ作業場ヨリ六尺以上ノ土間ヲ隔テ且貯藏所並各置場ハ厚サ五寸以上ノ土壁ヲ以テ區劃シ各別ニ出入口ヲ設クルコト

第三條 緩燃導火線及煙火製造者ハ左記各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 職工ヲ雇入レムトスルトキハ其ノ原籍、氏名、年齢ヲ具シ知事ニ届出ヘシ其ノ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

二 製造者ハ製造中其ノ場所ニ在テ監理スヘシ自ラ監理スル能ハサル事情アル者ハ代理人ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ

三 製造所外ニ於テ製造シ貯藏所外ニ貯藏スヘカラス又火藥並藥品ハ各其ノ置場外ニ置クヘカラス

且藥品ハ一種毎ニ其ノ容器ヲ異ニスヘシ

四 貯藏所ニ貯藏スヘキ數量ハ五十貫ヲ超過スヘカラス

五 日出前、日没後及烈風、雷鳴ノトキハ製造スヘカラス

六 風俗ヲ壞亂シ又ハ公安ヲ害スヘキ物體若ハ文字ヲ表示スヘキ煙火ヲ製造スヘカラス

七 製造所、貯藏所、火藥置場若ハ藥品置場ニ於テ喫煙ヲ爲シ又ハ火氣ヲ取扱フヘカラス

八 前號ノ場所ニハ其ノ從業者ノ外入ヲシムヘカラス

九 製造者轉居、改氏名又ハ製造ノ廢止ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ知事ニ届出ヘシ

十 製造者ハ第一號様式ノ帳簿ヲ備ヘ火藥、藥品及製品ノ授受並ニ火藥及藥品消費ノ都度所定ノ事項ヲ明記スヘシ

第四條 緩燃導火線又ハ煙火ノ製造ニ關シ危險防止上必要ト認ムルトキハ職工ノ雇入又ハ使用禁止若

ハ限制スルコトアルヘシ

第五條 煙火ヲ發揚セムトスル者ハ其ノ日時、場所、種類、員數ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 所轄警察官署ニ於テ煙火發揚ノ許可ヲ與ヘタル後危險ノ虞アルコトヲ發見シ又ハ第三條第六號ノ規定ニ違反シタル煙火ヲ發揚セムトスルノ虞アルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ發揚ヲ制限スルコトアルヘシ

第七條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十九條ノ許可申請書ニハ申請者ノ住所、職業、氏名、年齢並

銃器戎器種類、員數、授受、運搬又ハ携帯ノ目的及事由ヲ具スヘシ
第八條 火藥取扱免狀ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢、履歴竝ニ免狀ノ種類ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

第九條 火藥類假貯藏所ノ設備ニ付テハ銃砲火藥類取締法施行細則第三十二條ノ規定ヲ準用ス但シ土地ノ狀況ニ依リ特ニ其ノ設備ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第十條 第三條及第五條ニ違反シ又ハ第四條及第六條ノ禁止若ハ制限ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ明治四十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年勅令第十六號、同年内務省令第二號及本令施行ノ際其ノ規定ニ適合セサル火藥類貯藏所及煙火製造所ハ明治四十五年四月三十日限り改造スヘシ此ノ期間内ニ改造セサル者ハ廢止シタルモノト看做ス

銃砲火藥類取締法施行規則第三十九條ニ規定シタル銃砲又ハ戎器ヲ所持スル者ハ明治四十四年六月三十日限り本令第七條ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ届出ヲ爲ササル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

明治三十一年縣令第一百三十三號、同第一百四十四號竝同三十二號縣令第八十六號ハ之ヲ廢止ス
第一號様式(甲)

明治 年 月 日起

火藥竝藥品受拂簿

郡市町村大字番地

(緩燃導火線)製造業 何 某

火藥 加里 雜冠 硝石 何々 何々

(但シ火藥竝藥品ノ見出ハ實際使用ノ品目ニ限り見出ヲ附スヘシ)

年 月 日	品 名	議 所 渡 氏 名 人	買 入 數 量	使 用 數 量	殘 數 量
明治 年 月 日	(火藥) (住所火藥販賣業何某)		買入 〇〇〇〇	使用 〇〇〇〇	殘數 〇〇〇〇
明治 年 月 日	(雜酸加) (住所 藥種商 何某)		買入 〇〇〇〇	使用 〇〇〇〇	殘數 〇〇〇〇

(乙)

明治 年 月 日起

製 品 受 拂 簿

郡市町村大字番地

(緩燃導火線)製造業 何 某

年 月 日	種 類	製		讓受人住所 氏名	讓		氏名	渡		氏名	殘	
		筒數(又ハ 間尺)	數 量		筒數(又ハ 間尺)	數 量		筒數(又ハ 間尺)	數 量			
明治年月日	(緩燃導 火線)	(五、四)間尺	(六、〇〇〇)貫匁	住所火藥製造業 者又ハ何カ氏名	(五、〇)間尺	(九、五〇〇)貫匁	(五、三)間尺	(四、五〇〇)貫匁				
明治年月日	(打揚)	(一、〇)筒	(一〇、〇〇〇)貫匁	何カ (住所氏名)	(一〇)筒	(一〇、〇〇〇)貫匁	(一〇)筒	(一〇、〇〇〇)貫匁				
明治年月日	(仕掛)											

銃砲火藥類取締法令取扱手續

(明治四十四年四月
香川県訓第九十三號)

第一條 本手續ニ於テ法ト稱スルハ銃砲火藥類取締法、規則ト稱スルハ同施行規則、細則ト稱スルハ同施行細則、施行令ト稱スルハ同施行令ヲ謂フ

第二條 規則第六條、第十條、第十六條、第三十二條、細則第十六條及施行令第八條ノ許可申請ヲ受理シタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ調査ヲ爲シ意見ヲ具シテ知事ニ進達スヘシ

一 銃砲火藥類製造又ハ販賣業(規則第六條)ノ許可申請ニ付テハ本人ノ性行、經歷、資産及製造所又ハ營業所ノ適否

二 検査ヲ受ケタル設備並其ノ他ノ事項ニ對スル變更(規則第十條)ノ許可申請ニ付テハ其ノ事由

三 火藥類讓渡讓受(規則第十六條)又ハ工事若ハ工業ノ爲火藥類消費(細則第十六條)許可申請ニ付テハ其ノ場所ノ適否及目的ノ確否並其ノ目的ニ對シ種類數量ノ適否

四 火藥類貯藏所ノ新設、増設、改築、修繕又ハ模様替(規則第三十二條)ノ許可申請ニ付テハ其ノ位置及構造ノ適否並規則第三十三條規定ノ場所ニ對シテ保有スヘキ距離

五 火藥取扱免狀交付(細則第四條、施行令第八條)ノ申請アリタルトキハ其ノ具シタル事項ノ眞否

第三條 規則第十七條又ハ第十八條ニ依リ軍用銃砲又ハ火藥類授受ノ許可申請アリタルトキハ本人ノ性行及所持又ハ使用ノ目的ヲ調査シ危險ノ虞ナキヲ認メタルトキハ附録第一號様式ノ原簿ニ記入シ所定ノ許可證ヲ作製シ原簿ト契印シテ之ヲ交付スヘシ

第四條 規則第二十二條第二項ノ認可申請アリタルトキハ詳密ニ本人ノ火藥類所持ノ事由ヲ調査スヘシ

第五條 規則第二十五條ノ許可申請アリタルトキハ其ノ用途ヲ調査シ意見ヲ具シテ知事ニ進達スヘシ但シ警察官署限リ處分スヘキモノニ在リテハ危險ノ虞ナキヲ認メタル上許可スヘシ

第六條 規則第三十八條ノ許可申請アリタルトキハ危險ノ虞ナキヲ認メタル上許可スヘシ

第七條 規則第三十九條ノ許可申請アリタルトキハ申請書記載事項ノ眞否ヲ調査シ且危險ナキヲ認メタル上附録第一號様式ノ原簿ニ記入シ所定ノ許可證ヲ作製シ原簿ト契印シテ之ヲ交付スヘシ但シ運搬ノ許可ニ付テハ原簿ニ記入セス許可證ハ申請書ト契印シテ之ヲ交付スヘシ

施行令附則第三項ニ依リ届出アリタルトキハ前項ノ原簿ニ記入シ其ノ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

第八條 細則第十九條ノ届出ヲ受ケタルトキハ速ニ知事ニ報告スヘシ

第九條 細則第三十條ノ火藥類ノ消費者ヲシテ附録第二號様式ノ火藥類收支明細簿ヲ備ヘシメ時々臨檢調査スヘシ

第十條 細則第三十六條第一項ノ許可申請アリタルトキハ情ヲ具シ知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第十一條 細則第三十七條ノ許可申請アリタルトキハ已ムヲ得サル事情アル場合ノ外許可スヘカラス

第十二條 細則第四十八條ノ帳簿ハ第三號様式ニ依ラシムヘシ

第十三條 細則第五十二條ノ處分ヲ命シ若ハ貯藏ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ情ヲ具シ知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第十四條 細則第五十三條ノ届出アリタルトキハ直ニ應急ノ措置ヲ命シ且之ヲ知事ニ急報スヘシ

第十五條 警察官署ハ毎月一回以上法第十條第一項ノ臨檢檢査ヲ爲シ其ノ結果ハ附録第四號様式ニ依リ翌月五日迄ニ取纏メ知事ニ報告スヘシ

前項ニヨリ法第十條第二項ノ處分ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキハ事由ヲ具シ知事ノ指揮ヲ受クヘシ但シ緊急ノ場合ニ限リ其ノ處分ヲ爲シ速ニ報告スヘシ

第十六條 法第十二條、規則第十九條第二項、第二十四條、第三十五條及施行令第四條ノ處分ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ知事ニ具申スヘシ

第十七條 警察官署ハ附録第五號様式ニ依リ每一個年ノ統計表ヲ作製シ翌年一月二十日限之ヲ知事ニ進達ススヘシ

第十八條 警察官署ハ附録第六號様式ノ臺帳ヲ備ヘ縣内ニ於ケル銃砲火藥類製造者及同販賣者ノ業別住所氏名、所轄内ニ於ケル火藥貯藏所ノ種類、位置、構造、持主又ハ使用者並緩燃導火線又ハ煙火ノ製造者ノ住所氏名及其ノ位置、構造等ヲ登記シ異動アル都度整理スヘシ

第十九條 附録第一號ノ原簿ニ登錄シタル軍用銃砲並其ノ他ノ銃器又ハ戎器ヲ所持、携帯スル者所轄外ニ轉住シタルトキハ其ノ轉住地ノ所轄警察官署ニ其ノ原簿ノ謄本ヲ送付スヘシ

第二十條 施行令第五條ニ依リ煙火發揚ノ申請アリタルトキハ危險ノ虞ナキヲ認メタル上許可スヘシ

附 則

明治三十一年達第二十九號ハ之ヲ廢止ス
第一號 様式

明治四十四年五月一日

銃砲火藥類授受攜帶許可原簿

警 察 署

軍用銃授受

銃器戎器授受

銃器戎器携

帶銃器携

火藥類授受

可 許	第 號	明 治 年 月 日	量 數 類 種	(拳銃 壹挺)	所持授受 携帶ノ別	事 由 (何々)	目 的 (護身用)	用 途 ()	許 可	住 所	氏 名 (年齢)
-----	-----	-----------	---------	---------	-----------	----------	-----------	---------	-----	-----	----------

可 許	第 號	明 治 年 月 日	量 數 類 種	(火藥貳貫目導火線 參百間)	所持授受 携帶ノ別	事 由 (何々)	目 的 (何々)	用 途 (工業用)	許 可	住 所	氏 名
-----	-----	-----------	---------	----------------	-----------	----------	----------	-----------	-----	-----	-----

契印 明治年月日縣郡材大字番地何某ニ讓渡許可

